

令和 6 年

三川町議会会議録

第 1 回 議会臨時会

令和 6 年 2 月 27 日 開会

令和 6 年 2 月 27 日 閉会

第 2 回 議会定例会

令和 6 年 3 月 5 日 開会

令和 6 年 3 月 12 日 閉会

三川町議会事務局

令和 6 年

第 2 回 三川町議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 5 日 開 会

令和 6 年 3 月 12 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 3 月 5 日 (火) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般報告	
・ 三川町振興審議会報告	5
施政方針	
・ 三川町施政方針	6
・ 教育委員会行政方針	1 3
・ 農業委員会行政方針	1 5
議第 5 号 令和 5 年度三川町一般会計補正予算 (第 9 号)	1 6
議第 6 号 令和 5 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	1 6
議第 7 号 令和 5 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	1 6
議第 8 号 令和 5 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	1 6
議第 9 号 令和 5 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 6
議第 10 号 令和 5 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 6
議第 11 号 令和 6 年度三川町一般会計予算	3 2
議第 12 号 令和 6 年度三川町国民健康保険特別会計予算	3 2
議第 13 号 令和 6 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算	3 2
議第 14 号 令和 6 年度三川町介護保険特別会計予算	3 2
議第 15 号 令和 6 年度三川町下水道事業会計予算	3 2
一般質問 1 名	3 5

第 2 日 3 月 6 日 (水) 休 会

第 3 日 3 月 7 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 5 名	4 9
-------------	-----

第 4 日 3 月 8 日 (金) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 5 日 3 月 9 日 (土) 休 会

第 6 日 3 月 10 日 (日) 休 会

第 7 日 3 月 11 日 (月) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 8 日 3 月 12 日 (火) 会議録第 3 号

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告）	…………	1 1 6
議第 1 6 号	三川町課制条例の一部を改正する条例の制定について	………… 1 1 9
議第 1 7 号	三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について…………	1 1 9
議第 1 8 号	三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	………… 1 2 0
議第 1 9 号	三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	………… 1 2 1
議第 2 0 号	三川町監査委員条例等の一部を改正する条例の設定について	………… 1 2 3
議第 2 1 号	三川町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	………… 1 2 4
議第 2 2 号	三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	………… 1 2 5
議第 2 3 号	三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	………… 1 2 8

議第 24号	三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	128
議第 25号	三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	128
議第 26号	三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	128
議第 27号	三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	130
議第 28号	三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	132
議第 29号	三川町教育委員会委員の任命について	139
議第 30号	人権擁護委員候補者の推薦について	141
(別紙)	三川町議会議員の派遣について	142

令和6年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年3月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 小野寺 正 樹 議員 2 番 佐 藤 栄 市 議員 3 番 小 林 茂 吉 議員
4 番 佐久間 千 佳 議員 5 番 砂 田 茂 議員 6 番 鈴 木 淳 士 議員
7 番 鈴 木 重 行 議員 8 番 成 田 光 雄 議員 9 番 町 野 昌 弘 議員
10 番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

8 番 成 田 光 雄 議員（午前）

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
齋 藤 い つ 総 務 課 長 補 佐 （ 総 務 担 当 ）	五十嵐 章 浩 総 務 課 長 補 佐 （ 財 政 担 当 ）
菅 原 明 大 開 発 係 長	須 藤 崇 仁 企 画 調 整 係 長
五十嵐まなみ 町 民 課 長 補 佐 （ 住 民 担 当 ）	佐 藤 由 貴 子 国 保 係 長

木 村 功	健康福祉課長補佐 (福祉担当)	真 寫 幸 介	護 支 援 係 長
佐 藤 潮	地域包括支援センター補佐	佐 藤 千 絵	健 康 係 長
菅 原 勲	産業振興課長補佐 (農政担当)	高 橋 直 貴	農 政 係 長
高 橋 朋 子	商工観光係長	本 間 純	建設環境課長補佐
三 船 伸 並	建 設 係 長	齋 藤 哲	環 境 整 備 係 長
高 橋 真 利 子	会 計 課 長 補 佐	佐 藤 豊	教 育 課 長 補 佐 (社会教育担当)
松 井 亜 紀 子	社 会 教 育 係 長	笹 原 大	学 校 教 育 係 長 (教育指導担当) 兼指導主事
粕 谷 恵	子ども支援係長併 学 校 教 育 係 長	渋 谷 淳	農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐
渡 部 涼 子	農 業 委 員 会 総 務 係 長		
和 田 勉	監 査 委 員	庄 司 正 廣	農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒 田 浩	議 会 事 務 局 長	飯 鉢 凜 書	記
遠 渡 蓮	書 記	井 上 史 則 書	記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 3月5日（火） 午前9時30分開議

日程第	1	会議録署名議員の指名
日程第	2	会期の決定
日程第	3	諸般報告 ・ 三川町振興審議会報告
日程第	4	施政方針 ・ 三川町施政方針 ・ 教育委員会行政方針 ・ 農業委員会行政方針
日程第	5	議第 5 号 令和5年度三川町一般会計補正予算（第9号）
日程第	6	議第 6 号 令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第	7	議第 7 号 令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第	8	議第 8 号 令和5年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第	9	議第 9 号 令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第	10	議第10号 令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第	11	議第11号 令和6年度三川町一般会計予算
日程第	12	議第12号 令和6年度三川町国民健康保険特別会計予算
日程第	13	議第13号 令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第	14	議第14号 令和6年度三川町介護保険特別会計予算
日程第	15	議第15号 令和6年度三川町下水道事業会計予算

○議長発議により、予算審査特別委員会設置（審査付託）

日程第 16 一般質問 1名

○ 散 会

○議 長（志田徳久議員） ただいまから令和6年第2回三川町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

○議 長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 鈴木重行議員、
1番 小野寺正樹議員、以上2名を指名いたします。

○議 長（志田徳久議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。2番 佐藤栄市議員。

○2 番（佐藤栄市議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る2月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として令和5年度各会計補正予算6件、令和6年度各会計予算5件、条例改正等13件、人事案件2件、以上26件があり、この他に諸般報告1件、施政方針3件、一般質問6名、議長提案が1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日5日から12日までの8日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に、三川町施政方針、教育委員会及び農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際に、補佐・主査・係長も出席となります。次に、令和5年度各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、令和6年度各会計予算5件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算の審査を付託します。その後一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、本日は通告順で1名の一般質問を行います。これで本日は散会となります。

第2日目の6日は、本会議は休会となります。

第3日目の7日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行い、これで散会となります。

第4日目の8日と第7日目の11日は午前9時30分から予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから審査日程表を別途各位に配布いたします。また予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査等では拘束しないこととします。

なお、第5日目の9日、第6日目の10日は、本会議は休会となります。

第8日目の最終日12日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。次に、町長提案の条例改正等13件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に人事案件2件が上程、採決となります。その後議長発議1件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、各議員の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間に決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より、三川町振興審議会報告の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 三川町振興審議会に関しまして、ご報告申し上げます。お手元に配布の報告書をご参照願います。三川町振興審議会に、第4次三川町総合計画に係る令和6年度・令和7年度・令和8年度実施計画の策定について諮問し、その答申を求めたところがあります。

それでは、その経過について申し上げます。

三川町振興審議会に関する報告書

1. 諮問事件

第4次三川町総合計画に係る令和6年度・令和7年度・令和8年度実施計画の策定について

2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

3. 答申の経過

- （1）令和6年2月13日午後1時30分、三川町役場講堂において、令和5年度第2回三川町振興審議会を招集した。
- （2）委員15名と、当局から町長、副町長、教育長、総務課長、企画調整課長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、子育て支援室長（学校教育主幹併任）、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。
- （3）会長あいさつ及び町長あいさつの後、会長が議事録署名委員に黒田暢委員、佐々木靖子委員を指名した。
- （4）議事に入り、第4次三川町総合計画に係る令和6年度・令和7年度・令和8年度実

施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。

- (5) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後3時57分に閉会した。

4. 答申の内容 原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 無し

第4次三川町総合計画に係る令和6年度・令和7年度・令和8年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

令和6年3月5日

三川町長 阿 部 誠

以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時41分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。

(午前 9時46分)

○議長（志田徳久議員） 日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 令和6年3月議会定例会の開催にあたり、令和6年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

私は、6期目の町長選挙に臨んでお示しいたしました公約を着実に推進するため、安全・安心で住みよい町の実現、町民の健康と福祉の向上、教育・子育て環境の充実、そして産業の振興に鋭意取り組んできたところであります。

今年度においても、町民の目線に立ち、町民と向き合う町政を基本理念としながら、第4次三川町総合計画に掲げる町の将来像「あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウンみかわ」を目指し、各種施策の着実な実行、積極的な推進を図ってまいります。

また、令和7年は、三川町が誕生して70年の節目を迎えることから、記念行事の開催や記念誌の発行を予定しており、町も町民の皆さまも、希望にあふれる次の時代に向けた一歩を踏み出すことができるよう、更なる町民の福祉向上と町政の発展のため、一層尽力してまいります。

さて、わが国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越えて改善しつつあり、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など前向きな動きが見られるところであります。

こうした状況を踏まえ、政府は、令和6年度において、人への投資や、DX、AI等の分野での国内投資の推進、少子化対策・子ども政策の抜本的な強化を含む包摂社会などの「新しい資本主義」の実現に向けた取り組みの加速、防災・減災、国土強靱化による国民の安全・安心の確保など、重要な政策課題について必要な予算措置を講ずることとしております。

このような方針に基づいて編成された国の令和6年度一般会計当初予算は、前年度比で1.6%減の112兆5,717億円となり、6年連続で100兆円を超える規模となる見込みであります。

一方、地方財政計画においては、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方が、住民ニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る額を確保することとしております。

このような状況のもと、本町の財政運営は引き続き厳しい状況が見込まれるところではありますが、第4次総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向け、子育て支援の充実と健康・生きがいのづくりの推進、安全・安心で快適な環境の構築、魅力ある産業の創出と交流人口の拡大を基本として、令和6年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入につきましては、利子割交付金及び配当割交付金については減額を見込んだところでありますが、経済全体が回復基調にある状況等を踏まえて、町税や法人事業税交付金、地方消費税交付金などの増額に加え、地方交付税についても地方財政計画に基づいた増額を見込み、更に、国及び県支出金等補助制度の積極的な活用や、ふるさと基金、温泉施設基金、財政調整基金の繰り入れなどにより、必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出については、各種事業費の精査により行財政改革を一層推進するとともに、町政発展の根幹となる第4次総合計画の事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることといたしました。

その結果、令和6年度一般会計予算は前年度比3,700万円減の50億200万円、0.7%減となる予算を編成いたしましたところであります。

なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしました。

次に、令和6年度における主要な施策の概要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

「第4次三川町総合計画」につきましては、各種施策に基づいた事業の行政評価による検証を行いながら展開し、「ハートフルタウンみかわ」の実現を目指してまいります。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略である第2期「三川町Mターン戦略」につきましては、令和7年度までの計画期間であることを念頭に置き、設定した業績評価指標が達成できるよう戦略的施策を実施し、地域における人口減少の抑制と地域経済の回復を図るとともに、豊かで安心した生活を送ることができる社会の形成を目指してまいります。

地域づくり活動の推進につきましては、町広報紙をはじめ、ホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用した的確で迅速な行政情報の提供に努め、住民の自治活動を支援してまいりま

す。また、町長と語る会などの広聴活動を通して提言等の機会を確保し、行政と地域住民との協働によるまちづくりの推進と、各種地域活動の支援に努めてまいります。

地域開発の推進につきましては、定住人口の増加を目指す桜木地区住環境整備事業において、分譲宅地の早期完売を目指して積極的な販売活動に取り組んでまいります。また、みかわ産業団地の拡張については、今年度から三川町土地開発公社による第4期造成工事に取り組むとともに、進出企業の確保に向けた誘致活動を展開してまいります。

広域行政の推進につきましては、個々の自治体では解決できない課題について、庄内南部、北部のそれぞれの圏域の自治体が持つ都市機能や地域資源を有効活用し、かつ、相互に役割分担することにより、地域人口の定着と生活機能の確保、安全・安心な暮らしや潤い・賑わいのある圏域づくりを目指してまいります。

電子自治体の推進につきましては、「三川町DX推進計画」に基づいた取り組みとして、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化を順次実施していくとともに、令和7年度に予定している国の仕様に準拠した情報システムへの移行の準備作業に取り組んでまいります。また、国の交付金を活用しながら行政サービスの利便性向上と事務の効率化を図るための環境を整備するとともに、社会全体のオンライン化を進める上で重要となるデジタルデバイス対策についても、広報や出前講座等による取り組みを拡充してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

本町は、恵まれた自然環境とともに先人の知恵と努力により全国屈指の「米どころ」として、その地位を築いてきたところであります。しかしながら、近年の気候変動や燃油、薬剤・資材費等の高騰に加え、米価の低迷や担い手不足など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本町におきましては、所得の向上に主眼を置いた農業の振興策として、新農業構造改革推進事業により、こだわりの米づくり、土づくり及び園芸作物等による農業所得の確保に対する支援を継続してまいります。

農業の担い手の確保策につきましては、人・農地プランを発展させた地域計画の策定や今後の農業のあり方、農業技術についての学習機会の提供など、多様な形態での農業後継者の育成に取り組んでまいります。

地域住民の暮らしを支える農業の推進につきましては、農業生産の基礎活動や農業関連施設の保守等、地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理や農業生産に伴う環境への負荷の軽減を図る環境にやさしい農業を推進してまいります。

次に、商工業並びに観光振興について申し上げます。

本町における商工業の総合的な発展と雇用の安定化を目指す上で、出羽商工会の役割は大変大きなものがあることから、商工業者の経営体質の強化や事業所研修等の各種取り組みに対し、引き続き支援してまいります。

地域経済の活性化につきましては、町民の消費喚起や農・工・商業者等の経営安定に寄与することを目的に、昨年度に引き続き、出羽商工会三川支所が実施するプレミアム付商品券発行事業を支援してまいります。

また、「田から(宝)もの逸品開発事業」につきましては、観光協会やその会員の方々との連携により、特産品開発を推進してまいります。「中小企業等支援事業費補助金」につきましては、創業者や経営強化を計画している方に対する県や関係団体の助成対象を拡大し支援してまいります。

観光振興につきましては、春の菜の花まつりや秋のイベント等いろり火の里を会場にした季節イベントを開催し、交流人口、関係人口の拡大による賑わいの創出と地域経済の活性化を目指してまいります。また、本町の産業や文化、更に美しい田園に囲まれた景観の魅力を全国に発信し、多面的な誘客活動に取り組んでまいります。

「いろり火の里」施設につきましては、引き続き大規模改修工事を行うこととしており、経営への影響を最小限に留めるよう、みかわ振興公社と調整しながら施工してまいります。

また、コロナ禍の影響による現在のみかわ振興公社の経営状況の改善につきましては、町の交流拠点である「いろり火の里」施設を継続的に運営していけるように支援するとともに、町観光協会、庄内地域「道の駅」連絡協議会と連携したイベントによる集客を図りながら、いろり火の里エリアの利用回復と交流人口の拡大、活性化に繋がるよう取り組んでまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

社会構造や暮らしの変化、また、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな地域社会の構築が求められる中、住み慣れた地域で、すべての住民がお互いに配慮し、支え合いながら共に暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められております。今年度も「第4期三川町地域福祉計画」に基づき、国や県の動向も踏まえながら、関係機関・団体等との連携により、地域福祉を総合的、かつ計画的に推進してまいります。

また、社会福祉協議会との連携により強化しているボランティアセンター機能の充実についても引き続き取り組み、住民が繋がり支え合い、気軽に集える居場所づくりを推進してまいります。

生活の多様化、核家族化など、地域社会の希薄化が急速に進む中、8050問題や介護と育児のダブルケアなど、地域住民が抱える複雑、複合化する課題に対応するため、重層的支援体制を整備し、相談・支援体制を関係各課等と連携し包括的に対応できるよう体制づくりに取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加を踏まえた地域での支え合いの取り組みとともに、日常生活支援や在宅介護サービス等、個々の生活実態に合わせた多様なサービスを提供してまいります。

障害者福祉につきましては、引き続き「第5期三川町障害者計画」等に基づき、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、共に豊かに暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し、多様なニーズに応じたサービスの提供に努めるとともに、相談支援や障害児の家族支援、就労支援などを継続してまいります。

また、物価高騰による家計への影響が大きい低所得の世帯等に対し、国の方針に基づき、給付金による支援に取り組んでまいります。

子育て支援策につきまして、今年度は子ども施策の基礎となる第3期子ども・子育て支援計画の策定年であることから、子育て世帯のニーズ把握に努め、子どもの健やかな成長と子育て家庭の支援に努めてまいります。

子育て世代の負担軽減策につきましては、出産祝金や出産・子育て応援給付金の支給等を継続するとともに、本年10月より児童手当支給対象年齢が高校生まで拡充されることから、対象者への周知と円滑な移行とともに、適正支給に努めてまいります。

また、子育てに困難を抱える世帯への妊娠期から子どもが社会的に自立するまでの継続した支援が求められていることから、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関・団体等との連携により対応してまいります。

保健関連事業につきましては、今年度から始まる、「第3次三川町健康づくり計画」等に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、生活習慣病の予防、こころの健康づくり等に取り組んでまいります。また、特定健診や各種がん検診の受診勧奨に努め、健康意識の高揚や早期の疾病予防、重症化予防について、個別の状況に合わせた保健指導を実施してまいります。更に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を新たに実施し、高齢者のフレイル状態の把握とともに、適切な医療サービス等に繋げるなど、疾病予防・重症化予防の推進を図ってまいります。

母子保健の分野につきましては、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の拡充を図るため、「母子健康包括支援センター」を拠点に、包括的な相談、支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症に対する予防接種の新たな実施については、国の方針等に沿って実施体制の整備を図り、医師会等関係機関の協力を得ながら円滑に進めてまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、保険給付の適正化と町民の自主的な健康づくり活動の支援に取り組むとともに、国民健康保険税の適正課税と安定的な財政基盤の堅持に努めてまいります。また、保険証とマイナンバーカードを一体化した「マイナ保険証」への移行が円滑に進むよう取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、保険料改定が予定されているところであり、広域連合と連携しながら、制度の適正な運営に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、今年度から始まる「第9期介護保険事業計画」に基づき、適切かつ円滑な制度の運営に取り組んでまいります。また、令和7年には団塊の世代全員が75歳以上を迎えることにより、今後、医療・介護双方を必要とするなど、多様なニーズを抱える要介護高齢者の増加が懸念されることから、介護サービス基盤の整備とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

町民の快適で利便性の高い安定した生活や産業の基盤を支える道路や橋梁、下水道等のインフラ整備を進めるとともに、自然と調和した住環境の保全に取り組んでまいります。

まず、道路整備につきましては、道路長寿命化修繕計画に基づき経年劣化が進んでいる幹

線町道の舗装改良により道路利用者の安全の確保に努めてまいります。また、橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき予防保全型管理による計画的な改修に取り組んでまいります。

国県道等の交通ネットワークにつきましては、国道7号三川バイパスの4車線化や両田川橋の架け替え、県道東沼長沼余目線の東側延伸、藤島由良線の歩道等整備について、更に、国直轄河川の治水事業計画の着実な推進と、県管理河川の支障木の伐採や土砂浚渫等について、関係機関と連携して強く要望してまいります。

公園や緑地等につきましては、利用者の憩いとふれあいの場として、より多くの方々に利用していただけるよう、町広報やホームページの他、各種団体等へのお知らせなど、年間を通じた周知活動に努めてまいります。

住宅政策につきましては、若年層や子育て世代、高齢者、障害者など、多様な住宅ニーズに対応した生活環境を形成するため、本町の住生活基本計画に基づき、住宅取得や住宅リフォーム工事に対する支援に、引き続き取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、空き家等対策計画に基づき、所有者による適正な管理を促すとともに、老朽危険空き家等の解体支援等を継続してまいります。また、空き家バンクなどにより空き家の多種多様な利活用を促進してまいります。

環境衛生事業につきましては、町民との協働による環境美化に取り組むとともに、広報・啓発活動等を通じて環境保全意識の醸成に努めてまいります。また、ごみ処理につきましては、広域的な廃棄物処理を推進するとともに、家庭系一般廃棄物の減量化を図るため、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、新ごみ減量化プロジェクト「みかわエコチャレンジ」をはじめとしたリサイクル、リユース等の5Rによる減量化、再資源化に取り組んでまいります。

下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、将来にわたり安定的かつ持続可能な下水道経営を目的に両事業を統合して公営企業会計に移行することから、新たな会計制度のもと経営状況を的確に把握することにより、下水道事業の経営の効率化とサービスの向上に努めてまいります。

また、持続可能な下水道事業の実現を目的としたストックマネジメント計画の策定及び、中長期の方針を網羅する下水道全体計画の変更を行うとともに、予防保全型管理を基本とした施設の計画的な改修・更新に、引き続き取り組んでまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

保育・幼児教育につきましては、近年、産後休暇・育児休業明けからの保育ニーズが増加しており、希望月からの入園に対応するため、町内保育施設における調整・連携を図り、それぞれの家庭に寄り添った保育・幼児教育を行うことにより、子どもの健やかな成長を支援してまいります。

子育て支援センターにつきましては、子どもたちが安全に遊べる場として、また、子育て相談や様々な事業を通じた幼児と保護者等の交流の場として、安心して利用できる施設運営に引き続き努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、年々増加する学童保育所の利用希望者に対応するため、

民間事業者との連携により、子どもたちが放課後に安心して過ごせる場として、維持・継続されるよう引き続き支援してまいります。こうした中、町内に新たな民間学童保育施設の建設計画が出ていることから、その事業が円滑に実施されるよう適切に対応してまいります。

学校教育につきましては、「学びが楽しい、かかわりが楽しい、また明日来たくなる学校」を重点に、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、「知・徳・体」の調和のとれた教育活動を展開してまいります。

特に学力向上対策につきましては、新学習指導要領に基づいた「確かな学び」の育成とともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めてまいります。また、教育DXの推進に伴い、GIGAスクール構想において整備したICT機器やデジタル教材等を最大限活用しながら、「個別最適な学びと協働的な学び」の実現に努めてまいります。更に、コロナ禍の影響による児童生徒の運動能力や体力低下が問題視されていることから、子どもの運動能力の発達と体力向上対策に取り組んでまいります。

社会教育・生涯学習の振興につきましては、町民一人ひとりが生涯各期において、気軽に学べる学習機会の提供と環境整備を図りながら、「町民の生きがい」を支える生涯学習の実現に努めてまいります。また、生涯学習活動の拠点施設である「テオトル」等社会教育施設においては、町民のニーズに応じた魅力ある学びの場としての利用を一層促進してまいります。

スポーツ振興につきましては、各種スポーツ大会や教室を開催するなど、誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりに努めてまいります。また、各社会体育施設につきましては、中長期的な展望のもと、町民ニーズの把握に努めながら、快適かつ安心して利用できる施設の整備に取り組んでまいります。

以上、教育行政について総括的に申し上げましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

行財政運営につきましては、「三川町行財政改革推進プラン」に基づき、持続可能な自治体としての運営基礎を堅持しながら、自治体DXへの対応や、インフラの維持整備、公共施設等の長寿命化の対策など増大する行政需要に対応するため、総合計画に係る事業費を最大限確保するとともに、各種事業を着実に実行してまいります。

次に、防災・防犯・交通安全について申し上げます。

初めに、消防防災体制につきましては、関係機関等との連携のもと、多発する自然災害への防災体制を堅持するとともに、災害発生時における町と町内会自主防災組織の初動対応や役割分担についての共通認識を深め、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

また、消防活動につきましては、消防団活動の見直しと併せて、消防団員の報酬及び出動手当の引き上げによる処遇改善を行い、団員の確保に努めるとともに、鶴岡市消防署三川分署との連携のもと、活動の強化を図ってまいります。

防犯対策につきましては、警察署や学校、防犯協会等と連携し、子どもの犯罪被害防止や

特殊詐欺の被害防止など、町民の生命・財産を守るための取り組みとともに、防犯意識の高揚に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進を防止する装置の購入支援に引き続き取り組むとともに、交通事故のない安全で安心して暮らせる地域づくりのため、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの推進に努めてまいります。

結びに、本町を取り巻く情勢は、少子高齢社会やデジタル社会への対応、地域経済の回復など、喫緊かつ重要な行政課題への対応が求められております。

このような中、第4次総合計画に掲げた町の将来像の実現を目指し、一つ一つ課題に的確に対処しながら、各種施策や事業を着実に実行し、町民の皆さまとの対話を重ね、力を合わせ、町民の福祉向上と町政の発展のため誠心誠意、最善の努力をしてまいります所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 以上で町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 令和6年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

子どもたちを取り巻く環境は、人工知能（AI）やIoTといった革新的情報技術が急速に高度化し、あらゆる分野の産業や社会生活に取り入れられた新たな時代が到来しつつあります。こうした変化の激しい時代にあって、子どもたちが、自らの良さや可能性を認識するとともに、すべての人を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、これからの未来を切り拓く持続可能な社会のづくり手を担う人材として成長していくことができるよう、必要な資質・能力を育む教育行政を推進していくことが求められております。

教育委員会としましては、こうした状況にあるからこそ学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任のもと、これまで以上に連携しながら子どもたちの豊かな学びを支援するとともに、町民一人ひとりが生涯学習活動を通して充実した生活を享受できる社会環境の実現に向けた教育施策を推進してまいります。

初めに、保育・幼児教育について申し上げます。

近年、価値観の多様化などから出生数は減少傾向にあるものの、産後休暇や育児休業明けからの保育ニーズが増えている状況にあります。このようなことから、3歳未満児の保育利用につきましては、いのこ保育園や三川りっしょう子ども園との利用調整により、希望月からの入園ができるよう対応してまいります。また、乳幼児期から、小学校就学に向けてそれぞれの家庭・園児に寄り添った保育・幼児教育を行うことにより、子どもの心身の健やかな育ちを支えるとともに、子育て家庭を支援してまいります。

子育て支援センターにつきましては、子どもたちが安全に遊べる場として、また、子育て相談や様々な事業を通じた幼児と保護者などの交流の場として、安心して利用できる施設運営に引き続き努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、年々増加する学童保育所の利用ニーズに対応するため、テオトルや押切小学校での学童保育を継続いたします。また、長期休業中のみの利用希望者に対応するため、東郷小学校において夏休みなどに子どもの居場所を開所することとしており、引き続き、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として維持・継続されるよう、運営主体である民間事業者と連携を図ってまいります。

また、町内に新たな民間事業者による学童保育施設の建設計画が出ていることから、その事業が円滑に実施されるよう適切に対応してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育の姿は、児童生徒一人ひとりが自己存在感・自己肯定感・自己有用感を持ち、明るく元気に魅力ある学校生活を送ることが基本であります。そのために、「学びが楽しい、かわりが楽しい、また明日来たくなる学校」を重点に、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、「知・徳・体」の調和のとれた教育活動を展開してまいります。

基礎的な学力の向上につきましては、新学習指導要領に基づいた「確かな学び」の育成とともに、学校現場における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、教員の資質向上と授業改善の取り組みに努めてまいります。また、教育DXの推進に係るGIGAスクール構想においては、1人1台端末と高速ネットワーク等、導入したデジタル教材を最大限活用しながら、「個別最適な学びと協働的な学び」の実現に努めてまいります。

更に、コロナ禍の影響による児童生徒の運動能力や体力の低下が問題視されていることから、小学生を対象に「子ども身体運動発達指導士」を招聘し、運動能力の発達と、スポーツの楽しさを伝える体力向上対策に取り組んでまいります。

特別支援教育につきましては、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中で、一人ひとりの障害特性に応じた学習指導とともに、障害の有無に関わらず、ともに学ぶインクルーシブ教育に配慮した学習を展開してまいります。

また、いじめ・不登校・問題行動等への対応については、まずは未然防止と早期発見・早期対応を重視し、迅速かつ適切に対応してまいります。更に、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーなどの充実した教育相談体制を維持し、学校・家庭・関係機関との調整・連携を図ってまいります。

国際交流推進事業におけるアメリカ、マクミンビル市との訪問交流につきましては、コロナ禍に実施してまいりました海外の同世代と繋がるオンライン交流事業の効果が高かったことから、訪問による交流事業は当面休止し、小学生も含め、積極的なオンライン交流を実施し、国際感覚豊かな子どもの育成に取り組んでまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、町民一人ひとりが生涯各期において、気軽に学べる学習機会の提供と環境の整備を図ってまいります。また、自主的な学習活動を支援し、知識や技術を生かす場を創出しながら、心身ともに健康で多様な生活を送ることができる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

生涯学習活動の拠点施設である「テオトル」など社会教育施設においては、各種イベントや団体活動が再開していることから、自己表現や研修、交流の場としての利用をより一層促進してまいります。また、テオトルに新たに学習スペースを設置したことなど、今後も町民ニーズの把握に努めながら、親しまれる施設づくりを推進してまいります。

次に、スポーツ振興につきましては、町内の体育施設を拠点として、町スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、そして今年度、結成50周年を迎えるスポーツ少年団などと連携を図りながら、各種スポーツ大会や教室を開催するなど、多くの町民の方々がスポーツやレクリエーションなどに親しむことのできる機会の提供に努めてまいります。

また、昨年発足した「三川町スポーツ文化振興協議会」が取り組んでいる中学校部活動の地域移行につきましては、休日の地域クラブ運営支援や指導者確保、研修会等の開催などにより、子どもたちが安心してスポーツ・文化活動に取り組める環境づくりに努めてまいります。

社会体育施設につきましては、今年度、町民体育館の照明をLED化し、快適かつ安心して利用できる施設の整備とともに、経費の節減にも努めてまいります。

以上、令和6年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、変革の激しい社会情勢の中、更なる教育の発展・振興に向けて、家庭、学校、地域の教育に携わるすべての関係者が連携して取り組んでいくことが大切であります。

教育委員会といたしましては、町民憲章に掲げる「教養を高め、文化の薫る、のびゆく町」となるよう、各種事業を展開しながら教育行政の推進に取り組んでまいり所存でありますので、町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、教育委員会行政方針といたします。

○議長（志田徳久議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 令和6年度における三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

食料・農業・農村基本法が制定されてから20年あまりが経過し、農政に限らず経済・効率優先の市場原理主義、産業主義路線の政策により、少数の担い手による規模拡大などの構造改革は進んだものの、高齢などを理由とした農業従事者の離農や若者の農業就農の減少に歯止めがきかず、農業生産基盤の弱体化による疲弊が進み、農業を維持することが危ぶまれる状況が深刻化しています。

今後、食料安全保障の強化に向けて、農業生産の基盤となる農地は国民のための限られた貴重な資源であることに鑑み、効率的な利用の追求と適正利用の確立を図らなければなりません。

農業委員会といたしましては、本町の基幹産業である農業の持続的発展と農業従事者の生活基盤の確保に努めるとともに、大切な農地を守り、生かし、次世代へ確実に引き継いでいくため、次の4点の重点事項を推進してまいります。

1. 農地の有効活用に向けた取り組み

農業従事者の減少・高齢化が加速化する中にあるのは、認定農業者などの担い手だけでなく、経営規模の大小に関わらず意欲を持っている農業従事者や、新規参入者も重要であります。これら三川町の農業従事者が生産性や競争力を高めるためには、農地を効率的に利用して生産コストを削減する必要があることから、公益財団法人やまがた農業支援センターが行う農地中間管理事業を積極的に推進・活用するとともに、農地利用の最適化に向けて農地台帳や地図情報等の整備を行い、農業従事者が必要とする情報を提供してまいります。

2. 地域計画への農業委員等の参画

令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、町が令和7年3月までに、地域の農業の将来像を描き、農地利用の姿を具体化し、その実現に向けた取り組みを示す地域計画を定めることとなっております。

この地域計画の策定にあたっては、農業従事者の多様な考えを反映することが重要であり、農業委員などは地域農業に関する現状や課題を把握し、総合的な視点から地域計画に対する提言などを積極的に行い、その責務を果たしてまいります。

また、先進事例の収集や研修会などへの積極的な参加により、本町に合った地域計画となるよう支援してまいります。

3. 法令業務の適正な執行と遊休農地の発生防止への取り組み

農地の権利移動・転用許可等の法定業務を適正に執行するため、法定手続の厳正な履行に加え、現地実査による農地情報の正確な把握に努めてまいります。

また、遊休農地や違法転用の発生防止のため、定期的な農地パトロールを行うとともに、必要に応じて調査・指導などを行ってまいります。

4. 情報提供活動の推進に向けた取り組み

「農業委員会広報みかわ」の発行や農業講演会の開催により、農業従事者の暮らしと農業経営に関する情報を引き続き提供してまいります。

これら重点事項の実現のためには、農地を有効に活用し、地域農業の持続的発展を図り、地域、農業従事者、行政、農業関係団体など農業に携わるすべての関係者が連携して取り組んでいくことが必要であります。

農業委員会といたしましても、今、農業が抱える課題を克服すべく、その責務を全うしてまいり所存でありますので、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、三川町農業委員会行政方針といたします。

○議 長（志田徳久議員） 以上で農業委員会行政方針を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 （午前10時36分）

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 （午前10時55分）

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。日程第5から日程第10までの以上6件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって日程第5から日程第10までの以

上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第5、議第5号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第9号）」、日程第6、議第6号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第7、議第7号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、日程第8、議第8号「令和5年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第9、議第9号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第10、議第10号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第5号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第9号）」、議第6号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議第7号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、議第8号「令和5年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議第9号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」及び議第10号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第5号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第9号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ806万6,000円を減額し、補正後の予算総額を5億5,025万7,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、電子計算費及び戸籍住民基本台帳費の追加補正、山形県議会議員選挙費の減額補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費の減額補正、福祉医療費及び後期高齢者医療事業費の追加補正、保育費の減額補正であります。

4款衛生費については、予防費、保健活動費及び塵埃処理費の減額補正、6款農林水産業費については、農業委員会費の財源更正、農地費の追加補正、農政対策費及び農村総合整備事業費の減額補正であり、7款商工費については、いろり火の里施設費の追加補正であります。

8款土木費については、土木総務費及び道路維持費の追加補正、道路新設改良費の減額補正、橋梁維持費の追加補正、除雪対策費の財源更正、公園費の減額補正、下水道費の追加補正、住宅管理費の減額補正、9款消防費については、消防施設費の減額補正、10款教育費については、事務局費の追加補正、中学校費における学校管理費の財源更正及び体育施設費の財源更正であり、12款公債費については、元金償還金の追加補正及び利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費につきましては、総務費における戸籍住民台帳費、土木費における道路橋梁費の道路舗装事業及び橋梁長寿命化対策事業について、翌年度に明許繰越を行う

ものであります。

また、第3表債務負担行為補正につきましては、みかわ産業団地（第4期）道路整備事業として1億500万円を追加補正し、更に産業団地造成事業として、三川町土地開発公社に対する債務保証を12億3,000万円を限度額として追加補正いたすものであります。

第4表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を2億790万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第6号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,334万6,000円を追加し、補正後の予算総額を7億1,946万6,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費については、一般管理費の追加補正、2款保険給付費については、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者療養費の追加補正、3款国民健康保険事業費納付金については、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の財源更正であり、6款保健事業費については、疾病予防費の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第7号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万1,000円を追加し、補正後の予算総額を9,678万7,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款については、後期高齢者医療広域連合納付金の追加補正であり、4款諸支出金については、一般会計繰出金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第8号「令和5年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万2,000円を減額し、補正後の予算総額を8億9,787万9,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費については、一般管理費の追加補正、2款介護給付費については、介護サービス等諸費の財源更正であり、4款地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第9号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350万円を減額し、補正後の予算総額を1億6,979万円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費について、施設管理費の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第10号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ490万8,000円を減額し、補正後の予算総額を4億1,111万7,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、2款について、事業費を減額補正いたすものであります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を1億2,200万円に減額補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいます、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員）これから質疑を行います。

5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員）一般会計補正予算の方から2点伺いたいと思います。

まず14ページの3款2項3目、保育委託料のところですが、この減額となった要因をお聞かせください。

2点目ですが、17ページ、8款土木費の住宅管理費のところですが、ここの移住定住促進事業と住まいづくり支援事業の補助金、どちらも減額補正となっています。当初予算からこの金額を引いた分は執行されていると認識しておりますが、それぞれ移住定住促進事業を利用された件数、住まいづくり支援事業を利用された件数はどれぐらいになっているのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員）本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長）保育委託料の減額理由についてでございます。当初、利用を見込んでおりました子どもの利用人数に対しまして、実際の利用した人数の減に伴います減額補正となっております。

○議長（志田徳久議員）加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長）移住定住、それから住まいづくり支援事業の件数ということでございます。移住定住促進事業につきましては、申し込み3件ということでございます。また、住まいづくり支援事業の住宅リフォームにつきましては、38件の申し込みがあったところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員）5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員）住宅費のところでは住まいづくり支援事業のところですが、制度利用件数は今ご答弁いただいたとおり38件ということでした。このところですが、リフォームとかそれから太陽光発電などに利用できるようなんですけれども、どのようなことに多く利用されたのか、主なものを教えていただきたいのと、この利用状況についてどう受けとめられておられるのか伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員）加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長）住まいづくり支援事業につきまして、住宅リフォーム等に関するものが38件、それから太陽光システムということで2件ほどの申し込みがあったと

ころでございます。当初予算に対するこの件数の動きということでございましたけれども、移住定住につきましては、新しく新設される方、町内から町内という方もいらっしゃるということで、あくまで町外からいらっしゃる方については3件だったということでございました。こちらにつきましてはホームページそれから広報等で周知活動はしているんですけども、実際に建てた方が少なかったのかなということで、今後よりPRに努めないといけないという思いではいるところであります。

また、住まいづくりにつきましては、主に住宅リフォームということでバリアフリー化、トイレの改修ですとか寒さ対策ということでありますけれども、窓を二重サッシにするですとか様々なリフォームに活用していただいているところでございます。こちらにつきましては、やはり皆さま必要に応じて様々な対応をされているということで、事前の相談等をいただきながら、これは対象になる対象にならないということで話をしながら、今後より活用できるよう進めていきたいという思いでおるところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは、私の方から1点だけお聞かせ願いたいと思います。

ページ数で15ページ、6款1項7目の農政対策費の中で、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、大きく減額しているわけですが、なかなかハードルが高い事業と言いましょうか、どうもこの中身につきましては、面積の集積のポイントが伸びていないといったような話も聞いております。今年度に関しまして、現状何件くらい、そしていくらかの該当になったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問のありました産地生産基盤パワーアップ事業費補助金でございます。今回3,360万円ほどの減額ということで計上してございます。当該補助金につきましては、本町の対象となっておりますもので、①として生産基盤強化対策、これは全国的な土づくりの展開という事業でございます。それと、収益性の向上対策ということで、こちらは基金事業として生産支援事業、効率化の増進事業ということでございます。実は①の生産基盤強化対策事業につきましては、ほぼ予定どおりの補助金交付となっておりますが、2番目でございます収益性の向上対策事業、こちらにつきましては、コスト削減に向けた高性能な農業用機械のリース等、あるいは取得時にかかる整備費の一部を助成するという事業でございました。

こちらにつきましては、申請といたしましては10件ほどの申請がございました。この中で採択になったのが2件ということで、残念ながら他の8件につきましては、いわゆるポイント制でございますので、そのポイントが届かなかったというところでございます。

このポイントにつきましては、毎年度その年の申し込みの状況によって、いわゆる合格といえますか採択になるラインが上下をするということがございまして、令和5年度につきましては全国的に他の事業者の申し込みが多かったということがありまして、本町につきましては2件だけの採択に留まったというような状況でございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。なかなかやはりハードルが高かったという部分で、該当だったのが10件中2件といった部分で、三川町に関しましては、想像で言うのもあれですけども、農業法人等とかそういった面積の集積が進んでいる組織の方にどうも行っているような感じがしておりますけれども、なかなかそういった部分では個人的に手を挙げても、ポイント的に通過しないといった課題も見えてきていると思います。それでは、今後について、国・県の動向に関しまして情報があればお聞かせ願いたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 国・県としては、現在のような形で事業を展開していくということで情報を取っているところでございます。その意味では、今お話ありましたとおりに、面積的な部分、あるいは団体等、集合することによっての有利・不利というものは今後発生してくるものと思われますので、国・県の動向、あるいは近隣の情報を取りながら、なるべく有利な形で本町の農業者、あるいは希望者が採択となるような形で進められるように調整をしてみたいと。ただ、これも先程申し上げましたとおりに、残念ながらその年によって基準点といいますか、採択になる点数が上下をするということでございますので、本町としてはできるだけ内容を精査した上で、高いポイントになるような形で申請を今後続けてみたいということで考えているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 私の方からは16ページの土木費で、一つは側溝整備事業の工事請負費の減額と、もう一つが雨水対策推進事業の工事請負費の減額の要因を教えてください。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 側溝整備事業費の減額、それから雨水対策推進事業の減額要因ということでございました。最初に、側溝整備事業の減額要因でありますけれども、この側溝整備事業につきましては、押切下町地内、押切下町の公民館より北側の部分の側溝を整備しているものでございます。この側溝整備につきましては、以前から継続した事業ということで、今まで大きな側溝だったものの形状を変更して流速を速めて環境整備に繋げるものということで対応しているものでございます。

この工事にあたりまして、今年度の工事を進める中で、現地におきまして橋梁等の状況、現地に入った段階で橋梁等の支障になるものがあったということで確認されたものでございます。当初予定していた延長、その支障物等の状況によりまして減少をさせたということもありまして、この金額について減額をさせていただいたものでございます。

次に、雨水対策推進事業であります。こちらにつきましては、同じく押切下町地内の歌枕排水機場の除塵機の工事費になってございます。こちらについては請差という形、これが一番大きなものでございまして、また、設備について一部使えるものもあったということで、その分を調整させていただいたものでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 側溝整備事業ですけども、今の説明だと橋梁があつて減額したと

いう話ですけれども、橋梁は最初から分かっていたはずだと思いますけれども、急に現場へ行って橋梁があったという話は、最初から設計の段階でその辺も見越した設計はされなかったのかどうか、もう一度お願いします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 橋梁があったということは我々も認識はしておりました。当初、橋梁の下を使用して延長をもう少し延ばせるというつもりで作業をして進めておったところでありまして、現地の方で改めて確認をしたところ、その橋台、橋の橋台の方があたるという形で、橋そのものを直さないといけないということがはっきり分かったところでございます。

橋梁の長寿命化ということで、来年度その当該の橋を更新するということも考えていたところでありまして、その橋の方を直しつつ、延長も延ばしていくのが最善、事業的にも有利だということで、延長を区切りの良いところで切ったということで減額となってしまったものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私からも1点お伺いしたいと思います。17ページの公園費、イベント運営業務委託料、また、下段にあります工事請負費の減額の要因についてお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 公園の委託料の減額要因、それから工事請負費の減額要因ということでございました。委託料につきましては、本年、春、菜の花まつりと同日にパーク赤川のオープニングイベントということで気球の体験を予定しておったところでございます。ただ、当日、悪天候ということで、その体験がかなわず、その委託料について減額をさせていただいたものであります。なお、この気球の搭乗体験につきましては、業者の方にいつでも上げられるようにということで発注等しておった関係上、一部その委託料につきまして、待機した部分をお支払いし、残りの部分を減額させていただいたということでございます。

続きまして、工事委託費であります。これにつきましては、同じくパーク赤川の看板、それから、カヌー乗り場等の土砂浚渫に使うということで予定しておったものでございます。看板につきましては、国土交通省との調整の結果、一部その設置の規模等を調整して付けられない部分が発生したということで減額となったものでございます。また、土砂浚渫につきまして、カヌー乗り場の土砂につきまして今年度は撤去作業は必要なかったのかなということで対応しておらないという部分がありまして、その分を減額させていただいたものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） パーク赤川のオープニングイベントということで、周辺の市町からも多くの関心が寄せられまして、かなり期待されたイベントが計画されていたかと思います。残念ながら悪天候で中止されましたけれども、現在の利用状況等を見ると、やはり完成を記念したオープニングイベントというものを日にちを変えてでも開催するべきではなかったの

かなと思います。現状、利活用の仕方についてどのように捉えておられるか。また、この度、浚渫また看板の設置等が見送られた、また、看板は縮小されて設置されるということでありましたけれども、今後の利活用を推進するための方策についてお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） パルク赤川のオープニングイベントであります。菜の花まつり当日の気球体験ということでかなり期待をされていたという声は我々も聞き及んでいるところであります。これに代わるイベントということではありますけれども、パルク赤川につきましては、教育委員会、社会教育の方で様々なイベントで実際に使っていて、町民それから広く周辺住民から活用していただいているという実態もございまして、改めてのイベントというものは考えておらなかった、実際の使用が進んでいるということで改めてのイベントを考えておらなかったものでございます。

パルク赤川の活用状況ということで、活用とこれからのあり方という形でございますけれども、先程も申しましたとおり、社会教育なり、様々な団体、それから個人の方から利用をいただいている実態もございますので、それをより進めていくようにPR活動に努めまして、より多くの方々に来ていただいて、その良さを分かっただければいいということで、今後もより多くの機会を捉えてお声がけ等に努めてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは私の方から数点お伺いしたいと思います。

一般会計補正予算の方から、まず歳入、8 ページになります。町税の方、個人町民税の増額または法人町民税の減額ということで、こちらは増額要因、減額要因、それぞれ説明をいただきたいと思います。

続きまして歳入ですが、こちらの明細書には載っておりませんが、例年ここ最近ですと18 款の寄附金の調整がこの時期にされていたかなというように思われます。ふるさと応援寄附金、昨年も減額調整されておりますけれども、今年度の場合、2 月時点で3 億3,720 万円という報告をいただいております。暫定数値かと思われまして、速報値ということで、そのぐらいの数字の報告をいただいております。その中で、当初予算に関しましては2,280 万円ほどまだ足りないということで、3 月中にこの数字を見込まれるのかどうか。今回のこの補正予算に計上されていなかったということは、そういった見立てがあるのかなと思いますけれども、昨年でもこの3 月時点で1,658 万円ほどの3 月での収入といいますか寄附額ということで、それより上回る見込みを立てられているというのが少しどのような考え方があってなのかなと思ひまして、その辺の対応の仕方についてお聞きしたいと思います。

続きまして、歳出の方であります。まず13 ページ総務費1 項と3 項の両方に関することなのかなと思いますけれども、電子自治体推進事業ということで電算処理業務委託料、こちらは8 万6,000 円、一般財源での計上となっております。その下の方に個人番号カード等の利用に係るシステム改修業務委託料ということで600 万円ほど計上されておりますけれども、まずこちらのシステム改修業務委託料、どのような改修をされるのか。中身の説明と、

この電子処理業務委託料、こちらの関係性も併せてお聞きできればと思います。

続きまして、14ページになります。民生費、社会福祉総務費の中にあります社会福祉協議会補助金360万円ほど減額になっております。この減額要因についての説明をお願いします。

最後になります。17ページ、先程も同僚議員が質問されていた項目ではありますが、8款5項の住宅管理費の中にあります空き家対策支援事業に関しまして、200万円減額ということで、こちらの当初予算そのままそっくり減額になっているのかなと思われる。昨年の決算審査時点でも、やはりこの事業というのがなかなか進まないのではないかなというような意見を述べさせていただきましたが、やはり今年度においてもそのような状況が続いているのかということで、この要因をどのように当局として捉えられているのか。減額要因についての説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） それではまず1点目、町税のうち個人町民税の現年課税分の増要因、それから法人町民税の減額要因ということでのご質問でございました。こちらにつきましては、昨年度の当初予算編成時と比べましての増減となりますが、個人町民税現年課税分につきましては、給与所得等の増によるものが大きいというように考えております。一方で、法人町民税の減につきましては、設備投資の増、それから人件費の増とコストの増が多く、法人の収益に影響を与えた結果として減になったものというように見ておるところでございます。

また、歳出の13ページ、個人番号カード等の利用に係るシステム改修業務委託料につきましては、マイナンバーカードへのローマ字表示機能の追加でございます。こちらにつきましては、昨年12月20日に戸籍法が改正されまして、マイナンバーカードの海外利用を促進することを目的といたしまして、マイナンバーカードにローマ字表記ができるように改修することとなったものでございます。スケジュールといたしましては、来年2月までの改修を予定しておることから、今回繰越明許という形で補正予算を計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ふるさと応援寄附金の歳入の予定額に関するご質問でございました。ただいまご質問ありましておりに、現時点での寄附の金額につきましては、当初予算の3億6,000万円に届かないかなという状況でございますが、実は昨年の10月に大きな制度の改正がございました。その以前9月までにつきましては、対前年度比で1.2倍に近い形での寄附が集まっておったところでございます。それ以降、10月、11月につきましては、その反動でありまして、5割あるいは6割というような、対前年比ですけれども、というような状況でございました。

ただ、この中で、12月、1月につきましては、その10月の制度改正において寄附金の金額を上げたということもございまして、その件数は減ったのですけれども、寄附の金額としては前年と比べて8割、あるいはほぼ同額というような状況でございました。その推移を見

たところ、1月以降の状況を見て2月以降につきましても3億6,000万円には届かないけれども若干切るぐらいの状況であろうというように感をいたしましたので、今回は減額の補正を行わなかったというような状況でございます。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました13ページ、2款総務費のうちの電子計算費、電子自治体推進事業の増額86万9,000円についてご答弁申し上げます。この増額の要因といたしましては、個人住民税の特別徴収分、それから法人住民税の税額確定分におきまして、地方税統一QRコード対応を行うための収納管理システムの改修費用ということで予算計上しているものであります。こちらにつきましては、残念ながら国の方の補助というのがなかったものですから、一般財源での対応というところで予算計上をしているところであります。先程町民課の方で説明をしました個人番号カードの方との関係性は特にないというところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 社会福祉協議会補助金の減額要因ということでのご質問でした。当初予定していなかった社会福祉資金貸付フォローアップ支援員設置事業事務費委託金として、県社会福祉協議会からの委託金、それから空調設備工事の請差があり、一方で、予算時より職員の役職が昇任したことにより人件費が増額し、その差し引きした金額を今回減額するものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 空き家対策支援事業の質問でございました。空き家対策支援事業の内容ですけれども、老朽危険空き家等解体促進事業の補助ということで、低所得者に対する空き家の解体の支援をするものでございます。本年度におきましてこの空き家の解体につきましては、その空き家の所有者の方から様々な相談をいただいているところでございます。また、空き家の相談会で空き家の所有者からは様々なお話を聞いているところでございますし、また空き家の所有者に対しまして、その適正な管理等を促すとともに、空き家のあり方について呼びかけをしているところであります。

本年度におきましては、低所得者の空き家の解体をするという案件がないということで、今回の補正予算で減額させたものでございます。なお、この空き家の解消につきましては、自ら解体をして、それから分譲するような方、それから空き家を解体して更地にするというような方もいらっしゃるところでございまして、まず町としましては支援事業ということで、自らの解体を促すような活動、これを最優先といたしまして取り組み、なお、低所得者に対しての支援に努めるということで、この事業につきましては今後も継続したいという思いで考えているところでございます。

また、この事業につきましては、様々な形でPRはしているところでございますけれども、今後もそのPRの仕方について考える余地はあるのかなということで少し考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○４ 番（佐久間千佳議員） それでは、歳入の方から再質問させていただきますけれども、給与所得現年の課税分が増額したということで、昨今の経営状況を反映されての動きなのかなというように思われますけれども、当初予算を策定した時点で、令和４年度における景況指数というのが上昇トレンドにあったかなというように思われます。令和５年度においては、下降に転じてきているか、横ばいかなというように、県内の景況指数に関してはそのような形で見ていますけれども、やはり当初予算策定時にこれだけの給与増額であったり設備投資、なかなか判断しにくいかなというように思われたわけですが、今年度の補正をするにあたって、次年度への、次年度もう今出ていますけれども、現在の当初予算の組み方に関する考え方をどのような形で考えているのか。これぐらいの数字が動くというようなことを毎年繰り返していった調整していくものなのかなと思いますけれども、その捉え方について少しお聞きしたいと思います。

１８款の寄附金に関しましては、そのような対応で見込んでいるということの説明がありましたので、了解しました。

１３ページになりますけれども、まず最初に電算処理業務委託料、まずマイナンバーカードとは関係ないという説明をいただきました。そのＱＲコード対応はどのぐらいの時期からされるのか。一般財源でこれは行っていくものなのか。そういった国等の支援というものが無い状態でこの事業というものを選択していったのかどうか。その選択した過程において、どのような判断があってこの時期にＱＲコードの収納システムを入れようというような判断になったのか、説明いただきたいと思います。

続いてマイナンバーカード、ローマ字表記ということでありましたけれども、これは今後発行する方においてのローマ字表記するシステム改修ということで理解してよろしいのか。本町の残り何％ぐらいの方がこのローマ字表記対応になるのか。逆を言えば、何％の方がまだ取得されていないのかというところがもし分かれば説明いただきたいと思います。

続いて１４ページになります。社会福祉協議会補助金に関しましては、様々な減額要因を調整した上でのこの金額が出ているという説明がありましたが、空調工事の請差等でもあるということでありまして、この金額であれば社会福祉協議会補助金の中で更に機能向上といえますか、そういったことは考えられなかったのかどうか。例えば庁舎と繋ぐ、イントラは繋がっているとは思いますが、Wi-Fi の設置であるとか、そういったところまでこの予算を減額するのではなく機能向上の方に使えなかったものかどうか。この辺の見解をお伺いしたいと思います。

最後になります。危険空き家の解体補助の件でありますけれども、低所得者向けの支援だということで説明ありましたが、問い合わせは数件来ているというような答弁であったかと思いますが、何件ぐらいの問い合わせがあって、その中で要件がやはり合わなくて諦めたという方がいらっしゃるのかどうか。そういった条件が合わなくて諦めた方がいらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思いますし、やはりこの事業、答弁ではＰＲの工夫をしていくというような答弁でありましたが、要件緩和を考えていくべきではないかなと思いますけれども、それに関しての見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） まず景況指数のトレンドが本町の町税の収納状況にどのような影響を与えて、それが当初予算の考え方にどのような反映をされているのかというご質問でございました。全国的な給与の上昇トレンド、県全体の給与の上昇トレンド等は見えておるところでございますけれども、人口構成や産業の構造等はそれぞれの市町村で異なるところでございますので、やはり本町独自の推計というのは必要になってくるのかなというように思います。また、当初予算におきましては、やはり安全率といいますか収入が足りなくならないように配慮するというような考え方も必要になってきますので、今回ご提案をさせていただいているような金額での計上をさせていただいているところでございます。

2点目のマイナンバーカードで今後どのぐらいの方がローマ字表記に対応するのかということでございますが、マイナンバーカードのローマ字表記につきましては、今後新たに申請する方もしくは更新する方につきまして、申請主義に基づいてローマ字表記を希望する方が利用できる形のものになるものでございます。

それから残り何%の方々が取得していないか、しているかということでございますが、令和6年の1月末現在で76.2%の方がマイナンバーカードを取得しているというような状況になっておるところでございます。以上でございます。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました電算処理業務委託料の内容についてですが、先程申し上げましたとおり、地方税のQRコード対応のためというところであります。今回のQRコードにつきましては、先程も申し上げたように個人住民税、法人住民税に関わる部分というところでありますが、令和5年度から三川町におきましても固定資産税、軽自動車税の税目について、一応このQRコード対応をしているというところであります。同様に、今回の個人住民税についても早めの対応をしたいということで考えており、なお、総務省の方からもこのシステム改修については、義務化ではないものの早急な対応を依頼されているという状況であります。

三川町におきましては、このシステムに関わるシステムベンダーがいるわけですが、このシステムベンダー、県内の他の町でも保守管理等をしており、同様に他の町でも今回のこの改修を補正予算対応しているというところで情報を得ているところであります。実施については早急な対応ということで考えております。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） こちらの事業は、あくまでも名称的にも補助金というように名称がついてあるとおり、補助金の中での事業執行であります。今回の中身に関しましては、県社会福祉協議会からまず410万円ほどの委託金がありました。この内容は特例貸付、要は新型コロナウイルスの期間の特例貸付を受けた方へのフォローアップ支援を、委託を受けた社会福祉協議会が行うものということで、主に人件費に充てられる部分の委託金でございました。その中で補助金を整理した上で、今回の実績報告、これからも出てくるわけですが、先程お話したように人件費に充てられる部分ですので、内容的には精査して、補

助金の実績額に基づいて支援をするということになりますので、不用額が生じたというようにご理解をいただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 空き家等の解体についての相談の件数、それから要件の緩和ということでございました。相談の件数でございますけれども、具体的な件数は持ち合わせておりませんのでご容赦願いたいのですが、空き家の相談会ということで開催をした際については3名の方からお越しいただいておりますし、あと役場の事務室にお出でなさる方というのはやはり多数いらっしゃるところでございます。

この中で、その空き家の所有者の困っている内容というのが解体という形で最初来る場合もあるんですけれども、よくよく話を聞くと、相続がうまくいっていないですとか管理をどうかしたいというようなことで、多岐にわたっているところでございます。そういうこともございまして、その相談をしている中で解決すべき内容は何なのかというところを見極めながらお話をさせていただいているところでございます。

それから、この要件緩和という部分であります。空き家の対応につきましては、基本的にはその空き家の所有者が自ら解決するというのが基本となっているところでございます。実際に自ら解体される方もいらっしゃるでありまして、その低所得者が解体する費用がないですとかそういう困っている方に対する支援ということでこの補助を行っているところでございまして、自力で解体できる方まで対応をさせるということでは考えておらないところでございます。

また、この要件緩和につきましては、やはりその公平性、それからモラルハザード、自分が出さなくても役場の補助金をもらえるんだというような安易な考えに移行することのないように十分検討を重ねて現在の形というか、現在の補助金制度を考えたところでございますので、その要件緩和につきましては、今後の課題であるのかなということで考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 私から一般会計17ページ、橋梁長寿命化対策事業について伺います。ここの工事箇所はどこか教えていただきたいというように思います。それから、かねてから数年、もう5、6、7年になりますか、この長寿命化計画の中ですでに補修・修繕工事済んでいなければならなかった、いわゆる尾花3号線の与右エ門橋、これは今現状どうなっているのか教えてほしいというように思います。当時は速やかに修繕工事を行うというような約束があったように記憶しておりますが、その辺はどうでしょうか。

それからもう一つ、後期高齢者医療特別会計、この議案書の中には含まれませんが、議長の許可があれば質問させていただきたいのですが、議長いかがでしょうか。議案書から少し外れていますが、広域連合の部分になりますが、許可をいただけますか。

○議長（志田徳久議員） 保留してお願いします。今はこの項目の補正予算を行っておりますので。

○3番（小林茂吉議員） それでは、今質問したとおりお願いします。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 橋梁長寿命化対策事業でございます。令和５年度の橋梁の補修につきましては、尾花３号線与右エ門橋の補修工事、それから猪子８号線七左エ門橋補修工事、それから土口の二丁橋の補修に係る設計に取り組んだものでございます。

今回の補正の内訳といたしまして、国の方から改めて補正予算というものが示されております。こちらの方につきましては、来年度に繰り越しをして、土口の二丁橋の補修工事、それから押切下町の蔵小路西橋、先程の質問にもございました側溝整備に係る部分がありますけれども、その橋の２橋を繰り越して工事するというところで考えているところでございます。質問にございました与右エ門橋につきましては、改修に向けて現在取り組んでいるところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） ３番 小林茂吉議員。

○３ 番（小林茂吉議員） 今三つの橋に触られました。直近で定期点検されました三川町の管理する橋梁は７０ほどございますけれども、そのうち早期に補修、その措置を講ずべきというように判定されましたのは８橋ということでありました。今三つ挙げましたので、あと５橋残っていますが、更新また事業化されるまでの間、どのようにこの安全確保対策を進めていくか、そのお考えを伺いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） ただいま質問ございました補修の必要がある橋についてでございます。現在、補修が必要な橋は５橋程度あるというお話でしたけれども、こちらにつきましては、その橋梁の点検の結果、等級というものがございまして、１から４までのものがございます。４につきましては緊急に対応が必要なもの、それから３は補修の必要があるものというような形での区分になってございます。三川町で予定している５橋につきましては３判定、補修が必要なものということでございまして、その通行については現在のところ安全等状況を確認しながら通行をしていただく。緊急性、直ちに通行止めをするような危険性のあるものではないということで、状況を確認しながら通行を続けているというものでございます。

また、その５橋につきましては、今後も国の補助等を活用して早期の改修に努めるということで、当初の事業に加えて国の補正等、機会を捉えて早期の対応について申請等を行ってまいろうということで考えているところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） ６番 鈴木淳士議員。

○６ 番（鈴木淳士議員） これまで同僚議員が質問された内容と重複するような内容で恐縮なのですが、私の方からは５ページになりますけれども、一般会計の部分です。繰越明許費のそれぞれの事業の内訳、また繰越明許にしなければならなかった要因といったところを確認したいと思います。５ページの２款３項については、先程同僚議員から質問があった内容で、来年の２月までかかつての改修というようなところで理解できましたけれども、特に道路舗装事業２,０００万円、これについては、ページでいきますと１６ページの道路舗装事業の１,７２０万円が対象の内容かなと思いますので、この路線、また、こういった経緯から繰越明

許になるのかという部分と、今同僚議員からもありましたが、8款2項の橋梁長寿命化対策事業1,901万2,000円、これにつきましても橋梁の改修を繰越明許にしなければならなかったという要因等を説明いただきたいと思います。

それぞれの補正予算項目を今述べましたが、項目の数字と合計といたしましても5ページに書いてあります戸籍は抜きにして道路と橋梁については合計が一致しないという数字になっておりますので、この数字のからくりについてご説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 （午前11時59分）

○議長（志田徳久議員） 再開します。 （午後 1時00分）

引き続き、先程の6番 鈴木淳士議員の質問に対する答弁をお願いします。

加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 土木費、道路舗装事業、それから橋梁長寿命化の繰越明許に対するご質問でありました。最初に5ページの繰越明許費のうち道路舗装事業、それから道路長寿命化対策事業、この両事業につきましては、国の補正予算、これが12月、1月に町の方に連絡がございまして、これに対応するものとして計上したものでございます。

内容といたしましては、道路舗装事業につきましては横川横山線、今までも行っていた舗装事業なんですけれども、引き続きこの事業に取り組むものということであります。それから、橋梁長寿命化につきましては、これも引き続き橋梁の長寿命化ということで、2橋分の費用を計上したものでございます。それに対する支出ということでございます。予算書の16ページでございます。このうち道路舗装事業ということで、1,720万円の工事請負費を計上したものでございます。

この内容といたしまして、令和5年度の当初予算案に盛り込みました道路舗装費、それに加えて、今回の国の補正分の事業費を計上したものでございます。今年度予定していた事業につきましては、その事業の内容におきまして、請差、それから事業費の調整等が入った関係上、減額部分が生じたもの、マイナス部分が生じております。そちらの分と、それから国の補正予算で示された金額、こちらのほぼ差し引きしたものが今回計上した1,720万円という金額になっているところでございます。

同じく17ページの橋梁でございます。こちらの方につきましても、今年度の当初予定しておりました事業でありますけれども、若干の減額部分が生じておりまして、それから国の補正予算等も相殺しまして1,797万3,000円を計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の答弁である程度は理解できました。通常ですと繰越明許で繰り越される事業費については、その時点での補正予算の歳出にその事業費がそっくりそのまま計上になって繰越明許で先に令和6年度に遅れますというのが一般的なんです、時期が3月になるとということから、他の事業費の決算額が確定しているというようなことでのプラスマイナスの関係で繰越明許すべき額と今回の補正予算に計上された事業費に差異が生じているということで理解をしたいと思います。

今度は別の特別会計の質問をさせていただきますが、介護保険特別会計の介護システム改修業務委託料ということで169万8,000円計上になっているわけですが、これは単に介護保険料の変更にとどまる改修なのか。もしくは制度的な部分で何らかの制度改正があるということで理解すべきなのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） ただいまご質問がありましたとおり、お見込みのとおり、内容的には介護保険料の細分化に伴うものがございます。それから、介護報酬の見直し、その点をシステム改修するというので、今回の増額となっております。

○議長（志田徳久議員） 先程保留しました3番 小林茂吉議員の質問を許します。
3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 先程後期高齢者医療特別会計の件につきまして、制度的な内容でしたので、一応議長の方から許可をいただいて質問しなければならないのかなということでお手間をかけました。今許可をいただきましたので改めてお聞きします。

医療を受けた際に支払った一部負担金、その1ヵ月分の合計額が自己負担額を超えた場合は、超えた分、これは高額療養費として支給される制度がございしますが、1月、2月でしたか、ちょっと時期的に忘れましたが、この件につきまして、広域連合会計担当職員の事務作業の失念から支給遅延の事案が発生されたということでありました。全体的にこの件数はどのくらいあったのか。それから、その支給額の合計金額がどのくらいだったのか。これについてご答弁をよろしくお願いします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいまご質問にありました広域連合における後期高齢者医療制度の高額療養費の支給遅れの支給件数及び金額につきましては、ただいま手元に資料がございませんので、後程ご答弁させていただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） その件数と金額を今課長の方から後程ということでありましたので、一緒に、本町に関わる被保険者の方々の件数と金額はどのくらいなのか、同時に後から教えていただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第５号「令和５年度三川町一般会計補正予算（第９号）」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ８ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第５号「令和５年度三川町一般会計補正予算（第９号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第６号「令和５年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ８ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第６号「令和５年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第７号「令和５年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ８ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第７号「令和５年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第８号「令和５年度三川町介護保険特別会計補正予算（第２号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ８ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第８号「令和５年度三川町介護保険特別会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第９号「令和５年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ８ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第９号「令和５年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第１０号「令和５年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第３号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ８ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第１０号「令和５年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第３号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。日程第１１から日程第１５までの以上５件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第11から日程第15までの以上5件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(志田徳久議員) 日程第11、議第11号「令和6年度三川町一般会計予算」、日程第12、議第12号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第13、議第13号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第14、議第14号「令和6年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第15、議第15号「令和6年度三川町下水道事業会計予算」、以上5件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、令和6年度三川町一般会計予算及び特別会計予算3件並びに下水道事業会計、以上5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第11号「令和6年度三川町一般会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億200万円といたすものであります。

次に、地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、1億1,810万円と定めたところであります。

一時借入金については、借り入れの最高額を3億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

令和6年度の一般会計予算総額は、前年度予算に対しまして、3,700万円、率にして0.7%の減となっております。

歳出予算の主な増額要因といたしましては、電子計算費、児童福祉総務費、いろり火の里施設費などの増額であります。

なお、減額要因といたしましては、道路舗装事業及び体育施設の長寿命化対策事業などの減額であります。

次に、議第12号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,670万円とし、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和6年度の国民健康保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして220万円、率にして0.3%の減となっております。

次に、議第13号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,040万円といたしまして、前年度当初予算に対しまして1,720万円、率にして18.5%の増となっております。

次に、議第14号「令和6年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,590万円とし、一時借入金の借り入れの最

高額を 3,000 万円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和 6 年度の介護保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして 1,830 万円、率にして 2.1%の増となっております。

次に、議第 15 号「令和 6 年度三川町下水道事業会計予算」について申し上げます。

本町における農業集落排水事業及び下水道事業に係る特別会計予算につきましては、令和 6 年度から地方公営企業会計予算に移行することから、その予算様式が大きく変わっております。

まず収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を 4 億 2 8 万 8,000 円、支出を 4 億 248 万 8,000 円と定め、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を 2 億 5,166 万 3,000 円、支出を 3 億 8,633 万 5,000 円とし、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額 1 億 3,467 万 2,000 円は、当年度消費税資本的収支調整額 639 万 4,000 円、当年度損益勘定留保資金 1 億 2,827 万 8,000 円で補てんするものであります。

企業債につきましては、起債の目的ごとにその限度額を、下水道事業債は 2,890 万円、資本費平準化債は 9,650 万円、公営企業会計適用債は 220 万円と設定したところであります。

また、一時借入金の限度額につきましては 1 億 5,000 万円とし、予定支出の流用につきましては、流用ができる場合については第 1 款下水道事業費用及び第 1 款資本的支出の各項に係る予定額に過不足が生じた場合における各同一款内での各項間と定め、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費といたしましたものであります。

以上、議第 11 号から議第 15 号まで一括にご提案申し上げましたが、その詳細につきましては、予算説明書の各会計の予算概要等に記載のとおりでございます。

また、細部につきましては、審議の過程で、それぞれ課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本件の提案理由の説明を終了します。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。本件については予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長において議長を除く 9 人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く 9 人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました件については会議規則第 4 5 条第 1 項の規定により、3 月 11 日までに審査を終えるよう期限を付

けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は3月11日までに審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 1時23分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 1時40分)

○議 長（志田徳久議員） 日程第16、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上1名の議員より一般質問を行い、後の5名の議員については、第3日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき、1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員）

1. 能登半島地震を教訓とした地域防災計画の見直しについて

1. 防災ガイドブックが発行され3年になるが、各家庭から今こそ防災意識を高めてもらうため、新しく発行するべきと思う。また、災害時のペットの扱いなども載せた方が良いと思うが見解を伺う。

2. 自主防災組織の活動において、自主防災リーダー研修等への参加状況、また地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用について伺う。

3. 防災用通信施設災害予防計画に「町のホームページやライン等の防災速報アプリの運用を促す」などの文言を付け足すべきと思うが見解を伺う。

4. 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画では、備蓄の確保とあり、緊急処置対応策として、最低限の食料の備蓄は備えるべきと思うが見解を伺う。

5. 災害時等における職員配置体制では、災害対策本部の設置場所に関して役場が被害を受けたときは、三川町公民館とし

ているが、現状、事務所はシルバー人材センターに貸出し、ホール等も使えない状態で問題ないのか見解を伺う。

6. 今回の災害では、食料も必要だがそれ以上に仮設トイレの確保が問題視されている。今回の災害を教訓に改善策などあれば見解を伺う。

一般質問の通告書を読み上げる前に、この度の能登半島地震で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、負傷されたり避難されている方々、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

令和6年第2回三川町議会定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

質問事項1、能登半島地震を教訓とした地域防災計画の見直しについて。

1、防災ガイドブックが発行され3年になるが、各家庭から今こそ防災意識を高めてもらうため、新しく発行するべきと思います。また、災害時のペットの扱いなども載せた方がよいと思うが見解を伺います。

2、自主防災組織の活動において、自主防災リーダー研修等への参加状況、また地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用について伺います。

3、防災用通信施設災害予防計画に「町のホームページやライン等の防災速報アプリの運用を促す」などの文言を付け足すべきと思うが見解を伺います。

4、食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画では、備蓄の確保とあり、緊急処置対応策として、最低限の食料の備蓄は備えるべきと思うが見解を伺います。

5、災害時等における職員配置体制では、災害対策本部の設置場所に関して役場が被害を受けたときは、三川町公民館としているが、現状、事務所はシルバー人材センターに貸出し、ホール等も使えない状態で問題ないのか見解を伺います。

6、今回の災害では食料も必要だが、それ以上に仮設トイレの確保が問題視されています。今回の災害を教訓に改善策などあれば見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

地域防災計画の見直しについて、1点目の防災ガイドブックの見直し等に関するご質問ですが、現在の防災ガイドブックは令和3年に作成し、転入者も含めすべての世帯に配布しているところであり、現時点では、主な対策や内容についての大きな変更の必要はないものと判断しております。

しかしながら、近年の各地での被災状況等を踏まえますと、ガイドブックに記載された災害に対する個人や各家庭の備蓄を実行するとともに、避難等に関する意識の醸成が急務であると捉えているところであり、避難所におけるペット対応の検討も含め、訓練や研修会など

様々な防災に関する取り組みを実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の自主防災組織のリーダー育成に関するご質問であります。リーダー育成を目的とした研修会等への参加者は、一部の自主防災組織に偏った状況にあることは認識しているところであります。災害時において地域の防災をリードし、活動していただく人材の育成につきましては、町も参加費用の助成などの支援は行っておりますが、まずは、各自主防災組織において防災リーダーの必要性を踏まえ、消防団OBに限定せずに、育成していただくことが肝要であると考えているところであります。

次に、3点目の防災情報の発信に関するご質問であります。現在の地域防災計画において、ご質問にありましたアプリケーションも含めた想定でのソーシャルメディアの活用を掲げているところであります。しかしながら、町民の方々の活用はまだ十分とは言えないことから、町内会の集会や自主防災組織の災害訓練、更に町内会等を対象としたデジタル化に対応するための出張講座などの機会を捉えて、防災情報の有用な取得方法の周知と、活用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の災害備蓄に関するご質問であります。災害時の食料や飲料等については、町内及び近隣の関連事業者との協定に基づく供給を想定しており、現時点では、保管場所などの課題もあることから、町としての備蓄は実施していないところであり、今後の検討課題であると捉えているところであります。

次に、5点目の町の災害対策本部の設置場所に関するご質問であります。現在の地域防災計画では、三川町公民館を役場庁舎に次ぐ対策本部の設置場所としております。しかしながら、現状に鑑み、現時点での役場に次ぐ本部の設置場所につきましては、子育て交流施設「テオトル」を想定しており、今後の地域防災計画の見直しに合わせて修正してまいりたいと考えているところであります。

次に、6点目の仮設トイレに関するご質問であります。大規模災害時の避難所におけるトイレについては、非常に大きな課題と捉えており、その対策として近隣の関連事業者との協定に基づく配備の他、町として災害時用のトイレの整備も進めており、今後ともその充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは再質問をさせていただきます。まず1点目から入りますけれども、2021年に作成された三川町防災ガイドブックでは、大変細やかな風水害対策や地震対策など19ページにわたり載っています。この1冊を見れば、災害時における行動や日頃の備蓄の必要性などが大変便利で、一家に1冊は必ず見える場所に保管されていると思われそうですが、先日町内会で多くの人に聞き取り調査を行いました。これほど大事なものをほとんどの人がしまい忘れや紛失、中には見た記憶もないといった人もいました。

今回の災害で日本海側の災害時の脅威を感じたのではないのでしょうか。あの恐ろしい東日本大震災から13年目を迎えようとしています。時が経つにつれ、防災意識も薄れてきていた矢先ではないのでしょうか。

町長答弁では、内容については大きな変更の必要はないとの答弁でしたが、内容の変更は本当に必要ないのでしょうか。1月11日の消防庁の情報にあるように、能登半島地震では全壊が646棟、半壊が36棟であり、人的・住家被害等で亡くなった方が206名と発表されておりました。今回の震災では、建物の倒壊により多くの犠牲者が発生していたように思われます。三川町地域防災計画によれば、震度6での被害想定結果では冬場で227棟、全壊率が全体の8%近くまで上り、死者数は20人と書かれておりました。

防災ガイドブックでは、地震発生時は、自身の身を守るためにシェイクアウト、しゃがむ、隠れる、待つとありますが、三川町ではまだ耐震性の優れた建物は少なく、倒壊が想定される揺れなどでは同じ行動をとれるのでしょうか。住民の間では、家が潰れるのが分かっているながらこのような行動をとっていいのか、本当に潰れた場合大丈夫なのかといったような不安の意見が多く聞かれました。

今回の地震では、志賀町で震度7を観測しています。同規模の揺れが訪れた場合の行動について、現在の防災ガイドブックで対応できるのか、再度伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 町長答弁の中では、その大きな対策等について今すぐに見直すものはないというような説明であったと思います。確かに地震においては、それぞれ想定できる範囲の中でそれに対応する施策なり行動計画等を示せば一番いいわけですが、ただ、ご質問にありました内容等については、ガイドブックの中で町民に対しての周知なり行動を促していくのか、もしくはまた別立てで、例えば、各町内会、自主防災会に毎年お願いしております避難訓練といいますか災害訓練、そうした機会を捉えて、具体的に皆さんの目の前で、冊子等は先程の質問にはありましたとおり、1回は見るけれども、それをしまい忘れたとか紛失したということで流されるのではなくて、日頃のそういった毎年1回でも訓練等を通して、まず体で覚えていただくといいますか体感体験してもらう、そういった取り組みも必要なのではないかというように考えるところであります。

能登半島地震を見まして、改めてそういった訓練、先のニュース等でも出ておりましたが、高波といいますか津波に対して日頃から高台に避難する訓練をしていたと、避難経路も十分訓練の中で知っていたので行動がとれたというような被災者のお話を耳にします。そうしたところからもペーパーだけではなくて、町民一人ひとりが我が事として、そういった各地域で行われます防災訓練等に参加していただく。そういう機会で、こういうときにはこういう行動をとるといったようなものを、町の方でも示す中で町民の方からもそういったところに対する意識を高めてもらう取り組みも今後重要になってくるということで考えております。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 言っていることは十分に理解できますし、一般的にはそのようなものだとは私も思っております。しかしながら、災害といったものは本当にいつ起きるか分からないといったのが現実でありますし、現状を見ますと、私も地域の役員をしていたときにもそうですし、長年経験した上でもそうですけれども、なかなか町内会で防災訓練等をして参加者が少ないといったような現状をばやいていた町内会長とお会いしたことがござい

ます。実際どのようにしたら参加してもらえるのか。いくら町内会の役員が声を出しても人も集まらず、そして逆に朝早く行うもので迷惑だと、そんな訓練やめてくれといったような、もうびっくりして訓練を事前に告知していたのにも関わらず、パジャマで慌てて出てきた家庭も中にはありました。やはりそういった部分として、まだ町民にはそういった災害に対する認識不足が露見していると私は思っております。

特に今回の能登半島地震では多く問題になっていたのが、人間もそうではございますが、ペット問題も取り上げられておりました。お伺いしますけれども、三川町に関しまして、ペットという中では大半を占めているのが犬・猫だと思われませんが、今回の災害では避難所にはなかなか迷惑もかかるので、家庭の車の中でペットと一緒に暮らしたとか、またペットだけ家に残してきたといったような問題も発生しておりました。やはりこういった部分に関しても、まだ手直しが必要だと思われまして、三川町の現状として、ペット、犬・猫でも分ければよろしいかと思われまして、ペットの中には当然ハムスターを飼っている方とかへび、爬虫類とかの方もいるかとは思いますが、まず参考にさせていただきたいのが、犬・猫の数を把握できていればお願いしたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 犬と猫の頭数、飼われている頭数ということかと思われまして。犬の方ですが、狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は、3月1日時点で203頭でございます。一方、猫に関しましては人に感染し重病をもたらす病気がなく、登録管理がされていないため、町の方では把握していないところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。犬に関しては203頭、確かにここ近年、朝夕散歩されている方をよく目にいたしますけれども、たぶん猫に関してはその倍くらいいるのではないかと私は想定しております。避難所に関してもそうですけれども、猫は今後把握していくのか少し分かりませんが、災害の避難場所としてはそういった問題も発生する恐れがございますので、やはりそういった部分に関しても頭数等、また対策等も検討してもらえればと思いますので、早急な対応をよろしくお願いしたいと思っております。

NHKのアンケート調査では、今回の災害を教訓に食料の備蓄を考えているかのアンケート結果で、3割の人が用意をした。3割がこれから用意する。残り4割が考えていないといったような結果が出ておりました。自分の身に降りかからないと防災意識は高まらないのではないのでしょうか。鉄は熱いうちに打てといった言葉があるように、今こそ町民に防災意識を強く持ってもらわなければならないと考えます。日頃からの防災意識をより高めることが、私は行政の一番の仕事だと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

先程の町長の施政方針でもあったように、防災減災など重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるとありました。当然こういったものに関しては経費はかかるとは思います。いつ起きるか分からないものに果たして本当にそういった経費をかけるべきなのかといったような問題も取り沙汰されるかもしれませんが、まずは私が先程言ったガイドブックを紛失した人への対策を何とかしていただければと思っております。

先程から言っているように3年前、当然なくしたのは自身が悪いと私も思っております。しかしながら、今回の災害を通じて、改めてそういった意識を持った人が数多く私はいると思っております。今こそ、せめてガイドブックの発行をよろしくお願いしたいと思いますし、配る範囲で大変だといった場合に関しても、例えば町内会長からまとめてもらうとか、例えばペナルティとは言いませんけれども、そういった方には役場まで足を運んでもらうといったような考え方も、私は一つの防災意識を高めるために必要なのではないかと考えております。しかしながら、身体の不自由な人、また高齢な人、車の運転のできない方もおりますので、そういった部分に関しては何とぞのご配慮をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、質問2に入らせていただきます。先程質問2の方でも言いましたが、現在町では集落の火災や初期消火活動に関して協力をする消防協力員がおりますが、私も消防協力員をしているので分かりますが、地元の消防団員が誰なのかも分からなく、全く交流がない状態で、これではいざとなったときに意思統一ができないのではないかと不安を感じております。ましてや地域防災では、お互いの信頼関係も重要と考えております。消防団と消防協力員の結びつきの強化を各消防団班に任せることなく、行政主導での関係を構築してもらいたいと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 自主防災組織においては、それぞれ消防団員なりご質問にありました消防協力員の方も、ある意味いざというときの役割というものを持たれているのかなというようにも思います。ただ、様々な災害がある中で、場合によっては今回の能登半島地震でもそうでしたが、その消防団がそれぞれの地域で自主防災の一員として活動をする以前に、災害等が起こった場合、やはりそちらが優先になろうかと思えます。そうしたときでは地域の被害、そういった避難に対してどのように活動するのかというのは、現時点では行動マニュアル等的なものはございません。

そうした意味では、よりそのシミュレーションといいますか様々な災害を想定した中で、町、消防、それから協力員、自主防災会、こういった役割を担うのか。それぞれのケースにおいて、どのような行動をとるということを基本に行動するのか。これを改めて検討しながら、お互いにその行動内容について共通理解をして取り組むということが重要になってくようかと思えます。

町の防災計画等も、一つの大きな災害、地震であれ、洪水等の水害であれ、マックスで大きな被害を前提に詳細な行動計画等を様々位置付けて地域防災計画ということで構成しておりますが、やはり今重要なのはそういったベースとなる防災計画をもとに、具体的にどのような行動、それぞれどのような任務を持って活動するか取り組むかということを改めてお互いに学び合うといいますか、それをきちんと頭に置いて、いざというときに行動する。そうした取り組みといいますか、そうするための町としての各町内会なり自主防災会等への働きが重要になってくるのではないかと考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 過去には、私も消防活動を20年間経験し、部長職までやらせていただきました。そういった経験の持ち主は私だけでなく、地域には多くの人材が埋もれているかと思われます。答弁では、消防団OBに限定せずに育成していくとありました。私は残念ながらそう簡単に見つかるとは思えません。現在、消防団員の人員不足の問題もあります。各自主防災組織において、これ以上の人材はないと思うのですが、育成していくより防災意識の高い経験者の掘り起こしに力を入れていくべきだと思いますけれども、再度見解を伺いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 地域の防災リーダーといいますか、具体的にも実際の災害等で先頭立って地域をまとめる、リードするという人材は必要であるというように認識しております。ただ、町長答弁にありましたのは、私も思いますに、確かに消防団のOBの方というのは消火活動、災害に対する知識等はあるかと思います。ただし、先程質問にもありました地域の顔が分かるといいますか、地域としっかりコミュニケーションがとれる方。また、単にその消防OBということで、本人のやる気と言うのではないでしょうけれども、やはり意識がきちんとなしと行動も伴わないのではないかと思います。

役場が誰々を指名するというよりは、あまりそのリーダーの方に負荷をかけない形で、できるだけその地域で連携・協力して、それぞれができる行動ということで、そのいざというときに備えるというような形で、ただ、そうしたときに一つそれぞれの行動をまとめる方、または災害に対する知識を有する方ということで、年次的に交代していただいても結構かと思います。そうした経験を積む方が地域に増えることで、いざというときにより機能するかと思いますか、よりお互いの仕事が分かった中で行動できるのではないかと思います。その育成に関しては、確かに一番初めに頭に浮かびますのは消防団員経験者ということになるかとは思いますが、よりその災害に対する意識が高い方とか地域をまとめる力がある方、そういった方になることも、そういったことでは誰々ということでの限定というものはしないで育成していただくということが大切になるのではないかと思います。

○議 長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 分かりました。私もやはり強制的にそういった部分に消防団OBだからといって当てはめられるのはいかななものかとは思いますが、日頃から町内会で活動しておりますと、町内会長が声をかけても、実際にはなかなか非協力的者の方が多いように感じておりますし、やはり今の時代、若い人は特に仕事をしなければならないといった部分で、なかなか自分の家のこともそうですが、町内会までそういった部分での余裕がないのも現状でございます。そういった部分も配慮しながら、やはり今後消防団OBならずとも、ぜひそういった全体として協力できる体制を、今後とも構築してもらいたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、3番目の質問に入らせていただきます。確かにガイドブックを見ると、こと細かく災害時の情報を入手する方法については書かれておりました。平成31年3月に作成された防災計画書には、そのような文言は確認できなく、防災計画には毎年検討を加え、修正

すべきと認める事項がある場合は計画を修正と謳われているようですし、大きな災害が発生した場合に、その都度見直しを進めるとありました。そういった部分に関しまして先程町長答弁では、速やかに修繕していくといったような言葉をいただきましたので安心しておりますけれども、やはり今回の災害で情報がいち早く入ったのも防災速報アプリなどで緊急時には大変便利でありました。新しい事業では、デジタルに関する出張型支援事業もあるようですので、ぜひこういった機会に防災アプリなどの登録を呼びかけてもらいたいと思っております。

時代背景には、情報の伝達手段は様変わりしております。町民全体に勧めることができれば良いのですが、今回の災害でテレビニュース速報でアナウンサーがきつい口調で、「津波が来るからすぐに振り返らずに高台に逃げろ」といった内容が記事になっておりました。アナウンサーのただならぬ緊張感を感じ、とっさに逃げたといったような内容が載っておりました。後になって、この情報が多くの命を救ったとも載っておりました。災害時の情報は1分1秒が生死を分けるものだと思っております。ぜひ敏速な防災計画の見直しをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、4番目の質問に入らせていただきます。現在では、食料の備蓄は町では行わず、町内または近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努めるとあるが、今回の災害では元旦の発生で開いている商店も少なく、災害の日時や時間など締結業者等でも問題が露見する形となったと記事になっておりました。食料に関しては、三川町としてはイオンやラコスなど協定を結んでいることは大変ありがたいのですが、年中無休24時間開いているコンビニ等との協定も結ぶ必要があると思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず食料、飲料等につきましてはご質問にありましており、また町長答弁にもありましており、現時点で町での備蓄というものはございません。ただ、災害協定等によりまして、町内それから近隣の市町にあります事業者とその協定の中での供給ということになります。ただ、これは例えば元旦だけではなくてですね、例えば、地震のように広域的にこのエリア、庄内地区が被災した場合、協定事業者が真っ先に三川町というようにはならないのではないかとということにも思います。地震発生時に言われることは、まず一義的には避難する、個々が最低限の3日分の食料、飲料等を確保した中で、まず、その最初の避難等に備えるということが前提になるのではないかとこのように考えるところです。被災といいますか、地震、震災等が発生直後、数日後には一定程度インフラ等の支障がなければ、順次協定先から供給されるものかとは思います。

ただ、まずはそういったものがすぐには届かないんだということも想定した中で各ご家庭なり、個人の方には避難に備えていただきたいというようにも思うところであります。ただ、これまで繰り返されてきた被災地の現状等を見ますと、現時点では確かに本町での食料飲料等についての備蓄は行っておりませんが、今後、先程自主防災会の訓練等を促すような取り組みも必要だということでお話をさせていただきました。それと関連しまして、一定程度

のそういった食料、飲料等を、町がいざというときに備えるとともに、そういった町内会での自主防災会の取り組みに対して一定の量を提供することで、町自体も少量ではあるかもしれませんが、それをローリングしていくということで、町民の防災意識を高めていくということも必要なのではないかとというようには考えており、今後の検討課題ではあると思っております。

○議長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 現実的に想定外の大規模の災害時に今話があったとおり、三川町を優先してとは私にならないような感じがしております。当然、庄内全体でのパイプラインの寸断なども想定されるといった部分の中身だとは思っておりますし、あと今話されたガイドブックでは確かにローリングストック、循環備蓄を各家庭に推奨しているといったような話の中で、私もやはり各家庭でのそういった循環備蓄は必要だと認識はしているところではございます。

先日の教育フォーラムで児童の場合、当然学校での授業といった部分の場合ですけれども、警戒レベル4の際は学校から自宅に戻ることは避けるとありました。その際に講師の先生からは帰した場合、そこで事故があった場合、もう10対0で当然町側が問題があるといったような判決もあったといったような過去の事例もありました。三川町の場合、そういった取り決めがあるのか、少し私も分からないので、いま一度お聞きしたいんですけれども、授業中、学校の生徒がまだ家に帰れない状態の場合、警戒レベル4のときにどのような指導をしているのか、敢えて伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 町内の小学校また中学校の中でも災害等が発生し、地震等が発生した際の対応については学校内でも教員の方々がきちんとマニュアル等に則って準備をし、そのときの状況に応じて子どもたちに指示を出すようにしているというように伺っているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） やはりそういった状況も想定しなければならないと私も思っております。各家庭の部分、そして学校での備蓄の部分、やはり学校から児童が家に帰れない場合の食料の備蓄。これは学校としての対応になるのか分からないんですけれども、当然教育委員会としてはそういった部分のことも想定していかなければならないと私は考えております。

先程の問題の中で、保管場所などの問題がありといった話もございました。しかしながら、今、学校に関しての問題、例えば学校に協力を求める、または各地域の場合、各公民館に保管場所の協力をしてもらえれば、町内会としても不安も拭えると私は思っております。そういったことも再度検討していただきたいと思っておりますし、子どもの命も大変そういった問題に関しては、私もこの間の教育フォーラムを聞くときまでには想定しておりませんでした。しかしながら、敢えて先日の話を聞いて、やはりそういった問題があるのだなといった部分で、改めて認識したところでございます。

先日、障害者の会の皆さまと意見交換する場があり、様々な意見を頂戴いたしました。歩行するのも大変なのに、荷物を持って避難するとなると到底無理だ。飲料水に関しては1日1人3Lの水は確保できるが、自分は歩くこともままならないのにどのようにして、この水を持っていけばいいのかといったような不安が多く出されました。被害弱者が肩身の狭い思いをすることのないよう、ぜひ検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、5番目の質問に入らせていただきます。災害時は、行政機関の本部には、絶対的な場所の確保、陣頭指導体制、情報の収集などが必要不可欠であり、現状役場が被害を受けた場合、他の施設も同様の被害が想定されますが、近年、災害では想定外の被害が発生し、どこまでのシミュレーションを想定するのが難しいと思われます。ただ、言えることは能登半島地震規模の被害を想定する必要があると私は認識しておりますし、町民の命を左右する重大な司令塔でございます。不備のない計画をお願いいたしますし、訂正部分があるのであれば、先程同様、早急に文言等の訂正のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

また、テオトルに新しくそういった部分の場所を代わりに設けるといったような話がありました。テオトルで想定した場合に、私もまだイメージはできていないんですけれども、現状、例えば子どもを預かっている部分もございます。そういった時間と重なった場合、どのようになるのかとか、様々なまだ想定されなければならない部分もございますので、ぜひ考慮してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。今回の災害で多くの問題が示されたのですが、やはり水道の問題とトイレの問題が多く苦情が出されたと感じております。避難所運営に関わる留意点では、町のとるべき処置に被害者のプライバシー保護、トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。また、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点への配慮が必要など載っていましたが、町民に聞いてみると家では準備したいが、実際にどこで売っているのかすら分からないといったような答えがありました。

たまたま今日の朝ですけれども、新聞の折り込みチラシを見ていると、そういった広告が載っておりました。しかしながら、事前予約といひましようか、店には置いていないので、後程配達するといったような話でございました。また、簡易トイレに関しましてインターネットで検索してみますと用を足す袋、凝固剤などが入っている、50回分で3,980円という値段のものもありましたように、それほど町で負担するほどではないと私は考えておりますけれども、やはりそういったものが各地域の公民館に1個、各学校に数個あれば、私は食料も確かに必要だと思ひますけれども、トイレとかに関してはたぶん私の想定ではもう早い人でもう30分、1時間ももたないといったような話もあるかと思ひれます。ですので、そういった部分の配慮もできれば、速やかにお願ひしたいと思っております。

町長答弁では、近隣の関連事業者との協定に基づく配備の他、災害時用のトイレ整備を進めるとありました。町でも簡易トイレの配備はあると思ひますが、緊急時には間に合わないと思ひますので、やはりそういった配慮の方もよろしくお願ひいたしますし、例えば町で先程言ったとおり、どこで売っているか分からないといった家庭の方には業者を斡旋するとかの方法もあるのか。例えば、町内会単位に取りまとめをするとか、そういったものが可能な

のかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 災害時の避難所におけるトイレについてのご質問でありました。町の方では、災害時の備蓄計画といたしまして、各小学校等には簡易トイレを10個配備しております。併せまして、いわゆる用を足した後ということでは、各小学校単位になりますが、1,000回分のそういった交換用のものは配備しております。ただ、介護用というものにもよくあるんですが、その敷いたものが何回ぐらいに耐えられますよということであったとしても、多くの皆さんが使う場合、やはり1人1回ですぐ廃棄するというような感じになろうかと思います。

ですので、そういったものを各校に今トイレが10基、その交換用のパッド等シートが1,000枚あったとしても、もう一時でなくなるということも想定されます。そういった意味では、そういった消耗品的なものの充実ということで数量を増したり、そういった取り組みも今後は必要になってくるというようには考えております。

併せまして、簡易トイレも先程も関連して説明いたしました、業者と提携しているからすぐ来てくれるということではないということを前提にしますと、初期段階での避難所においては簡易トイレは非常に有効であるということで、そうした際には個人のプライバシーを守ることでのセパレートといいますかパネルといいますか、そういったプライバシー保護のための設備もきちんと揃えておりますし、ただ、それがいわゆる皆さんが認識するもののプライバシーが守れるものかといったら、まだ十分ではないのかなというようにも思いますので、そういったところは十分検討を重ねて、今後の備蓄備品の配備等に生かしてといたしますか取り組んでいきたいというように考えます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 各小学校に10基単位であるといった話を聞いて、まずはひと安心しました。ぜひ各小学校だけではなく、中学校も入っているか分かりませんが、幼稚園・保育園もあると思います。そういった部分の準備のほどよろしく願いいたします。

先程少し私の質問で答弁が漏れたような感じがしたんですけれども、その業者を、例えば各家庭でなかなかどこに売っているか分からなくて買えないといった場合、町で斡旋してもらえるのかといった話について再度伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 町が揃えた備品と同じもので良しとすることであれば、ご紹介は可能であろうかと思います。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 町と同じでも十分。私は、どこのメーカーでなければならないという家庭はなかなか少ないと思いますし、どこで売っているかも分からなくて、必要だとは思いうといった部分で、しかしながら、やはり準備ができない家庭もあると思いますので、広報等での呼びかけ等でもいいと思いますし、各町内会で、また町内会かと町内会長からお叱りを受けそうですけれども、やはりそういった部分での注文を取りまとめるのも私は大変防

災意識を高めるために、そしてトイレから食料品といった部分でも、例えば食料品に関してもなかなか売っている場所が分からないといったような話もあったと思います。必ず缶に入っているビスケットでなければならないという問題はないとは思いますが、そういった食料に関しても、業者を取りまとめるチラシなどもあれば大変助かると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

衛生面の不備から感染が発生するアウトブレイクなども当然気をつけなければならない問題ですし、特に被害時はこういった問題が起きるかすべてが想定外です。三川町では防災の考え方の基本に、災害の少ない三川町から災害に強い三川町を目指すがあります。まずは防災意識の種をまきましょう。防災の考え方を基本に、地震被害に対して立場の弱い高齢者、障害者及び園児、児童、生徒などを災害から守るための対策の確立をよろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 以上で一般質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会します。

（午後 2時32分）

令和6年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年3月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 小野寺 正 樹 議員 2 番 佐 藤 栄 市 議員 3 番 小 林 茂 吉 議員
4 番 佐久間 千 佳 議員 5 番 砂 田 茂 議員 6 番 鈴 木 淳 士 議員
7 番 鈴 木 重 行 議員 8 番 成 田 光 雄 議員 9 番 町 野 昌 弘 議員
10 番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒 田	浩	議 会 事 務 局 長	飯 鉢	凜	書	記
遠 渡	蓮	書 記	渡 部	貴	裕	書 記
井 上	史 則	書 記				

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 3月7日（木） 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議 長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

3番 小林茂吉議員、登壇願います。3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員）

1. 総務行政について	1. 補助金は、地域活性化や産業振興などの行政課題を解決する有効な手法であると同時に、一つ一つの補助金に対する不断の点検は必要。第7次行財政改革大綱に示されたサンセット方式の導入とその効果について伺う。 2. 女性活躍推進法の規定に基づき、町職員の給与の男女の差異が公表されているが、その数値の分析と職員の年次有給休暇取得を容易にするための措置を伺う。
2. 企画行政について	1. 「デジタル田園都市」に関する政策の一環として、住民の幸福度に関する調査研究や指標づくりに着手し、かつそれを政策に具体的につなげるウェルビーイング指標を導入したまちづくりが注目されている。人々の「つながり」の意識である「コミュニティ感覚」といった視点で“コミュニティ醸成型”の政策展開が求められると思うが見解を伺う。 2. 第4次三川町総合計画策定作業のスタートは住民アンケート調査だった。特に推進すべき施策の一つに「雇用の確保・工場等企業の誘致」を上げる声が多くあった。今後、新たに導入される産業への農業従事者の就業目標と既存の企業、会社、法人を対象にした本町に定住を促す雇用奨励制度を確立すべきと思うが所見を伺う。
3. 教育行政について	1. 今年度の三川町教育委員会行政方針の中に、学校教育について、オンラインと対面によるハイブリッド授業などを積極的に実践しながら、より有効な活用方法を研究するとあるが、今後の安定した学習環境と学力向上にむけた、ハイブリッド授業の課題等を伺う。

令和6年第2回三川町議会定例会において、通告に従い、一般質問をいたします。

質問事項 1、総務行政について。

(1) 補助金は、地域活性化や産業振興などの行政課題を解決する有効な手法であると同時に、一つ一つの補助金に対する不断の点検は必要です。第 7 次行財政改革大綱に示されたサンセット方式の導入とその効果について伺います。

(2) 女性活躍推進法の規定に基づき、町職員の給与の男女の差異が公表されておりますが、その数値の分析と職員の年次有給休暇取得を容易にするための措置を伺います。

質問事項 2、企画行政について。

(1) 「デジタル田園都市」に関する政策の一環として、住民の幸福度に関する調査研究や指標づくりに着手し、かつそれを政策に具体的に繋げるウェルビーイング指標を導入したまちづくりが注目されています。人々の「つながり」の意識である「コミュニティ感覚」といった視点で“コミュニティ醸成型”の政策展開が求められると思いますが見解を伺います。

(2) 第 4 次三川町総合計画策定作業のスタートは住民アンケート調査でした。特に推進すべき施策の一つに「雇用の確保・工場等企業の誘致」を上げる声が多くありました。今後、新たに導入される産業への農業従事者の就業目標と既存の企業、会社、法人を対象にした本町に定住を促す雇用奨励制度を確立すべきと思いますが所見を伺います。

質問事項 3、教育行政について。

(1) 今年度の三川町教育委員会行政方針の中に、学校教育について、オンラインと対面によるハイブリッド授業などを積極的に実践しながら、より有効な活用方法を研究するとありますが、今後の安定した学習環境と学力向上に向けた、ハイブリッド授業の課題を伺い、1 回目の質問とします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林茂吉議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項 3 の教育行政に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項 1 の総務行政について、1 点目の補助金に関するご質問であります。町が実施する事業につきましては、補助金を交付する事業も含め、毎年、「事務事業評価」を行い、その事業の効果や実績等を検証し、不断の見直しや改善を図りながら展開しているところであります。また、第 7 次行財政改革大綱で示しておりますサンセット方式とは、補助金の終了する時期を明示して補助を行う手法であります。補助金の対象となる事業につきましては、予算化の段階での交付対象団体等との協議や交付申請、実績報告でその内容を点検し、対象事業が効果的に実施されているか、適切に執行されているかなどを確認しており、併せて交付団体への指導・助言等も行いながら対応しているところであります。

2 点目の町職員の給与と年次有給休暇取得に関するご質問であります。まず、給与につきましては、関係法令及び町の条例、規則等に則って適正に支給しているところであり、昇任、昇格の時期により職員間での差異は生じるところでありますが、いわゆる男女間の格差はないものと認識しているところであります。また、年次有給休暇につきましては、取得しやすい職場の環境づくりが不可欠であることから、業務のマネジメント体制の確立や事務事

業の効率化、簡素化などに取り組んでいるところであり、今後とも、年次有給休暇が容易に取得できる職場の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

質問事項2の企画行政について、1点目のコミュニティ醸成型の政策展開に関するご質問ですが、本町は行政運営にあたり「協働のまちづくり」を掲げ、町と住民が共に協力して行動する「住民参加型のまちづくり」を推進しているところであります。一方、近年の社会構造の変化や情報通信技術の発展など、様々な要因により人々の行動様式が変化し、価値観も多様化して、地域社会の繋がりが希薄化の傾向にあると認識しておりますが、この地域の繋がりが強まることにより自主・自立的な活動が活発化し、ひいては地域も活性化されていくものと捉えております。

本町といたしましては、この「繋がり」が、まちづくりにおける重要なポイントであると考えており、そのキッカケとなるよう町民大運動会の実施や各種スポーツ大会の開催、生涯学習の場の提供や子育て支援活動の展開、菜の花まつりや秋まつりを通しての交流の場の創出に取り組んでいるところであります。

また、各地域における自主的なコミュニティ活動の活発化を目的に町内会総合交付金や協働のまちづくり推進事業、コミュニティ活動支援員派遣事業などにより支援を行っているところであります。

次に、2点目の農業従事者の就業目標及び雇用奨励制度に関するご質問ですが、現在、事業を進めております「みかわ産業団地（第4期）」につきましては、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」、いわゆる「農産法」に基づく産業団地として第1期からの当初計画を変更して実施しているところであります。

この計画には、「みかわ産業団地」第1期から第4期までの農業従事者の就業目標数を記載しているところでありますが、7業種13事業所において、雇用期待従業員数414人のうち、農業従事者の就業目標を最大で208人と設定しているものであります。

また、企業誘致にあたりましては、町の地理的な優位性と分譲単価を抑制する手法により進出を呼びかけてまいりたいと考えておりますが、既存企業等に対する雇用奨励制度の制定については、現時点では考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 小林茂吉議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項3の教育行政について、ハイブリッド授業の課題に関するご質問ですが、GIGAスクール構想の推進により、児童生徒一人ひとりにタブレット端末が整備されたことから、授業の形態は従来の対面授業に加え、自宅などからでもオンラインで授業に参加できる「ハイブリッド授業」が可能となっております。ハイブリッド授業は、コロナ禍において、感染リスクを回避しながら学びの保障を確保するために活用され、教育委員会としても、学校と連携しながらハイブリッド授業の効果的な活用方法を模索し、学習に有効なツールとして活用してまいりました。

新型コロナウイルス第5類移行後においても、感染症等により出席停止となった児童が希

望する場合には、授業の様子をオンライン配信している学校もありますが、ハイブリッド授業の課題としては、オンライン機材の準備や対面とオンライン両方に対応することによる教員の負担の増加が懸念されています。また、オンライン環境では、児童生徒と十分にコミュニケーションをとることが難しいという課題も指摘されているところであります。

現在、本町においては、欠席している児童生徒の体調を最優先に考え実施し、学びの保障の確保に努めているところでありますが、このハイブリッド授業は、教育の可能性を広げる重要なツールとして捉えていることから、今後とも、課題となる点を検討しながら効果的な活用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 順を追って再質問をいたします。補助金の財源は、その多くが町民の税金で賄われております。限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応を図る上でも、従来の慣例にとらわれることなく、公共の関与の是非を念頭にスクラップアンドビルドやサンセット方式を導入し、健全財政の堅持に努めることは必要だということを感じております。

補助金は各課にまたがって様々あるかと思います。国・県などの制度に基づく制度的な補助、それから団体運営補助、事業に関わる補助、それからイベント補助など四つの分類に分かれるのかなというように私は思っております。この場に補助事業の数、それから総額的な予算、まとめて間に合わせようと思ったんですが、時間がなく間に合いませんでした。後程この点について触れたいと思います。

新年度予算書をすべてまだ読んでいませんが、廃止された件もありましたし、見た限りでは縮減が目立ったのかなというように私なりに感じたところです。これまで新年度予算の編成にあたり、先程答弁がありましたけれども、当然のことを行っているなというように私は今認識を持ったんですけれども、各課ではどの程度補助金の検証がなされたのか。また、前年度予算にとらわれず、すべてを一旦ゼロ査定し、その上で事業の必要性、それから地域住民にどう役立ち成果を上げることができるかなどを十分精査し予算計上するゼロベース予算の検討はなされたのか。また、前年度まで計上されている額を継続ありきの検証で済まされたのか、その実態をもう一度お聞きします。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 説明にあたりましてはかなりの部分で町長の答弁と重複する部分があるかと思います。まずもって各補助金を予算として計上するにあたりましては、まずゼロベースということでは行っておりません。ただし、町長答弁にありますとおり、いかなる補助金の対象事業もまず前年と同額ということでは、当然各課も考えずにといいいますか、そういった慣例的に計上しているものではないということで認識しております。

まず、その理由といたしましては、先程来、事業評価といいますか、事務事業評価、この中できちんと当然所管の各係等で補助金の対象となる事業、その実績報告なり、その事業内容はその都度検証しており、それに基づいて次年度の予算ということで要求がなされ、更に

総務課長査定ということで、そうした内容を再度今年度の事業実績等をお聞きしながら、その計上された予算が適切な額であるかということ踏まえて精査してトップ査定ということで、その事業内容等については、何度も適正かどうか予算額が妥当かということを検証し、次年度の予算に計上し編成しているところであります。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） この質問をすることで、補助金の交付を受けている当事者からすれば、補助金の廃止や削減を言っているかのように不快を覚えるかもしれませんが、補助金額などを見直す機会を失いますと長期にわたって既得権化の傾向が生じてしまうのではないかとこのように心配もされます。また、補助金への依存度が強過ぎると自主性や自立性を阻害し、自主的な運営を行う姿勢が希薄になるのではないかと心配もされます。

まずは広く町民生活の向上に寄与し、客観的に公益性が認められるのか、また、町と町民との役割分担の中で町が補助する必要性があるのか、他団体との間で公平性が保たれているかなど、補助金の性質を改めて理解し、町民によるチェック機能を確保するため、透明性の高い補助金制度を公開する必要があるかと思います。先程申し上げました4分類の補助金、補助効果の向上を図るため、当該年度の補助金支出一覧表を町のホームページ上で公開する考えはございませんか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 補助金の交付にあたりましてはご質問にありましたが、基本的な視点としては、やはりその事業または団体運営に対する補助が公益性ということで補助をしているのかといいますか、対象の事業、団体等運営がその公益に該当するかどうか。また、そうした事業が本当に必要かどうか。そしてその事業の効果がきちんと表れる事業内容なり、団体運営がされているか。そして補助内容をまた具体的に適正な内容となっているかどうかというのがいずれの補助を行うに際しても点検なりしているというように認識しております。

ただ、後段質問にありましたその年度の各補助金として交付したものについての実績をホームページ上で公開するかどうかについては、現時点では考えていないところであります。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 公表、公開しないということ。できれば、町民への透明性の確保の視点からもぜひ行ってほしいなというように思います。これは全国的にも各自治体の中で散見されるところでもありますので、ぜひ本町もそのように進めていただければというように思います。様々と補助金に対する検証の行い方等を説明いただきましたけれども、検証方法を示したやはりきちんとしたガイドラインを策定して見直しチェックシートというものを作成したらいかがなものでしょうか。検討できるものか、お聞きします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 補助を検証するにあたって、またその内容等の適正性を確認するにあたってのチェックシート、マニュアル的なものということではありますが、それぞれ先程申し上げた補助金対象を確認する上で基本的な事項、これを踏まえて総務課でも行っておりますし、各課でも行われているというように認識しております。その必要性に応じては検

討といえますか、課題になろうとは思いますが、今後必要に応じて対応してまいりたいというように思います。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 次に町職員の給与の男女の差異について伺います。女性活躍推進法の規定に基づき、町職員の男女の給与の差異を公表することによって、自治体職員の処遇の実態が一定程度明らかになることが期待されます。公表されました令和4年度の結果では、任期の定めのない常勤職員で男性の給与に対する女性の給与の割合は89.8%のようです。扶養手当等も関連してか、男性の給与が上回っています。1点だけ役職段階別の係長相当職だけが、男性の給与に対する女性の給与の割合が103%であり、男性を上回っています。これは勤続年数の長い女性職員が係長に登用されていると受けとめてよろしいのかどうか。言い換えれば役職に就く女性職員の昇任年齢が遅いと理解されるようですが、説明を求めます。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 町のホームページで公表しておりますシートの中に役職別、段階別の男女の給与の差異というものを掲示しております。この中で係長職というところでは、いわゆる女性の方が給与が高いといえますか割合が高くなっておるわけですが、実態としてといえますか、数値の分析としてはご質問にあった内容で、そうした係長に昇格といえますか、昇任する年次等が関係しているかと思いますが、ただそれについてはあくまで人事ということで、結果として数字としてはこのような形で表れるものということで認識しております。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 男女の役割分担についての社会的通念、それから、慣習、しきたりなどによってジェンダー格差という言葉が生まれにくいようにすることが大切であります。ここで町長に伺いますが、女性の係長級以上の職員割合を引き上げて、管理職登用のプロセスに必要な経験が積めるポストに公正な人事評価に基づきまして、計画的に女性を登用し、男女の給与の差異を縮小すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林茂吉議員が言われる女性活躍という観点でのご質問ということで、ご答弁申し上げたいとこのように思うところでありますが、先程も課長の答弁でございました男女の給与格差という部分については、やはり採用する段階での例えば、最終学歴とかそういった部分の差、そして新卒あるいは途中採用によるその年齢による初任給ということが後の勤続年数ということについても、先程のような差が出ているというような状況ではなかろうかと思えます。

しかしながら、この係長以上の職種・職務ということからいたしますと、やはり人事評価に基づき、勤続年数あるいは能力というようなことで判断をしながら、それぞれの職員の能力に合わせた形での昇任というようなことで対応してきたところでもあります。本町のような100人に満たない一般職の職員数ということからいたしますと、現在の課制条例の中には管理職ポストが9というような状況になってございます。その中において、様々な職

員の能力ということからいたしますと、やはり課長補佐級からの昇任というようなことが今までも行われてきたところでもありますし、そういったことからしますと本町においては、課長補佐級においては現在13の課長補佐の職員がいるわけですが、その課長補佐級から管理職ということからいたしますと、13人のうちの9というようなことになると約7割というような状況になってございます。

この中で、女性がどのような割合になっているかということからいたしますと、本町においては、今までの中においては管理職が2名という時期もございました。現在においては1名というようなことでもあります。このようなことから、本町においてはこの一般職を92名という定数の中においては、男女の割合というのは40歳以上ということで係長職というような年代からいたしますとほぼ半数であります。そういった部分について、やはりこれからの女性活躍という視点からしましても、男女の区別・差別ということはないような形でこの人事においては、しっかりと評価を進めながら、小林議員の言われるような女性の活躍に繋がるような今後の体制というものにしっかりと判断のもとに人事を進めていきたいとこのように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） ありがとうございます。次に、年次有給休暇取得について伺います。先月の広報みかわに、令和4年の1年間、職員の年次有給休暇を取得した1人当たりの日数が公表されました。1年につき有給休暇20日付与されておりますが、平均7.4日取得し、取得率で37%、お隣の庄内町は平均9.4日で取得率が47%にとどまっているようであります。

個々の職員は、休暇を取得しやすい雰囲気や環境づくりを求めていると思います。唯一の行政資源は職員であります。持続可能なまちづくりを進めるには、職員の持つ機能が十分に発揮できることが大前提です。所属長は、部下が年次有給休暇を積極的に取得するには、どのような役割を果たすべきと考えておられますか、伺います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 職員の年次休暇の取得日数等につきましては、公表されたものにつきましては、令和4年、あくまで公表については年度ではなく、1月1日から12月31日ということでの暦年の取得での公表となっております。本町でも他の自治体と同様に町の特定事業主行動計画ということで、令和2年度から6年度まで、来年度までということで、最終の6年度には職員の年次有給休暇の取得日数を10日と定めて取り組んでいるところであります。

まだこれは今後の公表となりますが、実は令和5年実績では10日という数字がまとまりました。目標値に達すると、達したということにはなりますが、ただ職員に付与される年休の日数につきましては、ご案内のとおり繰り越すということもございますので、最大40日間取得できることになっております。すべての職員が40日ではないにせよ、そうした最大の日数からすると、まだ取得できる余地はあるのかなというようにも思っております。

ただし、本町もそうであります。年次有給休暇とは別に、いわゆる年間を通して5日間

原則として休むことができる、いわゆる夏休みのようなものも特別休暇として設定してありますので、そうしたところを完全消化した場合には、この年次休暇以上に職員というのは休暇が取れているものということで捉えているところでもあります。そうした年次有給休暇を取るにあたっては、先程それぞれの年次休暇だけではなくて、職員の休暇については必ず年1回は課長会議等で、その前の年の職員の休暇取得の実態を共通認識し、より多く取れる職場環境づくりに努めるよう総務課からの指導なり、また取るための必要な課長としてまたは係長職としても、その業務のマネジメント、職員の体調管理に対する留意等々、職場の中で気兼ねなくといいますか、必要に応じて職員が年次休暇を取れる環境づくりに努めているところがあります。

○議 長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 今課長おっしゃるとおり環境づくりが一番大事なかなというように私も思います。やはり事務処理等においても、相互応援できるような、そういった体制整備も必要かなというように思っております。人事担当の方では、取得率の低い課に対しまして注意喚起を行うとありますが、職員の所掌事務や適正な人員配置に目配りしまして、働きがいのある人間らしい仕事、ディーセント・ワークを職場内に築くことが大切であろうというように思います。仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスがしっかりと構築され、職員の明るく元気なパフォーマンスで職務に精励されますことを希望します。

次の質問事項、企画行政に移ります。ウェルビーイングという耳慣れない言葉のようですが、この言葉が最初に認知されたのは、世界保健機関 WHO 憲章が 1946 年に制定されたときとされています。私たちは、真の幸福を誰もが感じることができる地域をどうつくっていくか、問われている今日かと思っております。数年前までのまちづくりは、物質的な経済成長を指向したインフラ建設中心に社会基盤整備に力を注ぎ、良好な生活環境を築いてまいりましたが、経済成長路線一辺倒では所得と幸福度は相関しないことを国連の調査機関が発表されております。

蛇足になりますが、私が今から約三十数年前に町内会の公民館主事を行っておりました。うちの村は畜産農家が多い特徴的な集落でありまして、田んぼを耕す人と、それから畜産に励む農家の皆さんと耕畜連携が進んだ村でありました。そして、また、公民館事業におきましては昭和54年の圃場整備で余剰地、これを一気にひとまとめにしまして農村広場をつくりました。そこで、農村広場に国旗掲揚塔を立て、そして町内会の旗をつくり、この旗は今健康福祉課長の鈴木さんの親戚の酒田市の齋藤さんをお願いした町内会旗、後から見ていただければ大変ありがたいと思いますが、そういった旗をなびかせながら各家庭、老若男女、猫が留守番するほど家族全員が農村広場に集まってレクリエーション大会をして笑い転げた当時を思い出します。

そうしたことを繰り返し、庄内総合支庁の方から「山形県でむらづくり大会があるから、庄内地区の代表として横内町内会、ぜひ発表してくれないか」と依頼がありました。当時主事でありましたから、せっかくの機会ですので、出場させていただきました。そして、会場は寒河江市だったと思いますけれども、大会でしたので、グランプリを取る意気込みで向か

いましたけれども、置賜地方の飯豊町の中津川で農家民宿を行っている中村さんからグランプリを取られてしまいました。少し残念な気持ちになりましたけれども、そうした出来事がやはり町の広報みかわを担当している職員に届いたのか届かなかったのかよく分かりませんが、記事にしようとして、私の家に担当職員が来てくださいました。今、企画調整課長の佐藤さんです。

当時を思い出しておりますけれども、私たちはこれまで同じ土地に住んでいるという縁で、人々や家族が互いに結びつく地縁社会の中で暮らしてきました。所得が低くとも、幸福感は満たされてきたように思われますが、今は少しずつ地縁という地域コミュニティの言葉が薄らいできたように思います。これからのまちづくりの視点は、人と人の社会的な繋がり、地域コミュニティの力を回復する、このことに多くの政策努力を注がなければならない時代を迎えたと感じていますが、所見を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 地域におけるコミュニティについてですが、ただいま議員が申し上げた話の中にあつたように、横内集落での活動というのが、私の記憶の中にも非常に鮮明に残っております。当時横内以外の町内会でも、そういった活動が活発に行われていたものというように感じておりますが、特に横内では、そういった活動が顕著にあつたというように捉えております。

今、ご質問の中にもあつたように、やはり時代の流れというところで、こういったコミュニティ活動が現在、なかなか行われにくい、行いにくい状況になっているというようには非常に感じております。これを改善するための方策は何かと言われれば、すぐに出る答えはないというようには、難しい課題であるというように捉えております。そういった意味で町では各町内会もしくはその団体等がいくらかでも活動しやすいような環境づくりというようにことで、町長答弁にあつたような様々な助成、補助を行っているところであります。

そういった町の助成をしつつも、やはり地域に住む人たち、その人たちの考え方、意識、また今抱えている各地域の課題は自分のこととして捉えて、どのように解決すべきかを、やはり皆さんで考えていかなければ前には進めないものというように感じておりますので、そういった部分、町の方としても広報活動なりを通じながら醸成に役立てていきたいというように考えております。

○議 長（志田徳久議員） 3 番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 総合計画では、町の将来像を「あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウンみかわ」と定め、ウェルビーイングを標榜した環境、福祉、経済のバランスのとれた各施策を講じています。その中心にウェルビーイングを底上げする意味で、重要業務評価指標 KPI を総括した最終的な指標、つまりは達成目標となる KGI を示すことはモチベーションの向上に繋がり、町民の関心度満足度を高め、町民参加を促す協働のまちづくりの第一歩になると期待しますが、所見を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問にありましたウェルビーイング指標、今全国の自治

体でも取り入れているという情報は把握しております。マスコミ等でも、少し言葉の表現は違うんですが、幸福度ですとか、企業でいえば満足度というような表現で様々このウェルビーイング指標を活用しているというところは認識しておりますが、一方、このウェルビーイング、指標として表すにはなかなか難しい部分があるというように捉えております。アンケート調査なりで指標を取りまとめるわけですが、そういった意味でのアンケートの取り方というのも、この指標に大きく影響していきましますし、その母体となる数も少なければ、ちょっとした少数意見が大きく反映されてしまうというところもありますので、日本全国の先進自治体でもこういった様々な課題があるというような認識は持ちながら、今後の政策評価に役立てていくというような捉え方をしているようです。

三川町におきましても現時点ではこのウェルビーイング指標の取り扱いを行っていないわけですが、そういった政策評価、KPI 以外の評価もあるというところは認識しながら、今後の取り組みを考えていきたいというように思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3 番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 三川町のDX推進計画は重点取り組み事項が中心に据えてありますが、その実施計画と言える三川町官民データ活用推進計画、また三川町Mターン戦略では、KPI を導入した施策が目にとまります。例年公表されます三川町行政評価調書では、各施策の最終目標に到達するまでのプロセスが見えません。事業の達成度合いを測る KPI を設定する前にモチベーションが向上する KGI を決めることが必要だと私は思っております。同時に、一人ひとりの幸せの感じ方は違います。その難しさを自覚しつつも、町民の幸福実感ができる限り、正確につかめる指標を軸に PDCA サイクルを回していくことは総合計画の基本理念に沿うものと思います。ウェルビーイング推進室を新設した自治体もあり、誰一人取り残さないコミュニティーメンバーの繋がりを持って、ウェルビーイングの中心のまちづくりがますます加速することを願っております。

次の就労と定住について伺います。本町の産業導入地区は昭和48年落合団地、平成元年に天神堂団地、平成15年みかわ産業団地を設定し、造成と分譲がなされてきました。直近の令和5年度見込み、落合団地の法人から町に納付される固定資産税、法人町民税を合わせて約1,000万円。天神堂団地で約3,900万円、みかわ産業団地で約3,900万円、三つの団地を合わせた約8,800万円は、西部地区の商業施設等と並んで町の自主財源を構成しております。これは町当局と先人先輩の先見性を発揮した判断だというように私は思っております。

平成22年の国勢調査によりますと、三川町への就業者数、仕事で来る方は鶴岡市から1,625人、酒田市979人、庄内町448人、遊佐町62人、合わせて3,100人を超える人が三川町に通勤しています。就労される他の市町の人たちが、本町を居住先として選んでいただける方策を考えるべきと考えます。各所管と重複するかもしれませんが、研修を積んでスキルアップを図りたい、資格を取って仕事に生かしたいといった費用への助成措置は考えられるものかどうか。これはみかわ産業団地以外も含め、町内にある既存の起業、会社、法人等にも広く周知し、定住を希望される方への支援制度として打ち出すことは、後々の定住人口の増加とリンクしてまいります。庄内管内の企業誘致策に用地取得費に助成する市町村もあります。

が、三川町は就労と定住をパッケージにした施策を検討すべきと思いますが、所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） なかなか難しいご質問であります。その就労と定住についてセットでというご質問であります、なかなかそこは難しい部分があるのかなというようには捉えます。先程ご質問にあったように、三川町に町外から3,000人を超える方々が来ているという状況、裏を返せば、三川町からも町外に多く就職しているという状況にあります。庄内地方において、こういった2市3町においての人の出入りというのは非常に多くあり、そこは庄内一つでの地域発展という部分に結びついているとは考えております。

ご質問にあったように、定住という部分については、三川町においては住宅団地政策において進めているところであります。一方、この就職につきましては、やはり企業側の採用の考え方というのがあり、三川町の町民がその企業に就職を希望するかというようなマッチングという部分で、なかなかうまく合わないのかなとそういった現実はあるというように認識しており、ご質問があったようなセットでの定住策というのは、現時点では難しいというように捉えております。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今課長もおっしゃったとおり、Mターン戦略を見ますと、やはり3,000人を超える人が本町に通勤されている。改めて数には驚いたところであります。せっかくこうして三川町、本町と往来している人たちを何とか足止めして、できれば町内の中から職場に通勤していただく、そういう姿ができればうれしいなというように思いますけれども、今難しい話というような答弁でありましたが、やはり立地される企業等、それから既存の会社等、そこに働く従業員の皆さん方が職、仕事によりかかる費用については、町が一部助成するというようなシステムがあれば、やはりその会社に就職され、また三川町に惚れ込んで定住されるというような流れになっていくことを、私は望んでおるわけであります。ぜひ、これからまた、新たな第4次の開発が計画されておりますし、できれば三川町に来る人の方がはるかに、三川町から出ていく数より入ってくる方がずっと多いわけですので、その辺はうまく活用する施策を講じていただければというように考えております。

次に令和4年3月に策定した農村地域への産業の導入に関する実施計画書の中で、先程も答弁がありましたが、みかわ産業団地においては雇用を期待する従業員の数に対して、農業従事者の就業割合414人のうち208人が農業従事者というように見込んで記載されておりますけれども、この数に対しまして非常に50%と極めて高い数値と受けとめております。設定に至るエビデンスをお聞きしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 農産法の実施計画における農業従事者の就業人数に関する数値であります、こちらにつきましては農業従事者のみならず、その農家世帯の家族も含んでの数値というようなことで、計画を作成するにあたっての数値としているところであります。目標としては、ただいま議員が言われたように、非常に高い数値ではあるかと思

われます。この計画を作る段階では、最大値というような捉え方で、期待数値というようなことで、この大きな数値を設定しているところであり、現実的にはここまでの目標は非常に難しいというようには捉えております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 3 番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 農業従事者がその希望、また能力に応じて就業できるよう町とハローワーク、それから農業委員会、J A等々緊密な連携をとって農業従事者の産業への就業の円滑化を図っていただきたいなど。できれば、農業と同様産業が均衡ある発展でありますことを望んでおります。

次に、最後の教育行政に移ります。子どもたちがいかなる状況に直面しても、学びをとめないとする学習機会の提供は欠かせないと思います。ハイブリッド授業は家庭の事情で登校できない場合や学級閉鎖になった場合でも、学習をとめずに済みますが、対面授業とオンライン授業で子どもたちにギャップが生まれないだろうか。家庭によっては通信設備の水準は様々であり、通信障害によって音声や動画の乱れなどからオンライン授業に集中しづらいなどの課題もあろうかと思えます。改めてハイブリッド授業のメリット、デメリットも含めた課題を整理し、その改善に向けた考えを伺います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ハイブリッド授業につきましては議員よりただいまご説明ありましたとおり、対面型とオンライン型、これを組み合わせて授業を配信するというようなことで、新型コロナウイルスのあった期間中、非常に有効な手法として、本町でも活用してきたという経過でございます。子どもたちの学びをとめないというような観点で、このハイブリッド授業はこれからもその活用については随時学校側と話し合いながら的確に行ってまいりたいというように思っているところでございますが、やはりメリットとしてはこういった学校が閉鎖になったりとか、更に何かの理由で学校に来られない子どもたちが教室で授業を受ける子どもたちと一緒に同じライブでその授業に参加することができるというのが最大のメリットであるというように思います。

ただ、一方でデメリットといたしまして、やはり言われるのは教員の負担増ということがよく言われます。オンラインで配信をするということは、片や対面での授業と一緒にオンライン機材等の準備もありますし、その重い機材を更にライブで黒板等を映し出したりとか、様々な面でのオンラインにかかる手間と申しますか。そういった負担が非常に大きいというのがデメリットというように言われているところでございます。また、そのギャップというようなお話がございましたけれども、やはりオンラインで受ける子どもたちと対面で受けている子どもたちの中での授業に対してのギャップというのは、確かに生じると思いますが、それを今後どのように改善していくかというのが大きな課題というように捉えているところでもございまして、その辺について様々日々研究を重ねながら、このハイブリッド授業というものを、これからも有効に活用できるように準備をしてまいりたいというように現在考えているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 3 番 小林茂吉議員。

- 3 番（小林茂吉議員） ITを活用しつつ教師が対面指導と、それから家庭と連携したオンライン教育を使いこなすハイブリッドの学びを展開することは、感染症対策や少人数編成など、新しい時代の学びの環境整備として必要と考えます。子どもたちの豊かな学びを支援されますことをご期待申し上げます。

最後に、去る2月19日に開催されました三川町教育研究所所員集会の席で各分野にわたる活動報告がありました。教育に携わる皆さんの熱心な指導が伝わり、本町の高い教育力に感銘を受けたところであります。関係者各位に感謝を申し上げまして、私の質問を終わります。

- 議 長（志田徳久議員） 以上で3番 小林茂吉議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午前10時30分)

- 議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

- 5 番（砂田 茂議員）

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 地震災害時の避難所対策について | 1. 地震の揺れによる住宅被害と津波の遡上による住宅被害で発生する避難対象者数と、それに対する避難所開設の考え方を伺う。

2. 避難所の水、食料等の備蓄量の考え方及び室温維持対策を伺う。

3. 避難者のストレス軽減を図るうえでのプライバシー確保対策を伺う。 |
| 2. 猫の多頭飼育について | 1. 飼い主が飼育できる以上に猫が増えて適正に管理できなくなり、鳴き声や悪臭などによる近隣住民への影響が出ている。相談や苦情の推移と対応を伺う。

2. 多頭崩壊を防ぐうえでも不妊や去勢に対する補助金制度は有効と考える。補助金についての所見を伺う。 |
| 3. 高齢者の移動手段について | 1. 運転免許証の自主返納者や高齢者のみの世帯などの移動が制限される移動制約者からは、デマンドタクシーの町外までの運行を希望する声がある。町外運行の考えを伺う。

2. デマンドタクシーの利用者層とその利用目的、運行時間の適正性について伺う。 |

3. 通院のための交通手段を確保する取り組みについて伺う。

本定例会において、通告に従い一般質問いたします。

質問事項 1、地震災害時の避難所対策について。

地震の揺れによる住宅被害と津波の遡上による住宅被害で発生する避難対象者数と、それに対する避難所開設の考え方を伺います。

避難所の水、食料等の備蓄量の考え方及び室温維持対策を伺います。

避難者のストレス軽減を図る上でのプライバシー確保対策を伺います。

質問事項 2、猫の多頭飼育について。

飼い主が飼育できる以上に猫が増えて適正に管理できなくなり、鳴き声や悪臭などによる近隣住民への影響が出ています。相談や苦情の推移と対応を伺います。

多頭崩壊を防ぐ上でも不妊や去勢に対する補助金制度は有効と考えます。補助金についての所見を伺います。

質問事項 3、高齢者の移動手段について。

運転免許証の自主返納者や高齢者のみの世帯などの移動が制限される移動制約者からは、デマンドタクシーの町外までの運行を希望する声があります。町外運行の考えを伺います。

デマンドタクシーの利用者層とその利用目的、運行時間の適正性について伺います。

通院のための交通手段を確保する取り組みについて伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項 1 の地震災害時の避難所対策について、1 点目の住宅被害等に関するご質問であります。町の地域防災計画における地震被害としては、庄内平野東縁断層帯を震源とするマグニチュード 7.5 の地震により、住宅の全壊が 212 から 227 戸、半壊が 469 から 502 戸、避難者数は 651 人から 685 人と想定しているところであります。

また、津波の遡上に関しましては、山形県の調査及び試算に基づいた想定で、大規模地震が発生した際に、津波が遡上した場合であっても、水は赤川の河川敷地内に留まるとされていることから、住宅等への被害の可能性は低いものと捉えているところであります。更に、避難所については、震度 5 強以上で開設することとしております。

次に、2 点目の災害備蓄及び避難所の室温対策に関するご質問であります。災害時の食料や飲料等に関しましては、町内及び近隣の関連事業者との協定に基づく供給を想定しており、現時点では、その保管場所などの課題もあることから、町としての備蓄は実施していないところであり、今後の検討課題であると捉えているところであります。

また、避難所の室温対策に関しましても、避難所となる町内小学校の体育館において、冬期間は石油ストーブやジェットヒーター、夏は冷風扇やスポットクーラー、扇風機などで対応することを想定しているところであります。

次に、3点目の避難者のプライバシーの確保に関するご質問ですが、避難所において、個人、または家族の居住スペースについては、避難ルームテントやパネルパーテーションの設置などにより、プライバシーを確保する計画であります。また、要支援者や女性専用のスペース等も設置する計画であり、できる限り、避難者がストレスなく過ごせるよう、プライバシーの確保に努めてまいりたいと考えております。

質問事項2の猫の多頭飼育について、1点目の相談や苦情の推移と対応に関するご質問ですが、本町における相談件数は令和3年度、令和4年度ともに1件となっており、庄内保健所と連携し対応したところではありますが、解決には至っていないことから、今後とも継続して適正な飼育について指導してまいりたいと考えております。

次に、2点目の不妊や去勢手術に対する補助金に関するご質問ですが、猫の多頭飼育崩壊は、知識不足や無計画な飼育、経済的な困窮など様々な要因から発生していると認識しているところであります。このような中、飼い猫の不妊や去勢手術の補助金支援については、山形県獣医師会が実施しており、更に本町における相談等の件数が少ないことから、町独自の補助については、現時点では考えていないところであります。

質問事項3の高齢者の移動手段について、1点目のデマンドタクシーの町外運行に関するご質問ですが、デマンドタクシー事業について町外運行の要望があることは把握しているところであります。しかしながら、この事業実施にあたりましては、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業において、運行計画区域内のバス及びタクシー事業者との協議を整えた上での運行許可が必要なことから、このことが法的な課題となり、デマンドタクシーの町外運行ができない状況となっているものであります。

次に、2点目の利用者層と利用目的、運行時間に関するご質問ですが、直近の利用登録者数は296名であり、そのほとんどが65歳以上の方であります。利用目的につきましては、行き先がショッピングセンターや町公共施設、町内医療機関等となっていることから、買い物や行政手続、会議、通院などであると推察されます。

また、運行時間につきましては、現在、午前9時から午後4時までの1日7便で運行しておりますが、利用者からの意見要望を聞きながら時間変更などの見直しや改善にも努めているところであります。

次に、3点目の通院のための交通手段に関するご質問ですが、町内の医療機関に通院する場合、デマンドタクシーを利用している他、車イスやストレッチャーが必要な高齢者等を対象とした高齢者通院等支援サービスや腎臓機能に障害を有する方を対象とする人工透析患者通院交通費助成事業を実施しているところであります。

また、町社会福祉協議会におきましては、外出が困難な一人暮らし高齢者の通院を支援する移動サービスも行っているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それでは地震災害時の避難所対策について、再度お聞きします。家屋の倒壊などを防ぐための耐震基準が、1981年に改定されてこれ以降のものを新耐震基準、

それ以前のものを旧耐震基準と呼ばれています。また、現在の 2000 年基準では更に耐震性が高まっていると認識しています。ただ、耐震基準を定める建築基準法が守ろうとしているのは、あくまで命や健康、持っている財産であって、家自体はそれらを守る単なる箱として見えています。電気、ガス、水道などのインフラが寸断された場合、また津波の遡上による被害などでこれまでにないことも起き得ることが、この度の能登半島地震でも明らかになり、教訓としなければならないと思います。

本町では、2021 年に三川町防災ガイドブック、これが全戸に配布されております。その中で、地震災害のときに町が優先的に開設する避難所として、横山、東郷、押切の各小学校が開設されるようになっており、避難対象者の数に応じて他 7 ヶ所を開設するとしています。この 10 ヶ所での避難者受け入れ人数が更に超えるような場合にはどう対応されるのか。この 10 ヶ所以外にも避難所を考えておられるのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 避難所についてのご質問でありました。地域防災計画の中でそれぞれ避難場所、避難所というものを記載してございます。ただいまの質問は避難所ということだと、現在計画に記載された 9 ヶ所の他、テオトルを加えた計 10 ヶ所を想定しております。ただ、それぞれパーソナルスペースということで一定の間隔をとった中で避難していただく際、それぞれの避難所での収容人員というのは限られてくるわけですが、町長の答弁にありました、現在想定しているマグニチュード 7.5 以上の大規模な地震によって避難される方、これについては、やはり各小学校ではあふれるような人数にはなりません。ただご質問にあったとおり、各小学校だけではなくて、避難所としては中学校、町民体育館それからアスレなの花等々、公共施設を避難所として開設し、避難所の運営にあたるということで考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） この防災ガイドブックには載っておりませんが、要配慮者と言われる高齢者、障害者、妊産婦、それから乳幼児、病弱の人たち、これは内閣府で出している福祉避難所の確保運営のガイドラインによるものですが、この要配慮者が避難する福祉避難所の開設は、どのような手順で行われるのか。また開設される避難所はどこになるのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問の要配慮者ということでの利用施設について説明いたします。計画におきまして利用施設ということで町で考えておりますのが町内の介護施設それから老人保健施設等々で併せまして、老人ホームなり、障害者の福祉サービス事業所等も計画に入れているところであります。そうした施設については、その実際の震災の規模等、広域で地震となりますとエリアとして皆さんが避難されるということになりますので、先程の 5 強等々、そういった状況を踏まえて開所をお願いするということになるかと思いますが。

○議長（志田徳久議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） この度の能登半島地震でも、これまでの大規模災害でも時間の経過

とともに支援物資が届けられています。支援物資が届くまでの間、水や食料、毛布などといった命を繋げるためのものは、絶対に確保しておかなければならないと思います。ただ、支援物資が届くといっても、道路が寸断されたり、橋が壊れたりといった状況によっては物資が届くまでの時間は長くなり、避難生活は窮状を余儀なくされてしまいます。防災ガイドブックでも、各家庭で食料や日用雑貨などを最低3日以上備蓄することをお願いするとなっております。

これは非常に重要なことと思いますが、例えば家族4人で3日以上ものを備蓄するとすると、大変な量になります。たとえ準備してあっても、洪水時のように時間とともに、避難準備ができる場合であれば、非常用持ち出し袋を持って避難できると思いますが、突然起きる地震ではまず身の安全を確保してから、家の倒壊に巻き込まれないように外に避難するでしょうし、そのときに非常用袋を持って出られるのか、また、倒壊や一部しか壊れていなくても、その後の余震など戻るのは危険ですから、いわば着の身着のまま避難される人が大勢出ることも考えられます。そのようなことも、考慮に入れての備蓄量をお考えいただきたいと思いますが、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず最初の毛布につきましては、避難所、それから町に、各小学校以外での避難所の開設に対応できるよう、毛布の備蓄はしております。ただし、食料については町長答弁にもありましたとおり、食料、飲料等を含めて町内もしくは近隣の事業者等との協定を結んで提供していただくということを想定しているところであります。

ご質問にありましたとおり、やはり地震となれば真っ先にまず身の安全を確保するという事で、屋外に逃げられるとか、そういった避難場所に移動されるということにはなろうかと思えます。ただ、これは先の質問にありました説明でもいたしました。完全な形で町が避難場所、避難所の開設を想定して、備蓄をするということは課題も多いのが現状であります。当然、それは町の課題として、これからどのように取り組めばいいのかということは検討していく必要性は考えるところではあります。ただ、やはり身の安全、その次にご自身が避難した場合の食料なり、飲料についてもまず最低限3日、どのようにしたら確保できるのかということも町民の方々からは、この度の能登半島地震において、それを教訓に意識を高めていただければと思っております。

思うに備蓄といいますと、どうしても日常生活の例えば飲料なり、食料ということで別枠で考えますと非常にお金もかかりますし、必ずしもそれがおいしいものではないという概念もございます。そうした備蓄についてそういった防災意識を高める中で、住民の方の日常生活のいわゆるローリングストック、こういったものを取り入れていただく。そういったことを町民の方から意識を高めていただく、町としては、そういう取り組みも必要であるということ考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 水、食料以外のところでの備蓄について伺いたいと思います。やはり備蓄品をそろえるには、女性の視点がまず不可欠だと思います。内閣府では、全国の1,741

市区町村の防災危機管理に関する女性職員の数などの調査結果を発表しています。これには、担当職員に占める女性の割合は1割しかなかったと。また、1,063の市町村では0になっていました。女性の関わりが低い自治体では、女性用品や介護用品の備蓄が低い傾向にありました。おりものシートなどの生理用品を備蓄している自治体の割合は6.8%、赤ちゃんのおしりふきを準備している自治体は26.1%、尿とりパッドや介護用おしりふき20.1%、内閣府調査から抜粋したものの数字ですが、今回の能登半島地震においても、やはりこういう備蓄品も絶対に必要なものと考えます。本町での女性、子ども、介護に配慮した備蓄品に係る考え方をお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 女性、それから、赤ちゃんなり子ども向けの備蓄ということでありましたが、現在町ではそういった備蓄というのはございません。ただ、現在、まだ町の災害時の備蓄計画の途中でありますし、来年度この計画を見直すということで考えております。広く災害時の現状といいますか、できるだけその実態に合った、実際に使って使えるといいいますか、必要なものについてどのようなものがあるのかということを検証し、対応してまいりたいというように思います。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ぜひ十分に検討していただきたいと思います。地震はいつ起きるかわかりません。災害の発生が時期によっては、冬の低体温症や夏の熱中症の危険も高まります。そのための備えも十分にしたいと思います。加えて、今回の能登半島地震でも、また避難所でのトイレの劣悪さが報じられています。

これまでの災害の際にも、トイレについては大変大きな問題となっていましたが、またしてもトイレ準備の貧弱さが露呈しています。水道が使えないため、排せつ物が放置されたままになっている。汚れたトイレには行きたくないから、水分の摂取量を減らす、体内の水分量が減り体調を崩すことになる。こういうことから簡易トイレ。また車椅子も使えるトイレ。これの備えも十分にしたいと思います。そして、水の確保は、飲み水や食事に必要なことは当然ですが、衛生面からも重要と考えます。避難生活での水の不足などで、手洗いやうがい、歯磨きや入れ歯の洗浄が不十分になりがちで、肺炎やインフルエンザなど呼吸器系の感染症を起こしやすくなるとされ、災害関連死の要因にもなっています。東日本大震災では3,792人の人が、また、熊本地震では226人の人が災害関連死で亡くなっています。熊本地震での226人の関連死は、地震で直接死亡した人の4倍になるという報告が出されています。

そしてその死因の3割は、肺炎や気管支炎などの呼吸器系の病気で口の中を清潔にしないと中で細菌が増えて、唾液が少しずつ気管から肺に入り誤嚥性肺炎を起こすということも報告されています。地震や津波から生き延びたのに、せっかく助かった命が失われる。そういうことは絶対にあってはならないと思います。そういうことから、水の確保は非常に重要なことと考えます。水は十分に確保されるのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 十分な水というご質問でありましたが、十分というのが何を
もって十分とするかの線引きというのは非常に難しいかと思えます。まず、人が口にするも
のといえますか、実際に飲料として使用するものは当然、衛生的でなければならないという
ことから、先程説明いたしました町として最低限ではないんですが、備蓄として考えられる
量等はどういったものなのかというのが検討課題であろうかと思えます。

ただ、例えばトイレの水洗に使うとかそういったものについては、各小学校ということで、
実際に災害があった際には、プールに亀裂が入って使えなくなることも想定はされますが、
ただ学校のプール等にも水が張ってある状態であれば、そちらも使用できると。改めてとい
いますか、先に町の総合防災訓練の中でも、地元の方からも見ていただきましたが、そういっ
たプールに溜まった水を少し見た目はあれですけども、清潔な状態で飲料水として使える
機材、設備を現在横山小学校には配備しております。まだ横山小学校だけではありますが、
今後、そういった飲料として使える設備等の整備についても、今後の備蓄計画の中で、どの
ように取り扱えばよろしいかというのについては検討していきたいというように考えており
ます。

簡易トイレについてであります。こちらについてはまず各小学校にはポータブルという
ことでは10基ずつ用意してございます。併せまして、それを処理する、受ける、何て言う
んですかね、パッドといえますか、そういったものは各校とも現在1,000枚ずつ用意してご
ざいます。ただ、やはり1回当たりといえますか、1枚当たり数回使えるというものではあ
りますが、他人が使った後ですと、なかなか臭いとか、人の後ということでイメージ的に使
えないという方もいらっしゃるかと思いますので、そうなりますと1回につき一つのシート
を使うということですので、衛生的ではあるのですが、まだその辺は十分でないのかなとい
うようにも思うところがありますので、その辺も今後の整備の中で考えていきたいと思いま
す。

○議 長（志田徳久議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） トイレについても、また水についても非常に重要なことですので、
今後の検討課題に加えて十分な対策を練っていただきたいと思えます。水については、プー
ルの水も利用できるということでしたけれども、プールに亀裂が入らなければいいなと思
います。それから、停電時でも使える手押しポンプ式の井戸を指定避難所に設置している自治
体もあると聞いています。これも本町でも検討してみてもいいと思えます。

次に、プライバシーの確保について伺います。避難所での生活は、自由が制限され、時間
の経過とともにストレスも高まってきてトラブルも生まれやすくなります。いまだに避難所
の体育館に仕切りすらない老若男女が雑魚寝せざるを得ない今回の石川県の避難所の映像に
は驚かされました。そして、避難所の男性リーダーが仕切りがない方がみんなの様子がよく
分かるんだとこう語っていた新聞紙面を見て愕然としました。

先程伺った福祉避難所への避難対象者となる人でも、すべての人がそちらに移れるのか分
からないし、また移れるとしてもそれまでにどれくらいの時間がかかるのか、日数がかかる
のか分からない状況もあると思えます。障害者の中には身体的なもの、内部的なもの、精神、

知的の障害者、それから妊産婦、乳幼児といった多くの要支援者や発達に特性のある人、自閉傾向のある人など、様々な人が避難されます。避難所の運営にあたっては、災害弱者と言われる人の視点を持った方や、また女性リーダー、女性の意見が反映される仕組みが不可欠だと思います。この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 避難所における個人のプライバシーの保護といいますか、確保につきましては、まず十分に行き渡るかどうかはまだ課題があるんですが、まず各小学校の体育館、備蓄品の中に基本的には、各小学校ともパーソナルなテント、家族でまず避難所で過ごしていただくテント等を種類ごとに用意配備しているところであります。また、パーティションについても町の方では一定数を確保し、個人のプライバシーが守られるように配慮しているところであります。

それから、各避難所の運営にあたっての女性の視点ということでの運営に関わる女性リーダーの配置についてのご質問でありましたが、こちらについては残念ながら町の避難所運営のマニュアルの中には、そういった女性の視点での役割を担っていただく方の定義付けといえますか、規定は載ってございません。ただ、ご質問にありましてとおり、実際に避難所の運営となりますと、役場の限られた職員数で様々な被害対応にあたらなければならないということから、直接職員がその運営の責任というよりは、各避難所において避難されている方の中から男性それから女性それぞれ先程言ったとおり、どうしても女性でなければ伝えられないと言いますか、避難所運営に有益な情報等を伝えることができないというのも状況としては分かりますので、そういったところも今後、避難所運営のマニュアルの中に位置付けて、実際のときの対応ということで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） そして避難所・避難生活学会で重視している TKB の確保、これが重要と言われています。T はトイレで国際的な避難所の最低基準、これがあるみたいなんですが、スフィア基準というもので、快適で十分な数のトイレは 20 人に一つ、男性と女性の割合は 1 対 3 となっています。日本では先程も言いましたが、汚い、時間がかかるということでトイレを我慢する傾向にある女性にエコノミー症候群の原因となる血栓が多く見つかっているようです。それから、TKB の K はキッチンで、避難所では栄養の不十分な冷たい炭水化物が主なものとされがちですが、温かい食事は体と心に本当に必要なものと考えます。それから B はベッドで、埃を吸い込むリスクが多い床での雑魚寝を避けて、床から 30 cm 高い段ボールベッドでの眠りの環境を整えることで、感染症にかかる割合が減り、また起き上がりしやすくなるとされています。このようなことで、TKB の視点を重視していただき、今後の整備検討を進めていただきたい、そういうように思います。

続いて、猫の多頭飼育について伺います。「隣の家で野良猫に餌をやっていて、最近猫の数が増えてきた」、「夜中に鳴き声がうるさい」、また「向かいの家ではたくさんの猫を放し飼いにしていて、うちの車に乗って遊び回っている。おかげで車は猫のひっかき傷でこのとおり」などの困ったの声が寄せられました。

1月の末でしたか、庄内動物愛護関係連絡会議で庄内の自治体の担当者の会合が行われたとお聞きしました。猫の多頭飼育による問題では、どこの自治体でも困ったの声が寄せられていると聞かれます。本町では相談件数は少ないということでありましたけれども、この連絡会議ではどのような協議がされているのか。また、ここにはどのような情報が寄せられていたのかなどをお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 庄内動物愛護関係連絡会議のことかと思います。先日、開催された会議では、庄内支庁生活衛生課、庄内の市や町の担当者が参集する会議でありました。今年度は特に遊佐町から猫の多頭飼育崩壊についての情報提供があったものと聞いているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 先月2月22日は、猫の日ということでこんな日もあったのかと先日知りました。猫を愛するならば、近隣の住民からも愛されるような飼育をしてくれればいいのですが、中には適正な飼育管理ができていない飼い主がいることで様々な問題が起っています。

ある町内会の女性の方からは、「近所の猫が家の庭にしょっちゅうやってくる。夫がコラーと叫ぶと逃げていくが、私が叫んでも何てことないという顔で通り過ぎていく。庭の草取りをしていると、猫の糞をつかんでしまうこともある。家の庭は猫のトイレになってしまうのか。飼い主に苦情を言って近所の関係がぎくしゃくするのも嫌だし」と、猫との関係が近所同士の人間の関係の悪化まで発展しかねない状況と嘆いておられました。

そして、ここにですね、動物愛護団体から猫の死亡の資料をいただいています。近年は殺処分は行っておらず、これのほとんどが交通事故による死亡とのことでした。昨年度は酒田市で360匹ほど、鶴岡市では260匹ほど、この「ほど」というのはこの資料折れ線グラフですので、少し正確な数字が分からないので、おおよそのところで「ほど」と表現しておりますが、庄内町では60匹ほど遊佐町と三川町ではそれぞれ20匹ほどとなっております。

猫は自由気ままにさせてやるとか、家の中と外を行き来するのが当たり前という以前からの考えを持っている方が多くいらっしゃると思います。近所迷惑にならないように、また交通事故によって痛ましい命が失われないよう、そして飛び出した猫を避けようとしての事故を招かないような飼い方を周知する取り組みが必要だと思います。これについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 猫の多頭飼育崩壊は、飼い主の責任によって発生する問題であるため、行政が支援することで飼い主の責任が薄れ、問題の解決に繋がらず、繰り返し多頭飼育に陥ることもあると認識しております。しかしながら、動物愛護の観点からお話がありましたように、非常に深刻な課題でもあると認識もしております。

まずは、庄内保健所と協力し、飼い主への不妊や去勢の必要性の意識啓発に努めるとともに毎年広報にてお知らせしておりますが、山形県獣医師会の補助制度の活用を促すなど、対

応に努めてまいりたいと考えております。また令和6年度に建設稼働予定の庄内地区動物愛護センターが本町に建設される予定でもあります。この施設は、適正飼育の普及啓発、譲渡促進のための犬猫とのマッチングを行うことを目的に設置される施設でもあるため、センターとも新たに連携しながら動物愛護に努めてまいりたいと考えております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 先に多頭崩壊の方のご答弁もいただいたようです。今、私が言ったのは、近所迷惑とか交通事故とかそういうことが起こらないような周りに飼い主の方、また町民の方にお知らせする取り組みが必要だと思いますがということでの質問だったんですが、それについてもう一度お願いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 先程お話しましたように、猫の交通事故の啓発等も含め、広報等そういったところでお知らせをしながら、あるいはホームページを使いながらお知らせをしたいと考えております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 先に多頭崩壊のご答弁をいただいていますけれども、近年、本当に多頭崩壊という言葉を目にするようになりました。動物愛護管理法では、飼育する頭数は適切な管理が可能な範囲とすること、また、適切な管理を行うことができない場合は虐待となる恐れがあることを十分認識することなど、守らなければならないということが記されております。このようなことなども、しっかりお知らせしていく必要があると思います。

ただ、増やすつもりはなかったけれども、高い不妊、去勢の手術代を賄えずに増えてしまったという高齢者の方もいらっしゃるようです。このような多頭崩壊にならないようにと、猫の不妊、去勢に対する補助を行っている自治体が増えてきています。これも動物愛護団体からいただいた資料なんですけど、この資料によると、今年度までに県内で13の自治体で事業を実施しております。内容はそれぞれなんですけれども、庄内地域では庄内町それから遊佐町で行っておるようです。本町でもこういう状況を鑑みて検討してはと思いますが、いかがでしょうか、再度伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） お話がありました県内での取り組みということでしたけれども、確かに13市町村で取り組みということで、私の方でも認識をしておりますが、その13というのは地域猫と言われている猫に対しての不妊、去勢の支援でありました。一方で、多頭飼育崩壊への支援ということを限定しますと、五つの市や町で支援をしているという状況でした。本町では、先程もお話したようにまだ相談件数が少ないこともあり、今後他市町の状況も含めながら検討をしてみたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 中には猫を飼っている高齢者の方が入院されたり、また施設に入られたり、亡くなられたり、あるいは認知症や精神疾患、また病気で働けず収入が減り、不妊、去勢手術ができないなどの事例もございます。高齢化や生活支援、それぞれの状況に応じた

福祉的なアプローチも必要と思います。そして、猫の多頭飼育で崩壊に繋がらないよう本町でも取り組んでいかれることを望みまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、高齢者の移動手段について伺います。公共交通が衰退していくと、通勤通学ができない、病院に行けなくなるなど、住民の足を奪い、人口流出を加速させ、地域社会の崩壊にも繋がりがねない深刻な問題で、人口減少が更なる人口減少を生む方向に向かい、また公共交通の利便性の低下、崩壊は間接的には高齢者のマイカーによる運転事故を多発させる遠因にもなっているという社会問題ともなっています。

ここで強調したいのは、マイカーを運転せざるを得ない状況にあるということです。本町でも人口減少傾向となっている中で、高齢化率は増していて、今後、更に75歳以上の人口が増加すると見込まれています。体力や視力の低下などにより、自主的に返納する制度、平成10年4月から施行されている運転免許証の自主返納制度ですが、本町での近年の返納者数の推移、これはどのようになっているのか。また、今後返納される方の推移はどうなっていくのか、どう見られているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 手元に資料がございませんが、例年1年当たり5名から10名程度の方が返納されていると、その年度によって数字は異なるところであります。やはり全体としては高齢化といえますか。ただ、その高齢者の人口も考えますと先程申し上げた10人未満の人数で推移していくのではないかとというところで想定しているところであります。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 本町では、運転免許証を自主返納された方には、運転経歴証明書の発行手数料を町が負担しています。併せて、田田の入浴回数券12回分または観光協会味だより1回分を贈呈するとなっています。また、運転経歴証明書の提示で、特典やサービスを受けることができる山形県運転免許証自主返納者等サービス事業がありますが、そもそこの制度が施行される前から運転免許証を更新しなかった人や免許そのものを持ったことのない人には、何の特典もサービスもない事業です。年齢が高くなるにつれて自主返納するようになると同時に、年齢が高くなるにつれて体の様々なところに痛みが出たり、具合の悪いところが増えたりと、医療機関にかかる頻度も高まってきます。

町民の方からは、町内には症状に合った専門的な医療機関がないため、町外の医療機関にかからなければならない。また、以前はバスを利用していたが、運行時間が変わったことで診療時間に合わなくなったので、知人をお願いすることもある。しかし、毎回はできない、何かしらのお礼をしなければならないとの声も聞かれます。デマンドタクシーの町外までの運行を望む声が多くあることは、町でも認識しておられるとのご答弁でした。前に鶴岡市内循環バスとの連携も念頭に置きながらの対応を考えていただけるとのお答えをいただいております。町民の方からもせめて循環バスの起点となる鶴岡駅前とか、エスモールまで運行していただければとの声を改めてお届けさせていただいて、これまで地域交通会議あるいは庄内定住自立圏共生ビジョンの中で、移動手段の確保について、どのような協議がされてきたのか、お聞かせ願えればと思います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず地域公共交通会議の件ですけれども、近年開催された経緯はありません。必要に応じて開催ということになっておりますので、近年、そういった事案がなかったというところであります。ただ、山形県においては、県内全体におけるこういった公共交通に関する会議というのがありますが、そういったところでは個別の案件というよりは、県内におけるバス利用交通のあり方が話題になっているというところであります。

それから、医療機関に行きたいという方の要望等についてなんですが、やはりこれについては現在、町内ではデマンドタクシーの運行をされているわけでありまして、そのデマンドタクシーを使いつつ、現在の路線バスを繋いでいただくというようなことが現時点では最大の移動手段というようになろうかと思われまます。確かに、高齢者については歩くのも大変になってくるといの方が多くいるというのは十分承知しているわけでありまます、町長答弁にもありましたように、現在の法のもとの適用ではなかなか厳しいというところであります。定住自立圏等の会議の中でも、2市3町においても同様の課題はあるというところは話題にはなるんですが、そこから先の解決策まで至っていないというような状況であります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 次にデマンドタクシーの運行時間について伺います。広報などでお知らせしている健康や介護に関する講演会や講座など、また各種イベントに参加したいものが様々あるが、開会の時間が午後1時半とかが多くて、運行時間が正午だと早すぎるし、2時では間に合わない、運行時間の設定を考えてもらえないかとの声もありました。これまでの運行時間は午前9時、10時、11時、正午、それから午後からは2時、4時、5時となっていました、先程町長からもありましたように、今月から運行時間が改定になっているようです。この改定に至った背景について、もう一度確認したいと思いますので、お聞かせください。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 運行時間につきましては、ただいま議員からお話があったように、1日7便で先程ご質問にあったような時間帯です。町としては、このデマンドタクシーの運行にあたっての改善を図るためということで、利用者の皆さまから随時アンケート等を取りながら改善策を図ってきたところでもあります。ただいまご質問があった町の主催する会議等へ出席する際に、適切な時間帯のバスがないという意見もありましたので、3月1日から午後5時の便を廃止し、午後1時の便に変更したという内容です。特に午後5時のバスにつきましては、以前から利用者数が非常に少なく、月によっては0人の利用というところもあったことから、午後1時に変更したというような背景であります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ありがとうございます。町民の要望が少し通ってきたのかと思います。本町にはお出かけ会というボランティア連絡協議会による移動サービスがあります。これは通院のための移動手段ということですが、高齢者にとっては大変に助かる会だと思いま

す。ただ、このような移動手段があることを、今、ここでお話してきたように、多くの高齢者の方は知りませんでした。このような本当に高齢者の通院の助けになるお出かけ会のサービス内容、そして周知に関してのお考え、またこの移動サービスにおける課題など、これは社会福祉協議会の方で行っているものと認識しているところですが、町でお答えできるところでお聞かせ願えればと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） ただいま質問の中にもありましたように、社会福祉協議会での事業になります。お出かけ会に関しましては、対象者が親族等からの協力を得られない方で一人暮らし高齢者、高齢者世帯、高齢者夫婦世帯で身体的事情等により外出困難な方、身体に障害を持ち一人で外出が困難な方、ただし福祉タクシー券利用者は除かれます。精神障害、知的障害を持ち、療育手帳の所有者など、そういった方が対象になります。内容といたしましては、お出かけ会ボランティアが社会福祉協議会で所有する自動車を運転し、あらかじめ登録した申請者への通院支援を行うもので、原則月1回の利用となっております。

利用料は無料ではありますが、登録の際、社会福祉協議会費、賛助会費を納めていることが条件となっています。令和5年度の登録者数は6名。お出かけ会ボランティアの人数は現在9名というようにお聞きしております。現状についての見解、課題等というようなご質問もありました。私がお伺いしている範囲では、登録者数が増加しているが、対応できるボランティアが少ないため調整が困難となり、利用者にお断りすることもある。また、移動サービスに利用する公用車が1台しかないため、利用時間が重なってしまった場合は先に予約した利用者が優先になってしまうなどの課題があるということで聞いておるところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） この高齢者の移動手段については、以前から同僚議員また先輩の元議員の方たちも議論を重ね、繰り返し要求されてきたものと認識しております。また、お出かけ会をはじめ、高齢者の困ったに寄り添った活動が進んできている中で、今回紹介させてもらいました町民の人たちの切実な声をしっかり受けとめていただき、更に進めていただきたいと申し上げ、私からの質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午前11時49分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 「いろり火の里」のこれまでと今後について | 1. 平成2年に「なの花温泉田田・大庄屋」、同12年に「なの花ホール」などを整備した「いろり火の里」には、「住民福祉に資する地域の交流拠点」という設置目的があることから、この達成状況と町民からの評価などについて、どのよう |
|-------------------------|--|

に認識し分析しているか所見を伺う。

2. 第三セクターから指定管理者によって施設運営を継続してきたが、その時々委託料や指定管理料の算定基準及び町への納付額、並びに建設費総額及びその後の補修・改修費総額と併せて、今後の三川町による財政負担の見通しについて所見を伺う。

3. 公共施設等を民間企業へ売却し、将来の住民負担を軽減する動きがあることから、「なの花温泉田田・大庄屋」のみ町直営とし、それ以外は経営ノウハウの高い民間企業へ売却することを提案するので、所見を伺う。

2. 協働による「素敵な町づくり」について

1. 「行政と地域住民との協働によるまちづくりの推進と地域活動の支援に努める」という来年度の施政方針と、「小学生との議場懇談会」における「安心して暮らせる町にするには、みんなが仲良くなることが大切」、「きれいで、思いやりがあふれる、素敵な町であってほしい」との提言は関連性があることから、これら提言の具現化を考慮した「協働による推進と支援」の具体的方策を伺う。

2. 建設環境行政の施政方針には「町民の快適で利便性の高い安定した生活を支える道路等インフラ整備を進める」とも記述されていることから、「ふるさと応援寄付金」を財源として空き家解体と跡地利用も含めた道路拡幅整備など、地元住民との協働作業により各集落の住環境改善策を具現化すべきと思うので、これらの課題を含めた具体的な住環境改善策を伺う。

令和6年第2回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

初めに、「いろり火の里」のこれまでと今後についてであります。平成2年に「なの花温泉田田・大庄屋」、同12年に「なの花ホール」などを整備した「いろり火の里」には、「住民福祉に資する地域の交流拠点」という設置目的があることから、この達成状況と町民からの評価などについて、どのように認識し分析しているか所見を伺います。

第三セクターから指定管理者によって施設運営を継続してきましたが、その時々委託料や指定管理料の算定基準及び町への納付額並びに建設費総額及びその後の補修・改修費総額

と併せて、今後の三川町による財政負担の見通しについて所見を伺います。

公共施設等を民間企業へ売却し、将来の住民負担を軽減する動きがあることから、「なの花温泉田田・大庄屋」のみ町直営とし、それ以外は経営ノウハウの高い民間企業へ売却することを提案いたしますので、所見を伺います。

次に、協働による「素敵な町づくり」についてですが、「行政と地域住民との協働によるまちづくりの推進と地域活動の支援に努める」という来年度の施政方針と、「小学生との議場懇談会」における「安心して暮らせる町にするには、みんなが仲良くなることが大切」、「きれいで、思いやりがあふれる、素敵な町であってほしい」との提言は関連性があることから、これら提言の具現化を考慮した「協働による推進と支援」の具体的方策を伺います。

建設環境行政の施政方針には「町民の快適で利便性の高い安定した生活を支える道路等インフラ整備を進める」とも記述されていることから、「ふるさと応援寄附金」を財源として空き家解体と跡地利用も含めた道路拡幅整備など、地元住民との協働作業により各集落の住環境改善策を具現化すべきと思いますので、これらの課題を含めた具体的な住環境改善策を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1のいろり火の里について、1点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

いろり火の里施設につきましては、住民要望に応じて整備した施設であり、入浴施設、文化館施設、宿泊施設、道の駅施設を合わせた複合的施設として県内外から多くの利用者が訪れており、「いろり火の里」という名称は、県内では広く知られているものと認識いたしております。特に、なの花温泉田田については、開業以来延べ830万人、年間約20万人以上が訪れており、町民にとっての憩いの場、保養の場として「なくてはならない施設である」という評価をいただいているものと捉えております。また、田田の宿、なの花ホールにつきましても、町民の宿泊や会食、イベント利用の他、町内企業や在勤者の方々からも多様な形で利用されており、町の複合施設として利便性が高く、庄内地域におきましても重要な施設であると評価をいただいているものと認識しております。

こうした状況や評価から、町といたしましても、いろり火の里施設は特色があり、町の魅力を伝える重要な交流拠点施設であるとともに、指定管理者として管理運営にあたる株式会社みかわ振興公社も一定の評価ができるものと考えていることから、民間企業への売却は考えていないところであります。

次に、2点目の建設・運営・維持管理費などに係る町の財政負担に関するご質問ですが、いろり火の里施設につきましては、平成2年の温泉施設「田田」の完成から始まり、翌平成3年に宿泊研修施設「昔屋」、平成12年に「なの花ホール」、「田田の宿」、「道の駅」が完成し、その建設にかかった費用の総額は約33億4,000万円であります。完成後の施設運営につきましては、当初の町直営方式から、民間への管理業務委託方式、指定管理

者方式へと移行してきており、その運営形態により管理運営が適正に行われるよう随時見直しを行いながら委託料を算定してきたところであります。施設の賃借料につきましては、建設に要した費用のうち、約7億3,000万円を分割で支払うように算出し、支払い期間につきましても運営状況を勘案しながら見直しを行ってきているところであり、現時点における指定管理委託料、賃借料はともに年額2,150万円と設定しております。

また、平成11年度から令和5年度までの25年間で、施設修繕及び大規模改修に要した費用総額としては約9億4,400万円であり、今後については、個別施設計画で予定している令和13年度までの8年間で、大規模改修工事及び維持修繕に係る費用総額を約2億9,600万円と試算しております。これに加えて、今後の指定管理料金の増額分と経営基盤強化支援分を約5,000万円と見込んでいるところであります。

質問事項2の協働によるまちづくりについて、1点目の具体的な方策に関するご質問であります。町が進めている「協働のまちづくり」は、行政と住民が共に協力して行動する「住民参加型のまちづくり」であり、町内会活動が円滑に展開されるための町内会総合交付金や各種団体等が公共的な活動を自主的に進めることを支援する協働のまちづくり推進事業、地域の課題解決のためのコミュニティ活動支援員派遣事業による支援に努めているところであります。

議場懇談会での小学生からの提言については、まさに「協働」により実現するものと考えており、身近な住環境や地域コミュニティの課題を自分事として捉え、小学生から高齢者まで多くの住民がまちづくりに参加することにより課題解決、提言実現に繋がるものと期待するところであります。

次に、2点目の住環境改善策に関するご質問であります。生活や産業の基盤となる道路や橋梁などのインフラ施設については、高度経済成長期に集中的に整備されたものであり、本町においても老朽化が進んでいることから、長寿命化対策に取り組んでいるところであります。

また、適正に管理されておらず、周囲に悪影響を及ぼす空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法、三川町空き家等の適正管理に関する条例及び三川町空家等対策計画に基づき、適正な管理を促すなどの取り組みにより住民の安全・安心の確保と生活環境の保全に努めているところであります。

ご質問の空き家解体と跡地利用も含めた道路拡幅事業など地元住民との協働作業による集落の住環境改善策については、空家等対策計画において、無償譲渡により町が取得の上除却し、公共的な利活用を図ることや町内会等と連携して管理・運営することなどを定めているところであり、国土交通省の空き家対策総合支援事業等、有利な財源を活用して対応することとしております。

今後、事案が発生した際には、町内会との連携の上、その案件に適した手法により住環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

- 6 番（鈴木淳士議員） それでは2回目以降の質問をさせていただきますが、まずはいろいろ火の里の運営につきましては、先般から株式会社みかわ振興公社関係者からも様々にご配慮、ご尽力されている報告を受けているところでありまして、まずは日々の円滑な運営につきましては、敬意を表するところではありますが、やはりこれから質問させていただく経過等を確認しながら、今後この株式会社みかわ振興公社の負担軽減を含めて、より有意義な施設運営を図るにはという視点で質問させていただければと思います。

特にこの問題については、当初の平成2年のなの花温泉田田・大庄屋を設置しました原田二郎町長、その後のなの花ホール等、いろいろ火の里の整備を実行いたしました佐藤京一町長に次いで現阿部町長が20年の長きにわたり、この施設の運営に直接携わってこられたということもありますので、様々にご意見、所見をお伺いしたいと思いますが、まずはこの施設の整備につきましては設置目的について、改めて議場を通して説明を願いたいと思います。特にご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、なの花温泉田田については当時の全国的な温泉ブームということもありまして、何ら抵抗なく事業展開がなされた一方で、そのほぼ10年後に打ち出されたなの花ホールと田田の宿については様々な議論がなされたというように認識しております。

特に議決を要する事業でありましたので、議会に対しましての当時の佐藤京一町長については、とにかく町に対してのメリットが大きいんだということで、議会の反対を押し切った形で施設整備されたというように記憶しているところでありましたので、こういった経過も確認する意味で、設置目的等について改めて説明をお願いいたします。

- 議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

- 説明員（佐藤 亮企画調整課長） いろいろ火の里施設につきましてはただいま議員の質問にもありましたように、住民福祉の向上という大きな目的があり整備されたものであります。特にその住民福祉の向上以外の部分といえば、文化の向上と健康の増進及び三川町含め地域産業の活性化に資するというような目的で建設されたというように認識しております。また、この施設を通じ人々が出会い、語り合い、交流する新しい文化を創造する場所という位置付けもされており、更には誰もがくつろぎ心休まる憩いの場所というような目的で建設したというように認識しております。

- 議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

- 6 番（鈴木淳士議員） それでは改めてもう一項目確認したいんですが、先程の町長からの答弁にもありましたけれども、確か建設当時は町に対しての納付金というものがあったと思います。先程も質問の中で紹介しましたとおり、町にとってメリットがあるんだというような観点での事業説明があったわけですが、どれくらいの金額で何年ほど町に納付されていたものか、改めて報告をお願いいたします。

- 議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

- 説明員（佐藤 亮企画調整課長） 少々具体的な数字の羅列になろうかと思われませんが、まず建設直後の平成12年ですけれども、こちらは町の方から管理業務委託料として2,500万円の支出があったと把握しております。それに対し、賃借料として当時は1,266万8,000円と

いう金額設定がされておりました。ここの委託料との差し引き 1,200 万円ほどが、振興公社にとってはプラスになっているということになります。最終的にみかわ振興公社の方の収益で黒字になった際は、そちらの黒字分を町の方に寄附されていたという経緯があったというように認識しております。

この同じような方式が、平成 12 年から 14 年まで続いていたというように捉えております。平成 15 年以降になりますが、平成 15 年、管理業務委託料については 2,500 万円のままだんですが、賃借料につきまして見直しがされて 3,166 万円という設定になっております。そうしますと、町の方に入ってくる賃借料として管理委託料を差し引きしますと 666 万円が入っていた計算になります。

それから平成 18 年以降になりますが、こちらでまた見直しがありまして、平成 18 年以降は指定管理者制度という制度が少し変わっておりますが、これ以降はそうですね、年度が細くなると金額が少し動いているんですが、まず大きく捉えていただきますと 2,150 万円の指定管理料に対しまして賃借料も同額の 2,150 万円という設定にしていることから、差し引き三川町へ納付された金額というのは、発生していないということになります。

すみません、先程申し上げたような金額のトータルはとっていないところでありますので、もし必要であれば後程お答え申し上げたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 簡単に言えば今説明いただきましたけれども、町の方に対しての財政的なメリットというのは、平成 15 年から引っ張っても 18 年までの 3 年間ほどのプラスということで、18 年、19 年以降は 2,150 万円という賃貸料と貸付料金の支払いが同額でずっと来ているということで間違いないかなというように思うんですが、町長にお伺いしたいのが、先程 1 回目の答弁でご説明がありましたとおり、建設費約 33 億円、その後の修繕費 9 億円、また今後約 3 億円経費がかかるという非常に、年間 50 億円の町の予算、建設当時は 30 億円レベルの三川町の予算規模だったわけですが、そういった小規模な自治体でこれをほぼ建設費については、当初の建設費 33 億円については起債等の借入対象になりますし、確か当時は有利な借り入れができて、町の負担は実質 2 割程度の負担で、この建設 33 億円は賄えたというようには認識しておりますけれども、それにしましても、それ以降のいわゆる管理経費が相当高額であるというようなことからすると、なの花温泉田田につきましては、これは町民の利用度も非常に高いということは十分認識しておりますが、一方でなの花ホール、当初は結婚式場の代わりにということで三川町公民館のホールで行われていた、いわゆる公民館方式の結婚式をなの花ホールでというような話もあったんですが、記憶では実際に行われたのは 1 件か 2 件くらい、それ以降はなかなかの花ホールを町民自体が活用するということは稀有であったということ。

また、先程の答弁では、田田宿泊棟についても町民の利用もあるということは確かに 0 ではないんでしょうけれども、やはり町民が頻繁に利用するというようなレベルの施設でもないということから考えますと、いわゆる一般財源として現在はいろり火の里の運営について、町から様々と財政的な支援を行っているわけですが、そういった支援内容について当初の設

置目的と熟知されている町長としての所見をお伺いしたいと思います。本当に町民にとって、これからもこの施設を継続することについて真剣に考えなければならない。

これは議会としても考えなければならない問題ということは先程冒頭でもお話ししましたとおり、当時の町長から提案されたいろり火の里の設置については、議会は反対の声が大きかった、多かったんだけれども、これからの三川町にとってプラスになるんだということで、この整備事業が執行されたというように私は認識しているんですが、その辺は前佐藤京一町長からどのように引き継ぎされたのか、その辺の経過も支障のない範囲でご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） いろり火の里の整備につきましては、今、鈴木議員から当時の町長が町民の福利厚生、憩いの場、そして庄内地域における交流発展の拠点となるべく、いろり火の里の整備をするというようなことで、この事業がスタートしたというような経過でもありました。その中で、いつも鈴木議員とこういう部分については、非常に認識の違いがあるというように言われるかもしれませんが、やはり当時町として佐藤町政としてという部分と、町としていろり火の里の整備をどう位置付けたかということが一番大きな整備の理由になるというように思うところでありますので、その点においては鈴木議員からは非常に私の答弁がなぜそのような発言になるのかというような受けとめ方をされるかもしれませんが、その点についてはご容赦いただきたいと思います。

当時、私も議会議員でありました。いろり火の里の整備の話が出たときにおいては、議会としても当時の様々なこの第三セクターというそれなりの事業推進を全国的にも取り組んでいる自治体が多い中において、本町でもこのようにいろり火の里の整備を進めるというようなことになりました。当時は非常にバブル期前というようなことで、全国的にはリゾート開発等も含めた形での自治体の取り組みもあったわけではありますが、それがバブル崩壊以降においては、やはり運営が厳しいというような現状の中において、現在でも各自治体での第三セクターあるいは指定管理としての事業運営がどうなのかというような課題も出ているところであります。

そうした中において、やはりいろり火の里の整備を進めるという一番の基本においては、三川トピア創造委員会という当時の三川町の将来を考える、このすばらしい組織があって、全国方言大会をはじめとする様々なイベントを通して、三川町を広くPRをしていただいたというようなことから、三川町が庄内の交通の要衝、そして中心的な役割を担うためにも、このいろり火の里の必要性というようなことで、当時の議会でも様々と議論になったところであります。

そういう中においては、先程答弁申し上げましたとおり、なの花温泉田田の開湯からいろり火の里のそれぞれの施設整備が進んできたわけでありますので、それはやはり町が事業目的としてはいろり火の里の整備ということでありますので、議会から反対されても行った事業ということにはならないだろうというように思います。もし、そういう状況であれば、その当時から町と議会という関係からすると、常にいろり火の里については経費負担だけが行

政負担になるというような議論しかなかったと思います。そういう面においては、第三セクターから指定管理というようなことでの今のいろり火の里があるわけでありますので、これは行政財産としての将来的なこの維持継続をするための町がどういう考えでいろり火の里施設の運営を考えていくかということになろうかと思います。

当時、いろり火の里の施設整備が完了した段階における町の町債残高はピークで62億円というように私は記憶しております。それ以来、私もこの立場で就任させていただいて、やはり町の財政を考えた場合においては、将来的にはこの町債残高の60億円をいかに少なくする財政改革を進めるかというようなことでの10年間はそういう状況であったと思います。そういう中において、鈴木議員が質問されます様々なこの運営については経過がありますけれども、むしろこの状況の中で将来いろり火の里をどう位置付けていくかということは、町も議会と一緒に考えていくという時期になっていると思いますので、そういった点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今ご答弁いただいたとおり当時確かに全国的なリゾート開発、公共団体、地方自治体による開発というものが一つのブームのようなことになっていたということも、十分時代背景があって、今の現状に至ったということは認識している中で、町長からも答弁の中でありましたとおり、この施設のこれからの運営をいかに安定させるかという部分につきまして、一応確認していきたいんですが、今も答弁にありました第三セクターから指定管理者に移ったという管理体制の変遷があったわけですが、ここで改めて第三セクターという組織体制と指定管理者という組織体制、この法的な位置付けと運営体制の違い、特に町としてそれぞれ第三セクターの場合の対応方法それから指定管理者に対しての対応方法の違いというところを整理したいものですから、説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず第三セクターにつきましては、ご存知のこととされますが、町が出資している団体、まず50%以上の出資がある団体というようなことで定義されております。これは地方自治法に定められているわけですが、いろり火の里に関しましては、当時の地方自治法による公の施設については第三セクターなどに管理委託をすることが限定されていたという制度であります。

そういった中、平成15年からこの地方自治法が一部改正され、指定管理者制度が実施されたというところであります。以前、第三セクターとしてみかわ振興公社が行っていた部分につきましては、いわゆる公共施設の管理委託制度というような位置付けであり、あくまでも委託であります。当然施設としては町の施設であり、みかわ振興公社側としても委託された業務内容に限るというところであります。

一方、指定管理者につきましては、施設は町の財産ではあるものの、その施設の使用に関しては一定程度の権限が与えられており、その施設で行う自主的な事業も認められると、いわゆる営業行為を行ってもいいというような立場のものであります。ただ、三川町におきましては、第三セクターとして設立したみかわ振興公社が、その後指定管理者制度に移った後

も管理者制度に応募し、管理者として議会で議決を受けて認められたというところであり、振興公社としての位置付けは特に変更はありません。

ただ、そういった中におきましても、業務委託を受けていた当時は、当然その業務委託に沿った内容で、その中で町に損失を与えるようなものがあれば、当然そちらは請け負った側が町に損害賠償を行うというところでもあります。指定管理者制度に移りましても考え方は同様であり、この運営にあたって町に損害を与えるようなことがあれば当然損害賠償が発生するというところでもあります。

大きく分けては以上になります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今説明があったとおりなんですが、少し肝心なところが抜けておったと思いましたので補足させていただきますけれども、三川町の場合は今の説明あったとおり、当初第三セクターのときからみかわ振興公社という名称を使っていた。実際には平成17年の12月に指定管理者の条例制定をしていますので、これ以降、三川町いり火の里については株式会社みかわ振興公社という指定管理者に移ったわけですが、まだその流れがあるせいでしょうか、来年度の施政方針には株式会社みかわ振興公社ではなくて、ただのみかわ振興公社という表現で施政方針が書かれておりましたので、一応忠告させていただきます。

今現在は株式会社みかわ振興公社で、指定管理者になった場合は、第三セクターの場合ですと三川町が出資者、いわゆる経営主体の一端を担っているわけですから、経営状況が悪化した場合の財政補てんについては当然責任のある立場になるわけですが、指定管理者制度に移りますと、単に施設の管理を任せるということで、然るべき法人等、業者を選定するという制度に変わったわけです。これは国の方で第三セクターによって自治体の財政的負担が増えるという危険性を感じたものですから指定管理者制度というものを新たに設けたように認識しているのですが、その指定管理者を任せた施設管理については、今説明あったとおり自由に行ってもらっていいですよと、つまりは様々と営業利益を上げる形で公的な施設を活用してもらってもいい。ただし、指定管理者がその経営異常、損害が生じても自治体ではその賠償責任は負いませんよということが条例第6条の第2項に明記されているんです。これが第三セクターと指定管理者の大きな違いなんですよ。

今の三川町の実態はどうなのかということを改めて見ると、資本金の出資総額3,170万円、これは先だっけの全員協議会等を通じて様々資料提供していただいておりますけれども、その67.8%を占める2,150万円という出資については、平成10年からずっと同額で出資しているという関係性で、いわゆる第三セクターのみかわ振興公社に出資していたそのままの状態です。株式会社みかわ振興公社に管理が移管されたことについては、どこかできちんと、今言ったとおり制度的に、第三セクターと指定管理者という制度は異なるわけですので、議会に対してきちんとした形で体制の変更を議決すべきではなかったのかなというように感じますが、町長としてはいかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） いり火の里の運営につきましては、やはり指定管理者制度で運営

を行っていただいているということからいたしましても、鈴木議員が言われますように、ある部門においては民間にすべて任せの方がいいのではないかなという質問もあるわけがあります。今のいろり火の里のそれぞれの施設の例えば売上、維持管理、その部分からいたしますと、当然入浴、宿泊、そしてコンベンションと、それぞれの施設の機能からいたしますと、やはり飲食というものが利用者から求められているというようなことから、これらの施設においてはすべて飲食が伴うような利用を誘導してきたわけであります。あるいは、利用者の要望に応じてきたわけですから、そうしますと、当時、第三セクターでスタートする段階においても飲食部門を引き受けてくれる企業があるだろうかというようなことで、第三セクターのスタート段階においてもその業者から協力をいただきながら運営を行っていただいたという経緯があるわけです。

そうしますと、飲食がもしなかったらというような状況からしますと、まさにコロナ禍における、その会議あるいは研修等の利用しかなかったということからいたしますと、もう利用回数が激減をするというような状況でもあります。

そういったことからしますと、やはり今の運営形態からすれば、実際の部門における、ある面においては経費の方が非常に多くかかる入浴施設、これらを町単独で運営をするということからいたしますと、平成2年の開湯以来からの第三セクターに移行するあの状況からいたしましても、やはり管理費のウエイトが非常に高くなるというようなことから、他の施設あるいはなの花ホールの会議、あるいは飲食の利用によつての指定管理者としての経営の中におけるこの採算をどう考えていくかというのが、今までのみかわ振興公社の一番の苦悩されたことかなというように思うところであります。そういった面においては、いろり火の里の施設ということからすると、総合的にやはり判断をしていきながら、この施設の有効活用を図っていく必要があるというように認識しております。

また、指定管理を行う場合においても、今までも契約期間満了後のその指定管理者を公募しながら決定をしてきたという経緯があるわけでありまして、今までの指定管理者の公募については、やはり応募する事業主体がないということが一番の要因であります。採算部門だけを受け入れてくれるというところはあるかもしれませんが、町として不採算の部分は町が面倒を見ます、採算部分は独自で行ってくださいということが町が設置した施設の運営のあり方かと言われると、やはりその点については当然議会からの理解も得なければならないというようなことから、今の株式会社みかわ振興公社が指定管理者としてのこれからの運営についても安定した経営に繋がるような支援を行っていかなければならないというような理由にもなるわけでありますので、ご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 私の質問の仕方がまずかったのかもしれないのですが、言わんとすることは、指定管理者にこだわるわけではなくて、むしろ第三セクターという形で町としてもきちんとした責任のある立場というものを位置付けすべきではないかということをお願いしたのですが、先程の説明の中にもありましたが、平成15年の指定管理者制度が打ち出

された後、第三セクターという経営体は存在すべきではないというような認識だったかと思いますが、今現在においても第三セクターの経営体というものはきちんと全国的に位置付けられておりますし、国の方でも、私の手元にあるのは平成 26 年の総務大臣の通知なんですけれども、第三セクターの経営健全化についての取り組みというようなことについての過剰な財源支援はすべきではないという、基本的に地方自治体の安定した財政運営が基本であるという中身の通知が出ております。

この中で気になるのが、第三セクターで経営している宿泊等について、行政目的の一致度、行政目的として整備した施設である以上は、それが十分満足できない場合については、いち早く民営化、もしくは民間に売却すべきだという国からのフローチャートが出ているんです。これらを合わせて見ますと、先程来、経費的には田田の湯の方が管理経費がかかるという、これはもちろんな話なんですけど、先程冒頭で話をしましたとおり、財政規模の小さい三川町として、このままいろり火の里の施設をすべて抱え込んでいけるのかどうかという部分について、新たな経営戦略はないものかということでの提案ということが一番の目的だったわけです。

全国的に長崎のハウステンボスを事業主体として愛知県の施設を管理運営に任せたとか、最近では埼玉県のときがわ町にある温泉道場という温泉を専門に扱う会社のようにですけども、全国的にフランチャイズで全国の温泉施設を復活させているというような状況もあります。こういったことで、これからのいろり火の里の運営について、民間への、簡単に売却という選択肢の他に、経営ノウハウの高い、まさに今紹介したようなハウステンボスとか温泉道場といった民間企業への指定管理者という形での選択肢も十分考えるべき段階なのではないかというように考えての今回一般質問させていただいておりますので、町長からのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 第三セクターの運営ということについては、私は鈴木淳士議員とは何らそういう違うという部分は持っていません。というのは、全国的な第三セクターを運営している自治体においては、やはり行政の負担が大きすぎるというようなことでの総務大臣通知においては、安定的なその経営を行うために、行政が運営するのではなくて民間感覚でその第三セクターの運営を行うべきというようなことの通達だと思います。

これは全国的にはそういった団体があるわけでありますので、むしろ第三セクターに任せればすべてがそういう方向に経営改善になるというようなものであれば、それは選択の余地があるというように思いますし、確かに全国的にもリゾート開発が非常に打撃を受けた時代、そして、現在も今冬のような少雪というようなことで、スキーでリゾート開発をした地域はかなりの苦戦を強いられているというような情報もございます。それなりに、この第三セクターを行政で抱えるというような部分のリスクというのはやはり大きいものがあるだろうと思うところでもあります。

ただし、繰り返すようではありますが、そのような民間ノウハウで赤字部門、この部分をしっかりと受け入れてもらえるような企業があるということであれば、やはり経営改善というも

のに繋がられるような手法というものを町として考えていかなければならないというように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ぜひ最後のご答弁にもありましたとおり、民間ノウハウを活用できる、活用してくれる企業等が本当に出てきてくれるということ、出てきてくれるというよりは、やはり主体的に呼びかけて、声を掛けるということも必要かと思います。そういったことによって、最初冒頭でもお話ししましたとおり、みかわ振興公社の皆さんが日々苦慮されている体制についても改善策に繋がるんだろうというように感じているところであります。

これが、いくらか、いろり火の里に対しての今現在の町の財政支援というものが改善方向に向かうことができると、二つ目の質問の協働による「素敵な町づくり」、これに繋がっていく話でして、つまりは町の財政をどう運用していくかというようなことで先程話をしましたとおり、小規模な自治体としての限られた財源をいかに有効に町民に還元するかというようなことから話での二つ目の「素敵な町づくり」について、町民の皆さんとの住環境改善策というものを考えてみてはいかがでしょうかという質問に繋がっていくのですが、つまりは、様々と小学生の皆さんからもご提言いただきました。昨年の暮れには、鶴岡工業高等学校の生徒の皆さんからも三川町に対してのご提言をいただいて、この提言が県大会で上位に入選したというような話も聞いておったところです。

そういった町民からの声を今後のまちづくりに反映するには、やはり具体的な住環境の改善計画というものが必要になると思います。先程の答弁では、その都度町内会から相談があったことに対しては対応できる仕組みはできているわけですが、それとは別に、私が言いたかったのは、長期間にわたる、いわゆる町の総合計画の各町内会版というような形で、各町内会での住環境整備について年次計画を立てて、いつまでこれを整備する、その先こういっても整備してもらいたいというようなところを計画化することによって、町の財政の運営方法についてもまた違った取り組みが出てくると思うんですが、そういった観点での考え方についてご所見をお伺いできればと思います。町長から答弁いただければいいのですが。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町がこれから町民と一緒にあって、その協働のまちづくりを進めるという中においては、今回は中学生あるいは小学生、そして、町内の若者が知事とのタウンミーティングであるようなすばらしい提言をしていただいて、自らそれが県内の工業高校での設計コンテストで優秀な成績を収められたという、そういう方々は本当に三川町の将来を考えてくれた様々な提言をいただいているというようなことでもありますので、それは十分受けとめていかなければならないと思っております。

鈴木議員が言われるような、その町民のアイデアを町が主体的にというような部分からすると、これは協働のまちづくりという部分からすると、やはり町はできる限りの情報発信をしながら、いかに地域の中における協働、そしてコミュニティがしっかりそこに確立されるような環境づくりという部分の役割は当然担っていかなければならないわけですが、町が主導的にけん引していくというようなことになると、町民からも行政依存というような部分も

当然あるというようなことからいたしますと、やはり町も一緒になって取り組むというような姿勢で、将来的にも町民が本当に住んで良かったと思ってもらえるようなまちづくりはどうあるべきかというようなことをしっかりと示しながら、そして、そこには議会に対しても様々と町の施策について議論を交わしていくというこれからのまちづくりの姿勢は、いつになっても私は変わらないものだということに認識いたしているところであります。

○議 長（志田徳久議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 今の答弁につきまして、確認の意味で再質問という形にさせていただきますけれども、私が言いたかったのは、具体的な各町内会の整備計画といったようなものを町民との協働作業で計画を作っていただいて、それに対しての町としての財源的な裏付けも今後検討しながら実現に向かっていくというような具体的手法の取り組みはいかがでしょうかということでの確認をさせていただきたいのですが、町長いかがでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ただいまのご質問の趣旨からしますと、町から各町内会に計画を作ってくださいというようお願いではなく、主動的に町内会がこういった課題があるので作りたいという申し出がある場合については、町長の冒頭の答弁にもありましたように、協働のまちづくり推進事業の中で対応できるものというように捉えておりますし、その計画策定にあたりましては、町の職員がコミュニティ活動支援という立場で協力できるものというように捉えておりますので、そういった声があれば対応をしていきたいというように考えております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 質問の仕方がまずいのか、敢えて現在の状態に落ち着かせたいのか分かりませんが、私が提案しているのは、各町内会全体です。町内の各町内会に整備計画というものを町が主導になって計画を作ってもらうという事業を展開できないでしょうかという質問なんです。その計画を作ってもらうという、各町内会の環境整備の計画を作ってもらうとなればそれ相応の財政的な支援策も必要になるということでの、先に一つ目の質問をしましたいろり火の里に係る経費負担について、これを住民還元するために町内会の環境整備の財源として振り替えるというような形での町の事業として町内の各町内会整備計画というような事業展開はできないのでしょうかという質問なんです、いかがでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 財源というお話もございましたので、私の方から説明させていただきます。議員もご承知のことと思いますが、かつて各町内会においてハーモニー計画ということで、今後の町内会をデザインしていただくという事業を町主導で行った経過がございます。その中では、いわゆる今で言う持続可能な地域コミュニティのあり方とか地域行事、組織のあり方というのを町内会全体で話し合っていた、将来像を立てていただいたということでありました。そうしたところには、当然町職員も張り付きましたし、一定の交付金等も手立てになったかと思えます。確かに、町は町全体を、それから町内会、地域は地域に限定した形になりますが、それぞれの地域の持続、発展のために将来像を描くというのは非常

に有効な策であろうというようには思います。

そうした町内会、今コミュニティの希薄化というのも謳われている中では非常に一つの有効な手立てではあると思いますし、そういった活動自体に町が財源を付けて支援をするということは可能であろうというように思います。ただ、そこで上がってきた計画自体が、ソフト事業は当然ですが、環境整備ということでハード事業までその町内会が希望する。例えば公園等を非常に立派なものにしたいとか、道路を拡幅して立派な道路を造ってもらいたいとか、確かに環境は良くなりますが、計画を立てていただいたことに対して町がそれを担保できるかとなりますと、やはりそこには一定のルールが必要になろうかと思えますし、その町内会等に過大な希望を持たせるような町の仕掛けではいけないのではないかと思います。

ただ、先程申し上げたとおり、地域が、その住民自体がその将来について自ら考えていくというのは、非常にこれからのまちづくりにとっては有効かと思えます。

○議 長（志田徳久議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） ぜひ町民に対して、いわゆるふるさと応援寄附金という財源があるわけですし、直接目に見える形で町の財源を財政還元できるような形での制度を設定して、町民を巻き込んだ形での協働のまちづくりの展開を期待しまして、質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で6 番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 2時00分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、4 番 佐久間千佳議員、登壇願います。4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

1. 教育行政について

1. 文科省では小中高校での生成A I の利用を認める指針を出している。本町での教育現場における生成A I の活用について所見を伺う。

2. いじめ・不登校に対する現状と対策や支援状況、フリースクールやI C Tを活用して自宅で学ぶ児童生徒へ寄り添った対応について所見を伺う。

3. 本町唯一の友好都市であるマクミンビル市との訪問交流について、子どもたちの国際感覚の育成にはオンラインでの交流より数段効果的であったと思う。訪問交流は当面休止するとの事だが、休止に至った経緯と課題、その他地域との交流の可能性を伺う。

2. 友好都市について

1. マクミンビル市との友好都市としての今後の関係のあり方について所見を伺う。

3. 農業行政について

1. 「令和6年度三川町農業委員会行政方針」では「市場原理主義・産業主義路線の政策により～農業の維持が危ぶまれる状況が深刻化している」とあるが、どの様な主義・政策であれば、どの様な状況であったと考えられるのか伺う。

2. 農業関係の各種申請書や計画書の提出、転作ヒアリング等への対応が年々早まっている。業務の効率化や負担軽減に資する書類のデジタル化について所見を伺う。

3. カーボンクレジット（J-クレジット制度）の「水稻栽培における中干し期間の延長」に町全体で取り組むことにより農業者の所得確保につながると考えるが、町としての取り組みや民間事業者との連携について所見を伺う。

令和6年第2回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

1、教育行政について。

文部科学省では小中高校での生成AIの利用を認める指針を出しています。本町での教育現場における生成AIの活用について所見を伺います。

いじめ・不登校に対する現状と対策や支援状況、フリースクールやICTを活用して自宅で学ぶ児童生徒へ寄り添った対応について所見を伺います。

本町唯一の友好都市であるマクミンビル市との訪問交流について、子どもたちの国際感覚の育成にはオンライン上での交流より数段効果的であったと思われます。訪問交流は当面休止することですが、休止に至った経緯と課題、その他地域との交流の可能性を伺います。

二つ目に、友好都市について。

マクミンビル市との友好都市としての今後の関係のあり方について所見を伺います。

三つ目、農業行政について。

「令和6年度三川町農業委員会行政方針」では「市場原理主義・産業主義路線の政策により～農業の維持が危ぶまれる状況が深刻化している」とありますが、どのような主義・政策であれば、どのような状況であったと考えられるのか伺います。

農業関係の各種申請書や計画書の提出、転作ヒアリング等への対応が年々早まっています。業務の効率化や負担軽減に資する書類のデジタル化について所見を伺います。

カーボンクレジット（J-クレジット制度）の「水稻栽培における中干し期間の延長」に町全体で取り組むことにより農業者の所得確保に繋がると考えますが、町としての取り組みや民間事業者との連携について所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項１の教育行政に関するご質問につきましては、教育委員会より、また、質問事項３の農業行政について、１点目の農業委員会行政方針に関するご質問につきましては、農業委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項２の友好都市について、今後の関係のあり方に関するご質問であります。マクミンビル市との国際交流につきましては、町に進出してきた企業からの仲介により平成５年から始まった事業であります。以来、友好都市盟約の調印を締結し、中学生の相互派遣を毎年実施しながら交流を続けることにより、互いの言語や生活環境、文化を学び、国際的視野の醸成と人材育成に寄与してきたものと捉えております。

残念ながら、コロナ禍によりマクミンビル市との相互派遣は中断しているものの、オンライン交流を中心に関係性の維持に努めながら、友好都市としての国際交流は継続していきたいと考えております。

質問事項３の２点目、書類のデジタル化に関するご質問であります。本町の農業分野のデジタル申請につきましては、国の eMAFF、すなわち、農林水産省共通申請サービスのシステムにより行うこととし、その導入は完了しているところであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実務者研修会や国担当による派遣講習会が延期されたこともあり、農業者への制度の周知が不十分な状況となっております。今後は、改めて具体的な申請手続について農業者に周知し、デジタル化を推進してまいりたいと考えております。

次に、３点目のカーボンクレジットに関するご質問であります。カーボンクレジットにつきましては、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーによるＣＯ₂等の排出削減量等をクレジットとして国が認証し、販売することができる制度と認識しております。ご質問にありましたとおり、水田のいわゆる沸きによるメタン発生の抑制策として、中干し期間の延長、すなわち落水期間の延長が重要であるとされており、これにより創出されたクレジットを販売すれば価格に応じた利益が得られるものであります。この事業につきましては、プロジェクト登録からクレジットの認証・発行に至るまでの手続が複雑で、かつ５ヵ月以上の時間を要すること、更に１００万円程度の費用が発生することなどから、町としてこの事業に取り組むことは、現時点では考えていないところであります。

しかしながら、民間事業者では自らがクレジットの認証を受け、カーボンクレジットの生成業務を引き受けてくれる農業者を募り、事業を進めようとしている動きも複数あることから、町といたしましては、農業者に対する情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項１の教育行政について、１点目の生成ＡＩの活用に関するご質問であります。これについては、令和５年７月に文部科学省より「初等中等教育段階における生成ＡＩ利用ガイドライン」が示されております。教育現場における生成ＡＩの活用については、学習指導要領で重視される情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、個々の児童生

徒が情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることが強調されています。しかし、生成AIは現時点ではまだ発展途上であり、様々なリスクも伴うことから、児童生徒の発達段階を十分に考慮し、教師側もAIに関する基本的な概念や影響を理解した上で、当面は教育的に有効と判断できる部分について限定的に利用を始めることが適切であると考えているところでもあります。

次に、2点目のいじめ・不登校に関するご質問ですが、本町では、令和元年に三川町いじめ防止基本条例を定め、学校の対応を徹底してきたところでもあります。令和5年度の12月末時点での町内小・中学校のいじめ認知件数は、小学校191件、中学校16件で、ほとんどは解消済みとなっております。

また、不登校については、全国的な増加を受け、文部科学省から不登校対策が示されており、本町でも魅力ある学校づくりを通して「学校が楽しい」と思える児童・生徒を増やし、「また明日来なくなる学校」を合言葉に取り組みを進めているところです。具体的には、中学校には教室に入れない生徒のために教育相談室を設置し、相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等によるサポート体制を充実させています。なお、フリースクールやオンライン学習への対応は、それぞれの状況に寄り添いながら、校長判断で出席扱いとすることで、学習の継続を支援しているところでもあります。

次に、3点目のマクミンビル市との訪問交流に関するご質問ですが、マクミンビル市と本町の中学生との訪問交流につきましては、当面休止することとしたところでもあります。このことに関しましては、令和4年度から交流再開を模索し、マクミンビル市の交流団体と調整を図ってきたところではありますが、新型コロナウイルスの完全な終息が見通せない状況の中、滞在先での安全対策や受け入れに対する現地の理解、相手方との意志疎通の困難性、物価高騰や渡航経費の大幅な増高など、多くの課題や問題が発生してきているところでもあります。

一方、令和4年度から実施したオンライン交流は、参加した生徒から好評を得ており、インターネットの普及により、世界中の人々とオンライン交流ができる環境が整備されたことは、生徒の国際交流を醸成する有効な手段と捉えております。

このような状況を踏まえ、総合的に判断した結果、当面は双方を直接訪問しての交流は休止することと判断したところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項3の農業行政に関しまして、1点目の行政方針の示す主義・政策に関するご質問ですが、現在の食料・農業・農村基本法は1999年に制定され、「消費のないところに生産はない」という考えのもとに、食料の価格を市場メカニズムに委ねることとし、需給バランスや品質評価が適切に反映され価格が形成されることにより、需給に即した農業生産が行われ、食料の安定供給が可能となることが期待されておりました。しかし、現行基本法の制定から20年以上が経過し、我が国の食料・農業・農村は、制定時には想定していなかつ

た、または想定を超えた情勢の変化や課題に直面しております。

我が国の長期のデフレにより、国内の農産物・食品価格がほとんど上昇しないまま推移し、消費者も低価格な食料を求めるようになる中、安売り競争が常態化し、サプライチェーン全体を通し、価格を上げることを敬遠する意識が醸成・固定化されたところでもあります。これによって、農産物における肥料、飼料、薬剤、資材費などの生産コストが増加しても販売価格・製品価格に反映させることが難しい状況となり、農業が収益率の低い業態として、事業継続に関わる事態が生じております。

このような中、食料・農業・農村政策審議会において、行き過ぎた市場原理主義にとらわれることなく、適正な価格形成を行うため、農業者・農業団体等は、コスト構造の把握に努め、価格交渉を行い得るような経営管理が必要であるとの答申がなされました。一方、消費者や流通、小売などの事業者が生産にかかるコストが認識され、関係者の理解が得られるような取り組みとともに、今以上の食育や農業体験、農産物の消費拡大の促進といった消費者に対する取り組みについても盛り込まれたところでもあります。

このような政策が従前より実施されていれば、農業という事業が、現在よりは収益率の高い業態を確保できていたのではないかという趣旨で、農業委員会行政方針を策定したところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは再質問させていただきます。まず、A I に関する質問でありますけれども、文部科学省がガイドラインを示しておりまして、小学校でも生成A I の活用をというように指針を示しております。教育委員会の行政方針においても、A I や IoT などの革新的情報技術について冒頭で言及するというほど、やはり変化の激しい時代だなというように感じておりますし、情報技術への対応というものが、やはり喫緊の課題であるというように認識しております。

答弁でも触れられていたと思われますけれども、やはり先生よりも、もう今は生徒の方が詳しくなりつつあるのではないかと。そういった分岐が今起こってきているのではないかなというように感じているところでもあります。こういった技術をやはりうまく取り入れていかなければ教育の革新というものが進んでいかないのではないかなというように思いますけれども、まずはこの教育と情報技術の融合について、町としてはどのように考えているのか。

また、課題についても改めて答弁いただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） それでは情報教育についての大きな問題ですので、私の方からお答えしたいと思います。昨日のインターネットの新聞の記事にこんなものがありました。中学校1年生250人の半数を超える生徒が、理科の課題で同じ間違いをした。教諭が違和感を持って確かめたところ、正体は生成A I の誤答であったと。要するに、子どもたちはインターネットを使いこなしていますので、困ったことがあるとインターネットを頼って調べ学習をします。ただ、ご存知のとおり世の中には正しい情報だけではありませんので、世界的に

はフェイクニュースが報じられたり、そこでこれから子どもたちが重要になってくるのは、情報を鵜呑みにせずに、自分の必要な情報を正しく判断して活用するということです。

例えば、小学校の総合的な学習の時間に、子どもたちはインターネットを使うようになってからは、インターネットに表記されたものをそっくりそのままコピーをして自分の原稿の中に貼り付けます。まだそれでも良かった時代ですが、これからは貼り付けたものが本当に正しい情報なのか、または間違った情報なのかを自分で判断する力、要するに情報リテラシーと言いますが、情報を活用する能力を高めないといけない時代になってきました。

実際のところ、本町でまだ生成A Iを使って文書を作った子どもがいるとか、そういう事例は幸いなところまだ確認されていません。それから、近隣の市町村も合わせて、酒田市、鶴岡市でもそれによって大きな問題は発生しておりません。ただ、いずれそういうことが起きるということを考えたときに、まず初めに取り組むのは、教員自身が子どもたちに正しい情報を取り入れるだけの術を教えていかなければいけないということだと思います。酒田市の光陵高校が進んでおりますので、一部、光陵高校では教員向けに生成A Iの研修会を開いたという情報を聞いております。生成A Iはこんなことができるけれども、当然こういう危険があるんだということを教員自身が学ぶということを始めました。

また、これは一つひとつの学校になりますけれども、校長が生成A IについてチャットGPTを使って子どもたちにできること、できないことの研修を始めたというのがつい最近の情報です。確かに子どもたちの利用は進んでいます。それを教育現場に持ち込むだけの子どもの知識であったり技能であったり、そういうところに教員がまず追いつくこと、研修会をしていくこと、それが重要になってくることかと私は思っております。当然この問題については本町だけではありませんが、早急に町内の各校長と話をしながら進めていく必要があるのかなというように考えています。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今教育長の方から光陵高校という高校名が出ました。私もその光陵高校に関しましては、今学校のDX化ということで、リーディングDXスクールというような取り組みの中で、パイロット校として全国で50校ぐらい選ばれている中の一つの校が光陵高校だなというように見ておりました。中の活動報告といいますか事業報告を拝見しましたが、大変理解するのに難しいぐらいのインターネットプログラム等を使って、生成A Iももちろん使って様々な取り組みをしておりました。生徒自らが学校紹介のアプリを作ったり、例えば、お米の異物を判別するための画像検出をA Iで覚えさせて、そういった画像判断するというようなプログラムを作ったりとか、大変高校生とは思えないぐらいの取り組みをしているなというように感じたところであります。

しかしながら、その光陵高校教員向けにもそういった取り組みをしているということは私は知りませんでしたので、本町として、やはり先程答弁ありましたが、子どもたちの発達に応じた取り組みをしていくというような答弁でありましたけれども、この溢れている情報を統制していくというのは到底無理な時代になっていると思われれます。ですので、その対応というものを先手を打ってやはりしていかなければならない中で、あまりにもその技術に関し

て蓋をし過ぎると、どんどんそういった情報が分からないような、ついていけないような形になってしまうのではないかなということが危惧されております。

やはりここはどんどん使ってみて、先程の教育長の答弁でありました半数の生徒が間違っただというのは大変良い経験だったと思います。もともとタブレットですとかインターネットというのが学校の教育現場においては、新たな文房具にしようというような考え方からすると、やはりそういった使い方というのは、どんどん使って間違えていくべきだというように思います。正しい判断をするということに関しても、どこを基準にして正しい判断をするかというのが成長すればするほど、それぞれの視点があることで、その多様性を早めに学んでいくということが、答えが一つではないということ学んでいくということも、やはり間違いをしながら学んでいくものだというように思われます。

この文部科学省のリーディングDXスクール事業の推進委員長のコメントでも、今後更に生成AIは進化していくと見ているところであります。今のうちからどんどん使ってみることが重要だということでおっしゃっておりますので、あまり検討する時間的猶予はないのかなと思われます。

教員のスキルが追いついていないという話でありましたが、この光陵高校との連携等でそういった教員のスキル向上を本町として考えていけるのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） ありがとうございます。子どもたちは避けて通れない課題でもありますので、これは十分に向き合っていくことが必要であるというように思います。本町の例で言えば、生成AIということではなくても、ネット環境を使った学習ということでは、横山小学校がYouTubeを使って子どもたちが学習した内容を自分たちがYouTubeにまとめて、先生の方からYouTuberになろうと言われれば子どもたちは乗り気になりますので、それで横山小学校のホームページを見ていただければお分かりのとおり子どもたちの学習の様子がYouTubeにまとめられて作られております。ただ、そのYouTubeに載せるということは、情報を世界各国どこからでもアクセスできるという危険性もありますので、大変慎重に行うことであるわけですが、校長はそういうことをさせながら、アップする前に個人情報載せてだめだよとか顔写真は載せてはいけないんだと、要するに情報モラル、そういうことの学習にも生かしているということがありました。

そういう点から考えると避けて通るというよりは向き合わせて、もちろん教員も一緒になって勉強していくことが必要かと思えます。光陵高校との連携ということになると相手方もありますので、そこはすぐにはお答えできませんが、近隣の差し当たって小学校・中学校での実践、それから教員同士の交流の中で、得意な先生から講義をいただくなり、そういう意味で積極的に進めていきたいとは思っております。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 本町におかれましては、デジタル機器を先行して導入して先進的な取り組みをしている自治体だなというように感じておりますので、ぜひその辺も先行して

取り組んでいていただきたいというように思います。そういった使いこなすプロセスに何か問題がないかどうかというのも含めて検証していただければと思いますし、生成AIはすべてが正しいわけではないということが使う方にも理解していけるような形で、それありきではないということで、活用を模索するということをまず行っていただければというように思われます。このパイロット校においては、授業での活用例であったり校務での活用例、様々してあるようですので、その辺の活用例を参考にしながら本町にも取り入れられるところは取り入れるというような姿勢をしていていただきたいというように思います。

続いて、いじめ・不登校に関してでありますけれども、先程の答弁では、いじめの件数がありました、不登校に対する件数等の言及はなかったかなと思われます。その不登校に対しての件数等、もし数字が分かれば答弁いただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 本町の小学校・中学校での不登校児童の件数についてのご質問でございますが、中学生については先日行われました学校運営協議会の方でも公表されておりますので、今年度12月時点で10名というような数字がございました。小学校については数値の方を公表しておりませんので、この場での発表については控えさせていただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 昨年2月に、教育委員会が不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係るガイドラインというものを示しております。そこでは、不登校児童生徒が民間施設フリースクールなどにおける支援であったり、ICTを活用して行った学習活動を校長が指導要録上の出席扱いと判断する際の目安などが示されておりますけれども、その該当件数であったり、判断する上での過程、どのような過程になっているのか答弁いただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） フリースクールそれからICTを使って自宅で学習するというような、不登校で学校に行けない子どもたちのためにそういった新たな形での出席扱いにするかどうかという部分でございますが、こちらの件数についてはこの場では公表できないところでございます。

出席扱いするかという判断につきまして、少し過程を申し上げたいと思います。議員おっしゃいますとおり、昨年の2月に、不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係るガイドラインというものを本町では作成をいたしました。国の文部科学省が示しております学校に登校させるというよりも社会的に自立させることを目的に、学校に来ることがすべてではなくて、社会的な自立をまず目的とした不登校児の取り扱いというものを国の方が示しております。

それに伴いまして、その一つとしてフリースクール、またICTでの自宅学習といったものも出席扱いにするというような判断になるわけですが、これに関しましては、まずそのフリースクールというものがしっかりと学習のプログラムが組まれているのかどうかという部

分があるかと思います。そして、その運営主体が社会的な信頼がしっかり保てているかということ、更には受け入れに対しての支援体制でありますとか、支援員、またはカウンセリングなども充実した内容になっているか、そういったものが基本的なフリースクールの条件というようになっております。

その中で、やはり一番重要なのは、学校側とフリースクールとの連携がしっかりと保たれていること。当然これは家庭の方も入るわけなんですけれども、学校でそのフリースクールでの様子がしっかりと把握できているというのが一つの条件というようになっていまして、それらを総合的に学校長がガイドラインに基づいて判断をし、出席扱いになるというような形で現在進めているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 数に関しては公表できないということでありましたので、これ以上踏み込むことはいたしません。まずそもそものいじめ、不登校に関しましては、本町であります。保・幼、小、中と一貫した教育をする中で、その個人の情報といたしますか、やはり心配がある生徒の情報に関しては、円滑な情報連携といたしますか、小学校と中学校との連携等、そういったものが円滑かつ適切に引き継ぐことということが大事になってくるかと思えます。特に入学・卒業を控えているこの時期に関して、本町においてそのような情報の引き継ぎ等は適切に円滑に行われているのかどうか確認したいと思えます。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 不登校に関しまして、なり得るかもしれないというような児童または生徒につきまして、小学校から中学校までそれぞれ関係する教育委員会も含め、小学校、中学校、それから場合によってはスクールカウンセラーであったり学校支援員、スクールソーシャルワーカーといった専門の方々からの様々なご配慮もいただきながら、しっかりと連携は図られているものというように考えているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 引き継ぎの連絡書等で、確実な引き継ぎがされているというような認識でよろしかったでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） もちろん文書でのやりとりも小まめに行っておりますけれども、それ以外に小学校から中学校へ引き渡す場合には、担任者会を開きながら個別の児童について、この子について最も良い環境はというようなことも、担任たちが顔を合わせながら十分な話し合いをして引き継ぎをしております。

それと併せて、進学したところでは、これは幼稚園・保育園も小学校に進学した1年生の6月ぐらいですが、それと中学校に進学した1年生についても、1学期のうちには授業参観を行い、その後担任団が個別に話し合いをしながら一番良い方法をということで、子ども一人ひとりに寄り添った対応をしているところであります。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） どうしても学校の門をくぐれないという児童生徒もいらっしゃる

るようですので、そういった児童生徒、子どもとご家庭に寄り添った対応を今後もよろしく
お願いしたいと思います。

続きまして、マクミンビル市との訪問交流でありますけれども、昨年6月の議会でも訪問
交流の件は同僚議員よりされております。その際の判断としましては、やはり新型コロナウイルス
が第5類への移行した直後ということで、硬直状態であったかなというように思われ
ます。それ以降、コロナに対する解釈も変わってきているというように感じます。先方とは
どのようなやりとりをその後行っていच्छやるのか。また、先程教育長答弁の中で、先方
の安全性も考慮しなければならないというような答弁がありました。安全性について何か問
題が生じているのかどうか。その辺も併せてご答弁いただきたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） まずマクミンビル市の窓口と申しますか交流協会の方々との
やりとりにつきましては、教育委員会とまた学校の英語指導員等から様々協力をいただきな
がらメールにてやりとりをさせていただいているというのが現状でございます。

また、安全性ということが先程の説明の中にあつたかと思ひますけれども、マクミンビル
市に訪問し滞在をする際の安全性の確保というような意味での説明だったかと思ひますが、
やはりまだ新型コロナウイルス感染の方は全部終息したという現在の状況ではない中で、や
はりホームステイ等で向こうに滞在するとなつたときの安全性という意味で、なかなかその
現実として感染がまだ終わっていない中で安全性の確保というのは難しいというような形
でのご説明だったかというように思ひます。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 具体的にそのやりとり、何回ほどメールのやりとりを行われたの
かご答弁いただきたいと思ひます。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 様々なメールのやりとりにつきましては、英語指導員を介して
のやりとりをしておりますので、はっきりとした回数は、すみません私の中では把握できて
いないところでございますが、少なくともこちらの方からの連絡としましては、4、5回の
連絡はされているというように思ひます。なかなかその回答につきまして、タイムリーにメー
ルを送って返答が来ないというような状況もあつたものですから、向こう側との連絡が実際
のところとれなかつたというのも実態としてはございます。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 連絡がなかなかとれないということで、子どもたちのこの訪問交
流事業に関しましては、やはり長く続けてきた分、復活してほしいというような思ひがあり
ますけれども、先程午前中の一般質問の中で学校のハイブリッド授業に関する答弁の中で、
オンラインではやはりコミュニケーションを十分にとることが難しいというような答弁があ
りました。日本人同士でもとるのが難しいという状況の中で、海外の方とオンラインでコミュ
ニケーションをとることの難しさはもう想像せずとも分かるわけでありまして、そう
いった意味では、英語に触れるという意味では、私も昨年の決算審査委員会時に触れるとい

う意味では十分ではないかと。メールであったりチャットのやりとりというのは十分ではないかというような意図の発言をしておりますけれども、やはり英語の学習以外の効果というもののはかなり低いのではないかなと思います。

現地において、肌で感じるのが人にとってどれだけ重要かは言わずもがなということで、やはり国際感覚の育成というものは未来への投資だというように考えております。その英語の学習のみならずの目標を、国際交流に関しては意味を持っているものだというように思いますけれども、そういった将来性を踏まえた見解をいただきたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 佐久間議員おっしゃいますとおり、確かに現地に行つての交流とオンライン越しでの交流というのでは、少し効果としては低いのではないかというようなご意見もあろうかというようには思います。教育委員会として、確かにこれを行つてみた感触といたしましては、従来の交流であれば、行く子どもたちは数人に限定されてマクミンビル市の方に訪問していたわけなんです、オンラインということの活用ができるとなった段階で、より大勢の子どもたちが現地の子どもたちと、確かにオンライン越しではありますけれども、交流が図れるというような大きなメリットがあるのかなというようにも感じているところでございます。

本物の体験ということで、オンラインがでは本物ではないかというようには教育委員会としては思っていないところもありまして、やはり画面越しでも緊張した中で、子どもたちが事前に英語の授業などを勉強しながら、よりその現地の子どもたちとコミュニケーションを図れるようにしっかりと準備をして対応し、その様子を見ていますと非常にこの授業の効果は高いのではないかなというように教育委員会としては思ったところでございまして、確かに向こうに伺つてというのはなかなか今の状況の中では難しいという中では、非常にオンライン交流をまずこれからは継続をしながら、子どもたちのそういった国際化に関しての意識を高めていきたいというのが教育委員会としての考えでございます。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは教育委員会ではなくて友好都市として考え方にも言及させていただきたいと思いますが、ただいま答弁いただいた部分はあくまでも教育部門だと思えます。友好都市としての関係性はどのようになるのか。窓口が教育委員会窓口として友好都市を結んでいるのか、その機能に関して確認したいと思えます。私も資料を少し調べてみますと、町長答弁で平成5年という話がありましたが、締結は平成6年ということで載っておりました。1994年、現在2024年、30年の節目の年ではないのかなというように思いまして、今までの積み重ねを2024年どのようにしていくのか。何もないということはないと思えますけれども、その辺まず友好都市としての考え方、教育面のみの繋がりでいいのかどうか、この辺をお伺いしたいと思えます。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町としての友好都市との関係性についてであります、町長答弁にもあったように、町内の企業からの仲介により始まったものであります。そういっ

た交流を続ける中で、実際三川町の町民の方が実際現地に赴いたということもありましたが、それ以降、この交流の中心については中学生というような位置付けを町としては行ってきました。中学生については、将来三川町を担っていただく人材であるという観点からこの中学生の国際交流に力を入れてきたところであります。

今ご質問あったように、30年が経過というようなことでありましたが、特にこの節目というようなことで新たな町としての事業を現時点では考えていないところではありますが、ただ、現在この交流が中学生自体の派遣自体も滞っているといえますか中断しているという状況でありますので、この状況を伺いながら、実際に人の交流ができるようになった時点で、また相手方とあり方について検討はしていかなければならないというように感じております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり当局側、大人が一旦出向いて、膝を交えて、これまで30年の歩みをお互いに確認し合って今後の歩みを再確認するということは大事だと思います。その子どもたちにリスクがあると考えていらっしゃるのであれば、大人が先に先陣を切って、再度交流の輪を繋ぐような仕組みを作っていかなければならないと思います。やはり30年の節目ですので、記録等は管理しておかないともう後戻りできないといえますか、遡れないと思いますので、その辺の整備も考えた方がよろしいかと思います。

友好都市同士、お互いに情報交換し続けるべきでありますので、例えば町民の方も今どういう交流をしているのか全く分からない状況になっているかと思われます。そこで大人同士が交流をして得た情報を不定期でもいいと思いますので広報に掲載するなどして、友好都市としての認識をやはり再度確認すべきだと考えておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。この訪問交流に関しましては、現在大人になった人たちにも大変な影響を与えてきていると思います。酒田市に会社を出しておりますけれども、本町出身の方が中学生のときの受け入れで悔しい思いをして、海外に興味を持ち英語に興味を持ち、今現在では庄内と海外を繋ぐような会社を立ち上げられているというような実績もありますので、ぜひ自信を持って交流を進めていただきたいというように思います。

続きまして、農業行政に関してであります。農業委員会会長からのこの行政方針に対する説明をいただきました。その中で、食料・農業・農村基本法の見直しに言及されておりました。やはりその基本理念には食料安保であったり、合理的な費用の考慮というものが盛り込まれているなというように、今国会に提出されているようなことでありますけれども、私の認識でありますけれども、今のこの現状になっているというのが、戦前から続く二大農業問題の連綿とした関係があるのかなというように捉えております。

そのうちの一つである小作人に関しましては、小作人の解放に関しては農地改革で実現したというように思っております。農政は残る零細農業構造の改善、こちらを実現しようというようにしていたところに基本法が関係しているのかなというように思います。農地改革は、戦前から小作人解放のために農林官僚の方で模索しているものであったと思います。これによって自作農家が小地主、イコール小地主なんですが、それが多発し、戦前からの零細農業

構造というものが固定されてしまったというように思っております。農地改革によって。農政官僚としては農地改革の後に零細農業構造を改善のために農業改革を行おうとしていたわけでありましてけれども、1948年の農林省農業政策の大綱では、「今において農業が将来国際競争に堪えるため、必要な生産力向上の基本条件を整備することを怠るならば、我が国農業の前途は救いがたい困難に陥るであろう」と、この時点で述べております。今も続く課題であるというように思っております。

終戦直後、小作人の解放を唱えて、私の認識ですが、小作人の解放を唱えて燃えさかった農村の社会主義運動というものが、農地改革で小地主となった旧小作人が保守化したために急速にしぼんだと、これを見たGHQと後に総理大臣となる池田勇人が保守化した農村を共産主義からの防波堤にしようとして農政官僚意図とは逆に零細農業構造という農地改革の成果を固定することを目的とした農地法の制定を農林省に命じたというように認識しております。

この農業基本法が作られたのが1961年ですけれども、農地法が1952年ということで、農村地域出身の国会議員が、米等が増産されて食料難が解消されると農業予算が縮小されるのではないかと危機感を持ったことから、ドイツで基本法が作られたことによって、それに着目して基本法の制定を迫ったというように思っております。

この施政方針にあります、効率優先の市場原理主義、産業主義路線の政策により、少数の担い手により規模拡大等の構造改革は進んだとありますけれども、機械化や産業の発展により兼業農家が増加したことは、農耕間での所得格差が是正され、零細農業構造の改善が実現されたと思います。主義路線の政策によるものとは私は理解しがたいなと思います。盛り込んだ意図、また、高齢により離農や若者の就農の減少というものも政策によるものだという見解でありますけれども、少子高齢化や人口の自然現象などの影響はないものと捉えているのか、その見解をまず伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤農業委員会事務局長。

○説明員（須藤輝一農業委員会事務局長） ただいまご質問にありました点についてですけれども、ご質問の中にもございましたが、旧食料・農業・農村基本法の中で想定されておりましたものが、農業の発展と農業者の地位向上をまず目的としたものであると。これにつきましては、農業の近代化・合理化により農業と他産業の間の生産性や従事者の所得の格差、これを縮小させることが目的であったとされております。その後、現行基本法が1999年に制定されておりますけれども、この中で現行基本法が目指したものであるというのが、先程の農業委員会会長の答弁にもございましたけれども、市場原理によって需給バランスによって農産物の価格を決定することによって適正な価格、それと適正な流通が発生するということを前提に策定をされておるというところでございました。ところが、先程も答弁がございましたけれども、その策定当時には想像し得なかったデフレ状況でございます。

あるいは、国際状況の変化によりまして、いわゆる農産物商品の価格の上昇について、本来であれば、様々なコストがその製品に転嫁をされて、生産者も本来であれば、その生産活動に見合った所得が得られるべきものでございますけれども、残念ながらそのような形になっておらないと、これは現時点で指摘されているところでございますけれども、まず一番

が、ただいま申し上げました通常のコスト高による製品への転嫁ができないというのが1点と、あとはもう1点はその人為的なと申しますか、例えば世界情勢で紛争等が起こったときの今回のウクライナ紛争が大きなのところですが、そこで世界的な食料のバランスの偏りというものが、つまり生産拠点としての偏りが発生したときに、いわゆるその価格の決定権といいますか、以前ですと、日本という国はその経済力によって国際的な様々な輸入品、作物における価格の決定権というのは割とイニシアチブをとっておったわけですが、現在は国内の経済力が国際的に実は劣っているということもございまして、なかなかその必要な製品、あるいは必要な資材、肥料等を適正な価格で手に入れることができないという状況も発生しておるということもございます。

その意味で、現行の基本法の中では、国内における市場経済において適正な流通と適正な価格ということを想定しておったわけですが、ただいま申し上げましたとおり、消費者に対する消費者意識、あるいは国際的な外的な要因によっても、その市場経済によっては生産者の所得の向上が見込めないという状況が発生をしておるというところでございます。

その意味で先程の答弁にありましたが、行き過ぎた市場経済によらず、まず国内向けにおいては消費者あるいはサプライチェーンと言われます流通等の関係者に対しても、コストの部分の適正に生産者の所得に反映できるかという部分の説明をしていく必要があろうと。それをしていけばということが1点と、国際的にはやはり為替の部分もございしますが、国際的な競争力をつけられるような経済力を持つことによって、農業分野の様々な輸入品目についても発言力を増していくだろうという部分も含めまして、行き過ぎた市場経済主義のみならず適正な価格の形成ができるような体制をとっておれば、先程もお話がありましたが、農業者の離農については年齢的なところもございしますが、もう少し生産性、あるいは所得の向上が見込める農業という事業形態を維持することによって、農業の発展性、あるいは継続性が担保できているのではないかというような趣旨で、今回の農業委員会の行政方針を策定したところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 経済学需給バランスという考え方があります。市場原理主義とは分離して考えるべきだと思います。誤解の生みやすい表現は慎重に判断するべきだと思います。

○議長（志田徳久議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 3時20分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 令和6年度三川町施政方針について | 1. 地域づくり活動の推進として、住民の自治活動への支援が計画されている。行政と地域住民との協働のまちづくりの推進はどのように行われるのか伺う。 |
|---------------------|--|

また、3年間のコロナ禍を経て、ポストコロナとしてどのようなまちづくりを目指しているのか伺う。

2. マイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化の具体的な計画について、また、デジタル弱者への支援策について所見を伺う。

3. 地域住民が抱える複雑、複合化する課題に対応するため、重層的支援体制の整備が計画されているが、内容と職員の配置、拠点等について考えを伺う。

4. 「マイナ保険証」への移行に伴い、マイナンバーカードの交付率と保険証登録状況について、また、未取得者への対応について伺う。

5. 空き家の多種多様な利活用の推進のため、空き家バンクへの登録が望まれるが、現状と推進策について伺う。

6. 能登半島地震の被害状況を鑑み、本町における地域防災力の強化に必要な対策について所見を伺う。

2. 令和6年度三川町教育委員会行政方針について

1. 子育て支援センターやテオトルの整備、アスレなの花の改修が完了し、子どもから大人まで様々な活動が可能となる施設整備が完了し多くの方が利用している。月に一度、休館日が定められているが、必要性について所見を伺う。

2. 地域の支援や指導者の協力により、結成50周年を迎えるスポーツ少年団の記念行事の開催について町の考えと、今後の活動を持続可能にするための支援策について伺う。

3. 令和6年度三川町農業委員会行政方針について

1. 地域計画の策定において農業委員が参画することの目的と効果について伺う。

2. 高齢化による離農者の増加や、担い手の不足から町内で農地の受託者を探すのが困難な状態と聞く。受委託のマッチングについて取り組みを伺う。

令和6年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

質問事項1、令和6年度三川町施政方針について。

(1) 地域づくり活動の推進として、住民の自治活動への支援が計画されています。行政と地域住民との協働のまちづくりの推進はどのように行われるのか伺います。

また、3年間のコロナ禍を経て、ポストコロナとしてどのようなまちづくりを目指しているのか伺います。

(2) マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化の具体的な計画について、また、デジタル弱者への支援策について所見を伺います。

(3) 地域住民が抱える複雑、複合化する課題に対応するため、重層的支援体制の整備が計画されていますが、内容と職員の配置、拠点等について考えを伺います。

(4) 「マイナ保険証」への移行に伴い、マイナンバーカードの交付率と保険証登録状況について、また、未取得者への対応について伺います。

(5) 空き家の多種多様な利活用の推進のため、空き家バンクへの登録が望まれますが、現状と推進策に伺います。

(6) 能登半島地震の被害状況を鑑み、本町における地域防災力の強化に必要な対策について所見を伺います。

質問事項2、令和6年度三川町教育委員会行政方針について。

(1) 子育て支援センターやテオトルの整備、アスレなの花の改修が完了し、子どもから大人まで様々な活動が可能となる施設整備が完了し多くの方が利用しています。月に一度、休館日が定められていますが、必要性について所見を伺います。

(2) 地域の支援や指導者の協力により、結成50周年を迎えるスポーツ少年団の記念行事の開催について町の考えと、今後の活動を持続可能にするための支援策について伺います。

質問事項3、令和6年度三川町農業委員会行政方針について。

(1) 地域計画の策定において農業委員が参画することの目的と効果について伺います。

(2) 高齢化による離農者の増加や、担い手の不足から町内で農地の受託者を探すのが困難な状態と聞きます。受委託のマッチングについて取り組みを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の令和6年度教育委員会行政方針に関するご質問につきましては、教育委員会より、また、質問事項3の令和6年度三川町農業委員会行政方針に関するご質問につきましては、農業委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の令和6年度三川町施政方針について、1点目の協働のまちづくりの推進に関するご質問であります。町内会を単位とした住民の自治活動は、円滑な行政運営を進めていく上で重要な役割を担っており、かつ、住民生活を安心して豊かに暮らしていくためには、なくてはならないものであると認識しております。

一方、自治活動の運営にあたっては、各町内会などの地域で抱える課題は様々な分野にわたり、それぞれの事情によって異なることから、関係者自らが、自分たちの地域課題であるという意識を持ちながら課題解決に向かうことが重要であると捉えております。そのために町といたしましては、町内会総合交付金や協働のまちづくり推進事業、コミュニティ活動支援員派遣事業により地域活動を支援しながら、課題解決に繋げていきたいと考えております。

また、ポストコロナのまちづくりにつきましては、第4次三川町総合計画で掲げる町の将来像「あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウンみかわ」を継続して目指しつつ、施策事業の実行にあたってはコロナ禍で経験したことを踏まえながら、手段・手法を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の行政手続のオンライン化に関するご質問であります。このオンライン化の作業については、まず児童手当や保育に係る申請などの子育て分野から取り組みを始め、他市町村の状況を見ながら介護分野へ広げていきたいと考えているところであります。

また、デジタル弱者への対応につきましては、1月から町の広報紙面にDXコーナーを設けて、基礎的な知識の情報提供を進めているところであり、加えて、令和6年度からは町職員が町内会等に出向いての出張支援も実施することとしております。

次に、3点目の重層的支援体制に関するご質問であります。その内容といたしましては、介護、障害、困窮等への支援体制を一体化し、「縦割り」から「まるごと」への転換を図り、課題解決に向けた包括的な支援体制によって取り組むものであります。

本町においては、令和5年度より地域包括支援センターを拠点として、社会福祉士、保健師を配置し、相談窓口の中心に位置付けしているところであり、これまでの高齢者の相談対応のみならず、様々な相談に包括的に対応できるよう、健康福祉課だけでなく関係課、社会福祉協議会との連携を一層充実させ、支援体制の強化に取り組んでまいります。

次に、4点目のマイナンバーカードの交付率と保険証利用登録状況及びマイナンバーカード未取得者への対応に関するご質問であります。本町におけるマイナンバーカードの交付率は、令和6年1月31日現在で76.2%となっております。また、保険証利用の登録状況については、国民健康保険では、令和6年1月末現在で59.3%、後期高齢者医療保険では、令和6年1月15日現在で40%となっております。

マイナンバーカードにつきましては、手続の効率化や利便性向上に資するものである一方、マイナ保険証に誤って別人の情報が紐づけられた問題があったこともあり、制度運用の側面で住民不安の解消に向けた課題もあることから、未取得者に対しましては広報誌による取得の呼びかけなど、国・県及び関係機関等と連携し対応してまいりたいと考えております。

次に、5点目の空き家バンクへの登録の現状と推進策に関するご質問であります。本町の空き家等の適正管理については、関係法令の他、三川町空家等対策計画により適正な管理を促すとともに、管理不全空き家等については、調査、指導等の対応を行っているところであります。

ご質問の空き家バンクへの登録に関しましては、広報及びホームページでの周知に加え、空き家の適正管理を促す通知の中で制度の周知を図るとともに、空き家相談会等において登

録の勧奨を行っているところでありますが、現時点での登録はない状況にあります。しかしながら、本町においては、所有者が不動産業者等の仲介を受けるなどして、自らが解決した例も多くあり、今後とも所有者自身による解決を基本としながら、空き家の利活用の促進とともに、その一助となる空き家バンクへの登録の勧奨に努めてまいる考えであります。

次に、6点目の地域防災力の強化に関するご質問であります。この度の能登半島地震に鑑み、改めて地域の防災力の強化の必要性を痛感したところであります。本町においては、今後の地域における防災力を高める対策としまして、まずは、現在の町の地域防災計画や職員の初動マニュアルの再点検を行い、より実行性、実現性の高い計画とする取り組みが重要であると捉えているところであります。

また、災害の発生直後には短時間で町の職員が各々の部署に配置し、避難所開設や食料・飲料水等の供給ができるとは限らないことから、町民一人ひとりが災害に対する意識を高め、自ら食料や飲料を備蓄すること、そして地域の一員として防災活動に参画すること、これらの町民や自主防災組織の災害に対する備えを促進していくことも地域防災力の強化に繋がるものと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の教育委員会行政方針について、1点目の社会教育施設等の休館日に関するご質問であります。現在、本町の社会教育施設及び社会体育施設の休館日については、施設ごとの設置及び管理条例並びに運営規則に基づき、毎月第3水曜日と年末年始休業について休館日と定めて運用しているところであります。現在、この休館日におきましては、床面の洗浄やワックス塗布、施設設備や機材の点検、その他避難訓練等も実施しているところであり、衛生的かつ安全な利用環境を維持する上で、このような定期的な休館日は必要なものと考えております。

次に、2点目のスポーツ少年団に関するご質問であります。令和6年度に結成50周年を迎えるスポーツ少年団では、この秋に式典や祝賀会、著名人をお呼びしての記念講演などを計画し、着々と準備を進めていると伺っております。町といたしましては、スポーツ少年団本部の意向に沿って、記念行事が成功裏に開催されるよう協力してまいりたいと考えております。

また、近年、少子化や多様化によってスポーツ少年団の団員数が減少傾向にあることは認識いたしているところであります。将来にわたって活力あるスポーツ少年団活動を維持していくためには、早い段階からスポーツに親しむ環境づくりやきっかけづくりに取り組む必要があると考えているところであり、スポーツ少年団本部のみならず、町の各スポーツ団体等と連携し、持続可能なスポーツの推進体制について検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項３の農業委員会行政方針について、１点目の地域計画の策定における農業委員の役割に関するご質問であります。地域計画は今後高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少とともに非耕作地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが心配される中、地域の課題を解決するため、地域農業の１０年後のあり方や農地利用の姿を「目標地図」として明確化していくものであります。

ご質問の農業委員が地域計画の策定に参画する目的については、農地の有効利用と非耕作地の拡大の防止、担い手の育成や地域計画の実現に向けた取り組みを推進していくことなどです。また、その効果としては、地域に根ざした活動を実践している農業委員が地域計画の策定に参画することにより、地域の実情が反映され、本町農業の発展と持続可能性を推進できるものと考えております。

次に、２点目の受委託のマッチングに関するご質問であります。本町では、高齢化による離農者の増加や担い手不足により、町内での受託者を探すことが困難な状況となっております。このような状況を改善するため、受託希望者から受託可能な農地面積の聞き取りや農地巡視による現状確認、農業講演会による耕作技術や営農健全化の研修会を実施するなど、担い手育成を図る取り組みを実施してきたところであります。

今後とも、受託者情報の充実とともに、農業講演会の実施や町農政部局との連携による担い手育成の強化などに取り組み、更には、農地の集約化や適切な利用を進めるための重要な枠組みである地域計画の策定により町内農業の活性化と持続可能な農業を目指して、農地受託者マッチング問題の解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） ７番 鈴木重行議員。

○７番（鈴木重行議員） 先日晒されました令和６年度の施政方針並びに各行政方針について質問させていただきました。細部にわたる質問でありましたが、丁寧にお答えいただけたかなと思っております。

再質問は質問事項２番にあります三川町の教育委員会行政方針からお伺いしたいと思いますが、質問の前に、昨年１２月議会におきまして、１０月に行われました中学生との懇談会での図書室以外にも放課後の居場所、勉強スペースを求める声を取り上げましたところ、学生から一般の方が自由に使えるワークスペースをテオトルに設けていただきました。町及び教育委員会の迅速な対応に感謝いたすところであります。行政方針にもありますとおり町民ニーズに対応するといった姿勢の表れと思っております。早速、試験や受験に向けて勉強する生徒、学生の姿も見受けられまして、大人の利用も含め、設置の効果が表れていると思っております。本日は県立高校の入学試験ということで、当設置場所で勉強していた生徒も試験に挑んでいると思うところでありますが、町の施設で勉強に励んだことは長く記憶に残ることと思っておりますし、郷土愛の醸成というものにも繋がってくるものと思っております。今後も町民のニーズに応えながら親しまれる施設づくりに努めていただければと思っております。

公共施設の休館日について伺います。先程教育長の答弁もありましたとおり、施設のメンテナンスのためにやはり月に一度の休館日は必要であるというような答弁でありました。本町における公共施設といたしまして、役場を中心にアスレナの花または町民体育館、三川町公民館、そしてテオトルの整備と様々施設の整備が行われまして、幅広い年代の方が様々な活用をされているという状況にあらうかと思います。

その中で、月に一度、第三水曜日でありますけれども、一斉にすべての施設が休館となってしまうということでありまして、居場所づくり、また、活動の場の創出等で活性化が図られていると考えるものではありませんが、施設が一斉に休館となるといったことから、居場所がなくなったり活動ができなくなるといった状況になっております。利用者からは休館日をなくせないか。また、通年で利用できるような施設とはならないか。せめて、同様施設、例えばテオトルと三川町公民館、アスレナの花と町民体育館の休みをずらすことによって活動を継続的にできるような取り組みはできないかといった声がございしますが、そういった声には応えられないでしょうか。町の見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 町の社会教育施設、また体育施設の休館日に関しましては、毎月第3水曜日ということで、多くの町民の皆さまから認識をいただいているものというように思います。町としましては以前に月曜日を休館日にしていたという経過がありましたが、月曜日だと学校が日曜日にあったりした場合に、翌日が振り替えになるということがあったものですから、子どもたちがいる場所がなかなかないというようなことで、月曜日から水曜日に変えたというような経過もございました。そういった意味では、町民の方々、子どもたちも含めて活動できる公共施設として、そういった面での配慮も行いながらこれまで運用してきたというように思っております。

休館日をその施設によってずらすというようなお考えもございましたけれども、今現在町の中で、この日にこの施設が休みというようなことで、かなり複雑になってきて町民の方々の今までの認識がなかなか把握できないというようなこともあり得るのかなというようにも思うところですので、今現在の町の考えとしましては、毎月第3水曜日を休館日ということで定めまして、施設のメンテナンス等に対応するという考えは今のところ、それを変えるという考えは持っていないところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 休館日を変えるつもりはないというような答弁でありました。最近の現状を見ますと、やはり社会環境並びに住宅環境の変化といったものから、住民の方々が公共施設を利用するという機会が増えているように思います。学習スペースを作れば学習に訪れる子どもたちがいたり、大人の方もパソコンを持参してコワーキングスペースで仕事をするといった姿も見受けられるわけでありまして、一度に水曜日すべての施設が休みになりますと、行き場を失った子どもたちが自転車であらうろさまよっているといった光景も見受けられることがありました。

管理する側から見れば、月に一度ということにならうかもしれませんが、利用する側から

見れば貴重な一日となるわけでありまして、ぜひ今後検討いただきまして、更に親しまれる施設づくりに推進していただきたいと思います。

次に、スポーツ少年団の結成50周年についてお伺いしたいと思います。本町のスポーツ少年団活動については地域の支援、また指導者の協力があり、50年という長い間活動が続けられたものと思っております。特に指導者においては、仕事を持ちながら地域の子どもたちの指導にほぼ無償であたっただいておりますし、歴史のある種目によっては子どもたちの団員が大人になって指導者として活躍している団も多くありますし、長年にわたり指導にあたっただいている指導者もおります。

また、地域からの支援といたしまして、地区によっては全戸からの寄附金を徴収したり、また同窓会等から集金されて活動に活用されてきました。非常に特殊な本町ならではの支援体制なのかなと思っております。このたび50周年を迎えるにあたりまして記念行事が計画されていると伺っております。50周年を記念する節目といたしまして、活動している子どもたちの記憶に残る式典、また指導する方々に労いの会となるような式典、支援していただいた地域への感謝を伝えるような式典、そういったことを改めて確認できる催しとすべきと考えますけれども、町としてこういった地域への支援等を含めて、スポーツ少年団活動への認識と記念行事への関わり方についてお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今年50周年を迎えます三川町のスポーツ少年団でございますが、発足は昭和46年に助川スポーツ少年団として発足したのが始まりだったというように記録の方が残っているようです。その後、昭和49年に三川町スポーツ少年団本部を立ち上げてこれまで50年というような長きにわたってスポーツ少年団の方を運営してきていただいたというように思っております。

多くの地域の方々に支えられまして、また多くの指導者の方々から本当に献身的に自分の時間を削って指導していただいたということに関しましては、本当に町としても感謝を申し上げるしかございませんし、今後も様々と昨今の少子化等の状況もございますが、その中でもスポーツ少年団に関しましては、これからも引き続き、地域の青少年の健全育成、また地域の子どもは地域で育てるというような日本スポーツ少年団の理念と申しますか、それに則った形で運営をしてまいりたいというように考えておりますし、町としてもそれを支援してまいりたいというように思っております。

記念行事の方につきましては、現在スポーツ少年団本部の方で内容を企画していただいているというように存じております。式典並びに祝賀会等で、これまでの指導者の方々を労ったり、更には子どもたちにも記念講演なども開催をするというような考えもあるようでしたので、その中で様々なお話が聞けるのではないかなというように思っております。町としても、様々な面で一緒になって、その開催に向けて協力をしてまいりたいと今現在のところは考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 記念式典への協力体制というものを持っているというようにお話

でありました。現在活動をしている子どもたちにとってみれば、50年という長さは実感できるものではないかもしれません。しかし、今こうやって活動できているのは過去があつての今があるということで、ぜひ今活躍している方の記憶に残るような50周年記念というものを実現していただければなと思っております。

スポーツ少年団活動、今後は指導者の資格の取得が難しくなるということも伺っておりますし、登録費用が必要となるということでもあります。また、指導者の育成・確保といったものが、そういった費用面でも困難となると思っておりますし、先程答弁にありましたとおり、少子化による児童の減少、また、近隣市町によるクラブチームの結成、そこからの勧誘といったことで、ますます参加できる児童の減少も懸念されているわけでもありますけれども、やはり身近な地域で体を動かすといったことに取り組むことができる体制といったものは、形を変えながらも存続するべきと思っておりますので、その状況に合わせた支援を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、質問事項3、令和6年度の三川町農業委員会行政方針についてお伺いします。目標地図の作成ということで、地域計画の策定が計画されているということでありました。また、その参画に農業委員も参画して、同時に策定に取り組むというようなことでありました。その策定には期限があるということで、令和7年の3月までに地域、農業者、関係機関との協議を経て地域計画を策定、公表することになっていると伺っております。

先日の新聞報道等でも策定にあたっては、市町村や農業委員会の人員不足が課題とされているといった報道がありましたけれども、本町の状況はいかがなっているか。また、完成予定としてどのように計画しているかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤農業委員会事務局長。

○説明員（須藤輝一農業委員会事務局長） ご質問がございました地域計画の策定における状況でございますけれども、先程の会長答弁にもありましたが、この地域計画を策定することによって、本町の農業の継続性を担保するというところで策定をしているところでございますが、本町の取り組みといたしましては、現在各生産組合単位、あるいは複数の生産組合単位で話し合いを行っていただきたいと。その一番初めの話し合いの中で、実はこの地域計画自体が、これまで実施をしておりました人・農地プランの流れを汲むものでございますので、この人・農地プランの策定の段階からも何度か各生産組合単位で話し合いをしていただいております。その中で、将来的な農地の利用についての話し合いをしていただいたところでございますが、残念ながら新型コロナウイルスの期間につきましては、各生産組合のいわゆる総会等も実施できないという状況もあつて話し合いが滞っておったという状況でございます。

そこで現在、各生産組合については話し合いをぜひしていただきたいと。その中には、これまで出ております農業委員とともにJA職員、あるいは土地改良区の職員と本町の職員、課の職員がお伺いをして皆で話し合いを進めようということで提案をしているところでございます。

この中で、これまで一つ二つの生産組合においては話し合いを実施したところでございま

すが、本来であれば人・農地プランの中で話し合いが進められた状況から、それにプラスアルファという形で積み上げられればよかったのですが、残念ながらいわゆるゼロからといいますか基礎からの部分の説明から入っているところもございまして、その意味では、今年度中いわゆる農繁期を除いた形で何度か生産組合の皆さんから集まっていたいて、そこに農業委員を中心としたいいわゆる説明員がお伺いをして、各地区の計画を策定していただきたいと。ご質問にありましたとおりに、地域計画の策定につきましては、令和7年3月が期限となっておりますので、そこに間に合うような形で準備をしまいたいということでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 策定にあたっては農業委員のみならずJA職員等、また関係農業団体の職員も加わって策定にあたるということでありました。また、策定に期限があるということで、これは守らなければならないことかと思えますけれども、締め切りに焦ることなく、地域農業者と協議を十分にとった上で計画の策定を行っていただきたいと思うところであります。

また、新たに地域の計画に農業委員が参画するといったことは、非常に画期的な計画なのかなと思っております。これまで農地の受委託につきましては、集落内、町内会の中で調整、聞き取り等を図られてきた中でなかなか委託先が見つからないといった事例が増えているのかなと思っております。集約が進んで大規模化がある程度進んだために、なかなか引き受ける農家が少なかったといった話、また、町内会を超えた情報の共有といったものが難しかったものが、第三者である農業委員が入ることによりまして情報を共有することができるのではないかと思います。

町内広い範囲の中で受託が可能な農家の要望も叶えられるものかと思っておりますけれども、こういった町内における農地のマッチングについてどのようにお考えか。また、地域計画、目標地図をどのように利用していこうとしているのか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問がありましたマッチングの件に関しましてですけれども、ご質問にありましたとおりに、本町の現状といたしましては、集積・集約がある程度進んでおるという状況もございまして、地域地区によっては今いわゆる受け手の方がなかなか見つからないという状況でございます。ただ、それとは逆に、もっと農地を増やして所得を増やしたいという農業者もいらっしゃることはいらっしゃるんですけれども、本町はそんなに広い地域ではないんですけれども、例えば北のはずれから南のはずれ、あるいは東側から西側へというような、いわゆる受託者と委託者の相互の関係性を考えたときに、やはり距離的な部分というのが一つのネックになるというところがございます。その意味で、これまでは同じ集落内、あるいは近隣集落の中でぜひとも耕作者を見つけていただいてマッチングができればということで、これまでも続けてきたところでございます。

ただ、残念ながら今お話ししたとおりに、先程ほどの話とリンクするんですけれども、現在

の農業基本法等については、集積・集約による農業経営の安定ということがありまして、本町でもそのような形での政策で進めてまいりました。繰り返しになりますが、それである程度受けられる方というのは飽和に近い状態まで受けていらっしゃるということでございます。

その意味でお話がありましたとおり、広く情報を公開することによって、受託者の方から手を挙げていただくというようなシステムについて、これについては今後検討してまいりたいということで考えております。その意味におきまして、いわゆる地域計画で今後の農地の移動について地図化することによって、この地域では10年の間にこれぐらいの農地の移動といいますか農地の変更といいますか、耕作者の移動というものが想定できるなというものが明確になれば、逆に近隣の方からも声を上げやすいのではないかとということもございますので、マッチングを進める上でもこの地域計画については進めてまいりたいということと考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） なかなか町内においても情報の共有といったものは難しいものとなっているのかもしれませんが、話によれば、うわさのような話でもありますが、これまでにない大規模化を目指す若手の農家も出てきたなんていう話もある中で、ぜひ夢に終わらずに実現できるような取り組みも必要なのかなと思っております。将来の農業情勢を指し示すような目標地図の作成というもので、つきましては農業委員の方の参画によりまして地域の農家だけではできないような適正な地域計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。また、目標地図完成後には、地域農業の存続に必要な対策を検討いただければと思うところであります。

次に、質問事項1番、令和6年度三川町施政方針について質問いたします。町長にお伺いしたいと思いますけれども、新型コロナウイルスが第5類に移行したことに伴いまして、令和5年度をポストコロナ元年とする自治体もありますけれども、本格的には令和6年度が重要な1年となるかと思えます。3年に及ぶコロナ禍による町民への影響、意識の変化をどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

また、令和6年度施政方針では、第4次総合計画に掲げた町の将来像を目指すとしているところでありますけれども、策定されたのは令和2年、新型コロナウイルスが日本で初めて確認されたのとほぼ同時でありまして、この10年の総合計画には新型コロナウイルスの影響は反映されておられません。コロナ禍の3年間で急激な少子化、また人口減少、リモートワークやオンライン授業によるコミュニケーション不足、行事や事業の縮小による地域コミュニティの希薄化などが政府の意識調査でも示されているところであります。町内も様々な組織や町内会においてまとめ役となる役員のなり手が不足しており、組織の解散や事業の縮小、存続困難といった声も大きくなっております。

令和6年度からの実施計画は、三川町振興審議会で諮問されたものと尊重いたしますが、コロナ禍前に戻る計画だけではなく、コロナ禍における様々な経験を受けて従来の延長ではない生活様式や働き方、価値観などが変化した状況への対応が求められていると思います。ポストコロナにおけるまちづくりへの取り組みについて所見をお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 新型コロナウイルスの感染におけるこの３年間は、町民の意識というのは大きく変わったというように思うところでもあります。昨年の５月に感染症が第５類の移行に伴いまして、コロナ禍前に戻るというようなことを様々な場面ではそういう町民からもそのような声というのが聞くことができましたが、しかしながらこの３年間というものについては、やはり感染症予防、そして新たな生活様式というような認識が町民に少なからずとも、日常の生活においてはそういう受けとめ方が出てきたのではないかとこのように思うところでもあります。

その一番大きな面においては、やはり鈴木議員も言われるように、町内会等での活動、そういった部分でのコミュニティの希薄化というのは全く言われるとおりでありまして、やはりそれがそれぞれの町民の価値観というものについても、非常にこのコミュニティに対する意識も変わってきたのではないかとこのように感じたところでもあります。こうしたことからすれば、アフターコロナ、あるいはポストコロナという状況の中においてはやはり本定例会でも議員の各位から意見として出されました、地域コミュニティの再構築、これは新しい生活様式というものを受けとめながら、どのような地域コミュニティを構築していくかということを考えていかなければならないというように感じたところでもあります。

また、第４次総合計画の期間内におけるこの３年間の空白、空白という言い方は適切ではないかもしれませんが、この３年間における様々な町あるいは各町内会での行事等も中止あるいは延期とかという、そういう対応をせざるを得ないというような状況でもありました。いよいよこれがポストコロナとして実施をするという段階においては、やはり町民のそれぞれの受けとめ方に対しては大きく変わっている面もあろうかと思えます。と申しますのも、地域コミュニティと言うとどちらかと言うと団体というような受けとめ方になるわけですが、コロナ禍における感染予防という部分からすれば、やはり町民一人ひとりがどのように生活を送るかという部分については、変えなければならぬことは変えていかなければならないというように認識が非常に強くなったのではないかと思います。

そうしますと、やはり行動範囲もどうしても制限をされる部分、また、活動においてもグループとかそういう小単位のそういう繋がりというものが、機会を捉えてその住民の町民の判断ということになろうかと思えますけれども、そういう活動がやはり増えてくるのではないかとこのように思うところでもあります。

それが先程鈴木議員も言われたように、町の社会教育施設、体育施設においても、このコロナ禍以降においては、非常に利用者が多いというのが現状でもあります。それだけやはり町民の方々もこの活動についての新たな対応というものも求めているという一つの表れではないかと思えます。

ただ、一方、心配されるのは町民の健康面における体力低下、これはやはりこれからコロナ禍の３年間のこの体力低下というものをどのように回復というか、コロナ禍前に戻すということからすれば、町民に対しても適切な情報提供を行いながら、自らの健康管理に努めていただかなければならないというように思っております。

それと、総合計画の中における鈴木議員からの質問の中においては、やはり少子化、人口減少、これは一つの町としての大きな課題として捉えていかなければならないというように思っておりますし、特にコロナ禍における出生数から見ても、令和2年の段階では新型コロナウイルスの感染が確認された翌年ということもあって、そんなに大きな影響はなかったんですが、令和3年においては、令和2年度から比較しますと出生数が3割減、令和4年度には4割減、ただ令和5年度においては何とか2割まで回復しそうだというような状況でもありますので、そういった面において、引き続きの少子化対策は本当に喫緊の課題として捉えているところであります。

更には、やはり若者が本町にいかに定住をしていただけるかというこの施策の重要さということからいたしましても、本町の人口構成から見ますと、40代を境にしまして、30代20代10代となりますと、人口が極端な減少というような状況になります。現在の人口で見ますと、40代で900人台が今の人口構成であるんですけれども、これが30代になりますと600人まで減っているというような状況です。30代以下になると600人から500人台でずっと人口構造が減少するという一つの要因もあるというようなことから、やはり若者の定住というのは本当に重要なことだろうというように思っているところであります。

そして、何よりもこれからの町の総合計画事業も含めた形で、先程も言われましたように町民ニーズをいかに把握し、やはり町民一人ひとりが健康で生活できるような施策展開をこれからも図っていかなければならないというように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） すべてが新型コロナウイルスの影響というものでもないかもしれませんが、やはり多くの課題が山積しているというようなことで、今後ますますまちづくりの重要さが増してくるものと思っております。

町長からもただいま人口減少、また少子化というようなお話がありましたが、私も町の現状を見て、特に人口減少が加速しているようだと思っております。近年は、1年間の減少ペースとしましては100人を超えるようなペースで減少をしております、昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表しました人口推計の減少ペースをはるかに上回っております、本年1月末の人口、7,622人というのは人口問題研究所で発表した2030年時点の数値となっております、6年以上速いペースで減少しているということで、2050年時点では予想とされる5,850人を大きく下回るのではないかと考えております。

令和6年度におきましては住宅団地の造成、また産業団地の拡張といったことで、人口減少の歯止めは一部はかけられると思いますけれども、この減少、また高齢化に伴っては既存集落の衰退といったものは免れることは困難なのかなと思っております。町内会をはじめとしまして、単位組織活動の縮小は町政に大きく影響を与えるものと考えます。コロナ禍以前に戻ることの難しさ、またニューノーマルとされる新たな常識のもとでまちづくりが必要かと考えますので、新たな目標の策定や目標へのアプローチの仕方を検討いただき、住み良いまちづくりの実現に取り組んでいただきたいと思います。

多岐にわたる質問を通告いたしましたますが、時間の都合で再質問できないことをお詫び申し

上げますが、今回質問とさせていただきました内容については、防災対策を除けば、いずれも新型コロナウイルスの感染拡大によりまして加速化された取り組みと認識しております。様々な課題に対処し、今後も続くとされる少子高齢化、人口減少を踏まえた計画の確実な実行により地域を活性化させていただきまして、令和6年度がコロナ禍からの復活の年となるよう期待しまして、質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、7番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、一般質問を終了します。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

（午後 4時33分）

令和6年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年3月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番	小野寺 正 樹 議員	2 番	佐 藤 栄 市 議員	3 番	小 林 茂 吉 議員
4 番	佐久間 千 佳 議員	5 番	砂 田 茂 議員	6 番	鈴 木 淳 士 議員
7 番	鈴 木 重 行 議員	8 番	成 田 光 雄 議員	9 番	町 野 昌 弘 議員
10 番	志 田 徳 久 議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒 田 浩 議 会 事 務 局 長 渡 部 貴 裕 書 記
井 上 史 則 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 9 日 3 月 1 2 日 (火) 午前 9 時 3 0 分開会

日程第	1	予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告 (予算審査特別委員会委員長報告)	
日程第	2	議第 1 6 号	三川町課制条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	3	議第 1 7 号	三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	4	議第 1 8 号	三川町いろうり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	5	議第 1 9 号	三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	6	議第 2 0 号	三川町監査委員条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第	7	議第 2 1 号	三川町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第	8	議第 2 2 号	三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	9	議第 2 3 号	三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	1 0	議第 2 4 号	三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	1 1	議第 2 5 号	三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第	1 2	議第 2 6 号	三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	1 3	議第 2 7 号	三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	1 4	議第 2 8 号	三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	1 5	議第 2 9 号	三川町教育委員会委員の任命について
日程第	1 6	議第 3 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第	1 7	(別 紙)	三川町議会議員の派遣について

○ 閉 会

○議長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告

1. 開会の日時及び場所

令和6年3月8日午前9時30分から午後3時30分まで、11日午前9時30分から午後4時12分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月8日 9名、3月11日 9名

3. 欠席委員 3月8日 なし、3月11日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第11号 令和6年度三川町一般会計予算

議第12号 令和6年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第13号 令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第14号 令和6年度三川町介護保険特別会計予算

議第15号 令和6年度三川町下水道事業会計予算

6. 審査の経過

◎ 年長委員 小林茂吉 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に鈴木重行 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 佐久間千佳 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定したので報告いたします。

令和6年3月12日

三川町議会予算審査特別委員会

三川町議会議長 志 田 徳 久 殿

○議 長（志田徳久議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず初めに原案に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。

4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 令和6年度三川町一般会計予算をはじめとした5件の会計予算に対し、賛成の立場から討論いたします。

コロナ禍からのリバウンドによる経済回復が報じられる昨今において、物価上昇が先行し、賃金上昇が追いついておらず、更には個人消費の弱さから景気回復の実感はいまだ湧かないところであり、経済の好循環とはいかない状況にあると思われます。

本町一般会計予算においても、経常的経費が対前年度比 16.6%増加し、総合計画事業などを行う臨時的投資的経費いわゆる政策的経費が 21.9%減少しています。総予算の 64.7%を経常的経費が占めることから、いかに行政サービスの維持に注力しているか、せざるを得ないかを示していると言えます。

そのような状況下において編成された新年度予算では、新規事業の創設は至難の業であったと思われます。今回、多くの事業や計画において、事前に説明をいただいたことは、スムーズな審議に繋がったのではないのでしょうか。いろり火の里施設関連予算では、全員協議会や常任委員会での丁寧な説明、議論を経て、町民福祉向上に資する予算編成になったと思いますし、議会の声に真摯に対応する町当局の姿勢を甘受したところでもあります。下水道事業会計においては、地方公営企業法を適用し、これまでの公共下水道、農業集落排水事業を1本化した初の予算となったわけではありますが、ここに至るまでのご尽力に労いの意を表するとともに、その目的である経営状況の可視化にはこちらでも更なる精進の積み重ねで報いなければならないと考えます。

令和7年には三川町が誕生して70年の節目の年となります。先人たちの思いに胸をあて、未来への希望に思いを馳せ、今を生きている私たちがいきいきと暮らしていくために、各種施策の積極的な推進を願います。

結びになりますが、この五つの予算に町当局と議会この二つが合わさって七つ。そして今年辰年であります。七つ集まれば、何でも願いがかなうという玉のように、七つが力を合わせ、ハートフルタウンみかわの実現を龍に願い、賛成討論といたします。議員諸兄の賛同を願います。

○議 長（志田徳久議員） 他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決を行います。

各会計5件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は可決すべきものとして決定されております。

初めに、議第11号「令和6年度三川町一般会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第11号「令和6年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第12号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第12号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第13号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第13号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第14号「令和6年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第14号「令和6年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第15号「令和6年度三川町下水道事業会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求

めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第15号「令和6年度三川町下水道事業会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 日程第2、議第16号「三川町課制条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第16号「三川町課制条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年度から農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計について、地方公営企業法の適用に伴い、下水道事業会計に移行することから、当該業務を所管する建設環境課の事務分掌を整備いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(志田徳久議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(志田徳久議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 討論なしと認めます。

○議長(志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

○議長(志田徳久議員) これから議第16号「三川町課制条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第16号「三川町課制条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 日程第3、議第17号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第17号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、いわゆるスマホ用電子証明書を搭載済みのスマートフォンを利用して、印鑑登録証明書を全国のコンビニエンスストア等の多機能端末機などから取得できるようにするための規定を整備するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第１７号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ９ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第１７号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第４、議第１８号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第１８号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

いろり火の里につきましては、複数の機能を有する拠点施設であり、町内外から多くの方々が来訪する施設として、町民福祉の向上や産業振興、更に文化交流に大きく貢献しており、本町の交流人口拡大施策において大きな役割を担っております。国内のみならず全世界に大きな影響が及んだコロナ禍を経て、今後、この地域においても更なる人流の活性化、経済の回復が見込まれているところであります。

このような状況に鑑み、いろり火の里文化館施設において、利用者ニーズに対応した利便性と施設利用の向上を目指すべく、新たなサービスの展開を図るため、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、文化館施設の利用において、新たに「まちづくりサロン」と「ホットルーム」の利用区分を追加し、利用料金を定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第18号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第18号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第5、議第19号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第19号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、空家等に係る所有者等の責務を強化するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 念のための確認の質問をさせていただきますが、改正第5条の部分でありますけれども、上位法の第3条から第5条に改正なるということで、所有者の責任を強化するという趣旨かと思いますが、この挿入される改正文については、上位法の改正文をそのまま引用したものか、あるいは町として何らかの考え等も反映したものか、その1点だけ確認したいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 第5条の新たに挿入された部分でございます。この挿入された文言につきましては、議員おっしゃられたとおり、上位法、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行された、まさにその内容を適用したものでございます。この文言につきましては、今までも所有者等に対しては様々な働きかけをしておったわけでありますけれども、その所有者側もそれに真摯に応じていただくというような観点での追加の文言となっているところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 空家等対策の推進に関し集中的に対処する目的で特別に制定されました特別措置法。国は何を自治体に求めて、そしてまた町はこの改正によってどのような施策が遂行しやすくなるというようにお思いですか、お聞きします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） この特別措置法におきましては、日本各地で空き家が増加している、こちらを解決していかないといけないという思いのもとに、国の方が定めた特別措置法となっておるところでございます。町といたしましては、この特別措置法を受けまして、空き家等の規制管理に関する条例、それから三川町空き家等対策計画を定めまして、その空き家の所有者に対して適正管理、これをまずは訴えかけるということで対応しているところでございます。

また、この空き家等対策計画に基づきまして、管理が行き届かない特定空家となった、なってしまった建物についても、代執行なり、その他様々な施策がとれるようにということで計画を作っているところでありまして、町といたしましても、まずは働きかけ、これを中心に行っているところでありまして、必要に応じて、この空き家等対策計画に基づいて、別の手立て等に移っていくということがあり得るものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今町の空き家等対策計画ありましたけれども、その中で建物の所有者等に対する意向調査とか、そうしたものをまとめた空き家のカルテですね、空き家カルテをその空き家等対策計画では作るというように謳われておりますが、そのカルテのまとめ方、どのようになっているかお聞きします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 空き家カルテについてでございます。この空き家カルテにつきましては、令和4年度に空き家の調査等を行っておりまして、その際に空き家の状態を外観ではありますけれども、確認をしてカルテを作成して建設環境課の方で保管しているものでございます。

そのカルテの活用方法でありますけれども、その空き家の状況、それを踏まえながら、まずはすべての空き家の所有者に対して適正管理を促す通知を出しておるところでありますし、また管理が行き届かないような建物、それから周囲からの情報提供を受けたものにつきましては、個別に接触等を図って管理に向けてお願いをするなど対応をしているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） その対処につきまして、今この改正なることによりまして、それがスムーズに進行するというようにお考えでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 活動そのものにつきましては、現在も状況に合わせて対応しているところでありまして、この法律につきましては、所有者等への説明の際に、この法律があるという旨、全国的に問題であるということで意識付けの部分、それから実際の活動の際に、この法律に基づいた対応ということで、管理不全空き家等、特定空家に至らない方に対しても指導勧告等できるということで定められているところでありまして、それを活用しながら働きかけを強めていきたいと思っているところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 前の予算委員会のときも申しましたが、この空き家がなかなか進まないというところで、この条例が強化されることは大変良いことだなというように思っております。そこで、ここ上位法に書いてあるからということでありましたが、実際町が実施する空き家に対する施策というものは、今後、どういうふうを考えていくのか。今のままだと進まないのではないかなというように思いますけれども、今後これに対する町の考え、ただ所有者に促すと注意喚起をするだけではなくて、一歩進んだもの、ペナルティ的なもの、町が進めるものに対して従わなかった場合は、ペナルティ的なものとか少し踏み込んだ施策が必要ではないかなというように思いますけれども、その辺も含めてお答えください。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 空き家の対応でございます。先日の質問等でもお答えしておりますとおり、町といたしましては、空き家の所有者に対して適切な管理、適正な管理をお願いするという形、これを基本として対応しておるところであります。ただ、空き家の管理につきましては、一義的には所有者が行うべきものということで、その所有者に管理を働きかける、これはやはり重要なものであるということで、これからも継続していかないといけないという思いがございます。

ただ、この空き家の管理につきまして、お願いという形で話はしてはありますけれども、やはり今後管理不全空き家なり、特定空家というものが発生する可能性というものはあるところでございます。管理不全空き家、特定空家となってしまった場合等については、この空き家対策計画に基づく指導勧告で、最終的には代執行ということもあり得るかもしれないんですけれども、それに至らないように、その都度働きかけを強めて適切な状態に持っていきたいということで対応してまいるところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第19号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第6、議第20号「三川町監査委員条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第20号「三川町監査委員条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部改正等に伴い、引用する法令の条項にずれが生じたことから、関係する条例を整備いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第20号「三川町監査委員条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町監査委員条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第7、議第21号「三川町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第21号「三川町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに関して、関係する条例を整備いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 第2条関係について伺います。これは先の予算審議の中でも、条例の今の条例の審議の前に、すでに予算を審議、先議しておりましたので、900万某、すでにこの期末手当の予算も通っておりますのでいろいろと言うわけではございませんけれども、勤勉手当を支給される場合、いわゆる会計年度任用職員の立場にある人がフルタイムの人とか、それからパートタイム、それぞれかというように思いますが、この支給の仕方についてはどのような形になるのか。それから月額何ヵ月分とかよくありますが、そこの数字を教えてくださいたいというように思います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 新年度から会計年度任用職員の方に対する勤勉手当の支給ということになりますが、本町の会計年度職員についてはまずフルタイムの職員はおりません。短時間ということで、概ね8時半から午後4時までということでの勤務をしている職員等に対する勤勉手当の支給ということになります。支給につきましては、期末手当と同様に職員とも同じ支給月になりますけれども、6月と12月に期末手当と合わせて支給いたします。その率につきましては、6月、12月とも0.4875月であります。1年にしますと、0.975月ということで計算をしてそれぞれ款項目に必要な額を計上しているところであります。

○議 長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） この勤勉手当につきまして、いわゆる三川町の会計年度任用職員の任用に関する規則の中に期末手当は条項的に謳われておりますが、この勤勉手当を条項として加える必要があるのかどうか、それからもし付け加えるとすればこの4月1日の施行に間に合うのかどうか、そこをお聞きします。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 支給するにあたっては、規則の改正等は必要になるところではあります。会計年度の支給にあたってはその月数についてはいわゆる暫定再任用、短時間勤務職員。これに準ずるような形での支給月数等となっておりますので、そちらが主な改正等になって会計年度任用職員の支給に関する規則等の規定を改正する、必要な改正を行うということになるかと思えます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第21号「三川町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「三川町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第8、議第22号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第22号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例」の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に基づく令和6年度から3ヵ年における第1号被保険者に係る保険料率の見直しにつきまして、所要の改正を

いたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、介護保険法施行令第38条第1項各号に規定する第1号被保険者の区分に応じ、第1号から第3号及び第10号から第13号にそれぞれ定める額を改正し、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料の額に改正をいたすものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 所管の課長より補足説明を求めます。鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは、私の方からお手元の資料「第9期介護保険料について」にて補足説明をさせていただきます。まず、第1三川町の介護保険料の推移に記載ありますように、第9期における介護保険料の保険料基準額は月額6,100円とし、第8期と同額です。総人口が減少する一方で高齢化率が上昇し、令和7年にはすべての団塊の世代が後期高齢者に移行し、後期高齢者が占める割合が増えていきます。そのため、第9期では介護認定者も緩やかに増加し、一部サービス利用も増加することが見込まれます。

また、今後の介護人材確保の必要性から、介護職員の処遇改善分による給付費の増加も見込まれております。様々な要因が予想される中で、第8期までの介護給付費準備金を取り崩すことで保険料の軽減を図り、またこの後説明いたしますが、所得に応じた区分を細分化することで保険料収入の増加が見込まれ、保険料は第8期と同額と算出したところであります。

次に第8期、第9期の介護保険料額の表2と3をご覧ください。第9期の保険料では高齢化に伴う介護費用の増加を見据え、所得に応じた保険料負担の仕組みが強化され、また低所得者の保険料上昇を抑制するため、第9期より保険医療段階が細分化され、今まで9段階に分かれていた所得段階が13段階に変更になります。

裏面の保険料の試算表をご覧ください。9段階と13段階を比較しますと、13段階に細分化した方が保険料全体に占める割合について1から3段階の割合が減少。9から13段階の割合が増加します。また、保険料収入を比較しても、3年間合計で420万円ほどの増加が見込まれております。このように変更後の保険料は所得によって異なりますが、高所得者では従来よりも負担が大きく、低所得者では負担が軽減されることが見込まれております。介護保険制度は、高齢化社会を支える重要な制度であります。持続可能な制度にするために、保険料はなるべく抑えつつも、介護サービス等は充実するように、今後も国の動向を注視し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、説明を終わります。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 介護保険料につきましては、事前に補足資料をいただいておりますが、ただいま詳細な説明がありました。また、予算につきましては可決になっているということでありまして、今回の条例の改正に伴って、少し考え方だけ確認させていただければと思います。

高齢化が進みまして、高齢者、高齢化率が本町でも増加しています。また、高齢者の一人暮らし世帯も増加しておりまして、高齢者の生活は非常に厳しくなっているものと思ってお

ります。介護保険料、年金から天引きされるということで、高齢者からは負担軽減を求める声が大きくなっているかと感じているところです。

第9期に関して第8期から増加を抑えて同額で計上されるということでありましたが、今回全国的に改正が行われるということでありまして、本町は据え置かれるということでありましたが、庄内同様自治体の中で額はどのようになっているのか、最初にお伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 近隣市町でも第9期計画を作成しているわけでありまして、まだ公表はできない状況であります。ただ、庄内の中では私が把握している範囲では、保険料は庄内の中でも低いものと認識しているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 庄内の中でも低いんだということでありました。その要因として、どのようなお考えか、サービス料が低いのか、また、サービスに頼る高齢者が少ないのか、その辺の見解をお伺いしたいと思いますし、今後も負担軽減を求める声は更に強くなるものと感じますけれども、その点についての考えをお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） まずこの第9期の保険料を算出するにあたりましては、第8期のサービスの利用状況であったり、第9期の人口の推計等を考慮して算出しております。そういった中で6,100円という基準額を算出するという形になりました。先程お話したように、その中には基金の取り崩しだったり、先程の13段階区分をすることによる介護保険料の収入増というところも見込みまして、今回6,100円という金額を算出したところであります。

また、高齢者への負担軽減というご質問もございました。やはり年金受給者の介護保険料の負担は依然として大きな課題としてあるものだと認識しております。しかし、高齢化の進展に伴い、介護保険制度の財政負担は増加していくことが予想されております。そのため、低所得者への軽減措置の他に、この度介護保険料の所得区分を細分化することで、低所得者の負担を軽減し、高所得者の負担を増やし介護保険料の収入の増加を見込んだところであります。今後も社会全体で高齢者を支える意識を高めるとともに、国の動向を注視し取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） この介護保険の問題につきまして、今同僚議員からも質問があったとおり、先日の予算審議の際にもいろいろと申し上げたところであり、今回の改正内容については結果的に介護保険料を増額して徴収することができるということで、これが良しというものではないんだろうなというように個人的には感じております。つまりは昨日も指摘しましたとおり、国自体が医療と介護を一体化するということは、まさに今後の高齢化社会を見込んでの経費を抑制するという考え方そのものであろうということからすると、介護保険事業をこれは施設介護とそれから地域支援事業と二つに分かれているわけですが、施設介護

に移らないように、本来地域支援事業があるわけですがけれども、だからといって地域支援事業を野放図に拡大すればいいという問題ではなかろうというように認識しておりましたので、ぜひ条例改正と併せて、今後の介護保険事業そのものの予算化についても十分配慮をお願いしたいということで所見等一言お願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 今ご質問があったとおり、これからの介護保険料の抑制というところでの取り組みといたしましては、やはり一体的な取り組みであったり、これからの介護保険のサービスの取り組みというのは、非常に重要な役割を担っているかと思います。そういった中で昨日も同じ話をさせていただきましたが、やはり75歳以上を過ぎると、医療や介護に頼る割合が大きくなるというところは数字的にも出ております。そういった中で75歳の壁と言われるように、75歳前後から80歳までこういった方々を対象にした介護の予防策、介護予防の取り組みというところを、やはりこれからは重要視して、介護保険料の抑制等にも努めていかなければならないものと認識しております。

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第22号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第22号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第9から日程第12まで、以上4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって日程第9から日程第12まで、以上4件を一括議題とすることに決定しました。

日程第9、議第23号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第10、議第24号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第11、議第25号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第12、議第26号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予

防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上４件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第２３号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」、議第２４号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」、議第２５号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」並びに議第２６号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、四つの条例について所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、介護施設等における適切な人員配置や虐待防止体制の強化を推進するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決します。ただいま上程案件４件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

初めに議第２３号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ９ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第２３号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第２４号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等

を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第24号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(志田徳久議員) 次に、議第25号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第25号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(志田徳久議員) 次に、議第26号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第26号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時36分)

○議 長(志田徳久議員) 再開します。

(午前10時55分)

日程第13、議第27号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第27号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、本町の道路占用料について、国の規定に準じて改めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長(志田徳久議員) これから質疑を行います。8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 議第27号の占用料徴収ですね。この徴収、使用料というか、この使用料全体でどのぐらいのお金が入るのか、これ予算書の17ページの項目を見てそれイコールでいいのかなのかですけれども、少し確認です。それから課長、以前ガスも入るとかという話もしておりましたけれども、これもこの中に入るのかなのかもお知らせして。

あと、それから昨年度との差異です。今回このように上がるわけですね、これ。上がったものの差異ですね、去年はいくら、今年はこれ、その辺がどのようになるのかお知らせしていただければ大変ありがたいと思います。これは50万3,000円でその他の公費も入っているのですかね。予算書の17ページのこの法定外の公共物使用料以外にもあるのかは知りませんが、私つかめないのでその辺少し説明をお願いできますか。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 占用料の関係でございます。道路占用料につきましては、歳入の部分の款項目で14款1項2目、道路橋梁使用料という形で入っているこれが道路占用料になっております。金額的には349万某という金額になっております。

また、この道路占用料に準じた形の計算になります法定外公共物使用料、こちらの方も同様にその道路占用料のその数字を使って計算されるものとなっております。この予算書の金額でありますけれども、当初予算を編成した段階では、従前の使用料での計算ということで、ほぼ前年と同様の数字での提案となっているところでございます。この道路占用料の変更の動きというものが1月2月に周辺市町村でも、それから全国の市町村で一斉に令和6年4月1日から変えるという動きが見えてきたということがありまして、それに合わせて急遽動きがあったということで、予算の金額積算の方に間に合いません、条例の提案だけという形でさせていただいたところであります。

ただ、この占用料につきましては、4月1日から申請が来るということがあるものですから、今回の提案をさせていただいたところであります。金額の変更については、やはり数十万円程度変更する可能性があるということで考えているところでございますけれども、その内容、詳細が分かった段階で補正予算等で対応させていただければありがたいということで考えているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 国の方のこの使用料あるいは委託料、それを上げるというこの通達の中にどういう理由があって、上げなさいとそういう指示があったのか。その辺を本当は聞きたいのです。というのはなぜかということ、NTTの電柱とかもろもろ財産に関してそれぞれ民間の会社あるいはたくさんあるわけです。携帯電話の会社、それ以外に三つか四つあるわけです。それが財産化になっているものですから、なかなか自由な競争ができないと、そういう一つの障害になっているのではないかなと私なりに思うのですけれども、それと一緒にいるから私はこういうものが出てきたのかなと、このように思っているのですが、それ詳細が書いていなければ結構ですけれども、通達にはそういうものに少しは触れているのではないかなとは思いますが。もし分からなければ分からないでいいです。

ただ問題は今言った携帯電話の会社があるわけです、もっとたくさん、三つ、四つね。そ

れが自由競争を行いたいと、それがネックになっているから、これは外して値段も上げると
いう、一緒に行いたいとかそういうのがあるのではないかなと私なりに思ったものですから、
少しそれを聞いたのです。もしその辺、国の通達、どうですか。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 道路占用料の改定の考え方ということでございました。国
の道路占用料の改定につきましては、令和5年の4月1日に変更ということで、今年度の4
月に変更されておりまして、その背景といたしましては、固定資産税評価額の評価替えや地
価に対する賃料の水準の動向などを考慮して定めるということで、この変動を反映して変更
をするという形で、国の方では言っているところでございます。

改正の内容といたしましては先程申しましたとおり、固定資産税の評価替え、それから地
価に対する賃料の水準の変更、こちらの方を基に計算した結果で賃料が上がったというこ
とでございまして。先程議員おっしゃられた電線、それから電話等いろいろあるわけではありま
すけれども、それにこだわらず全体的に見直しをかけているというものでございます。以上
です。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 念のための確認の質問なんですが、改正内容のうち大体1円とか後
段の方にいきますと0.001とかという、非常に全体的に引き上げの中で、共架電線その他上
空に設ける線類、長さ1mにつき1年間で4円という部分だけが改正になっていないので
すが、これは改正漏れではないか一応念のための確認です。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） その内容につきましては、国の基準に基づいているという
ものでありまして、間違いはないということで提案させていただいているものでございまして。

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第27号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する
条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第27号「三川町道路占用料
徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第14、議第28号「三川町消防団条例の一部を改正する条
例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第28号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、先に消防庁より報告された消防団員の処遇等に関する検討会の内容並びに近隣市町消防団の状況等を踏まえ、消防団員の年額報酬の増額並びに災害・警戒等に係る区分の見直し及びその見直し区分ごとの出動報酬を設定するため、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） この件も予算は可決になっているということでありますので、考え方だけ確認させていただければと思います。消防団員のなり手不足に対する処遇の改善かなと思うところではありますけれども、今回部長を据え置いて班長から値上がりされるといった要因についてお伺いしたいと思います。

更に、これまで各能力に応じて差がついておりました自動車ポンプ積載車、小型動力ポンプ、女性消防団員を同一の報酬とした要因と目的についてお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず今回の改正については、新旧対照表をご覧になって分かるとおり、班長と団員ということでの報酬改定という内容になっております。実は地方交付税算定の際もそうなのですが、消防庁の方からも通達ということで来ておりまして、それぞれの額というものが示されておりました。

そうした中で、県内では今年度初め35市町村の八つの市町村でそういった基準に合致させるような改正でスタートしており、本町では来年度からということにしたところであります。ただその際、示されております額が先程申し上げた消防庁の通達にあります班長の数字とすでに合致している中で、班長が上がらない。実は班長以上の幹部については、その消防庁の基準をすでに上回っている額ということでありました。そうした中で、その報酬の差といたしますか、そういったものをどのように計るかというのを今年度計上するにあたって検討をしてきたところであります。

そうした状況も踏まえて、まず団員については、その通達に倣う形、併せて、他の市町村とも同じ額というようなレベルで引き上げをさせていただきたいということでの提案内容となっております。

併せまして、団員の中でこれまでポンプ積載、それからいわゆる小型ポンプというようなことで分けたものについても、先程の通達上ではこの区分がございません。併せて、女性消防団員についてもございました。そうしたところは、通達に沿った形での見直しということで行いたいということでの提案ということになっております。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 報酬額については、通達を上回るような報酬が支払われるといったことでありました。これを見て活動している団員の方々がどう思われるかというところが非常に懸念されるわけでありまして、これまでは班長に対しましては班員よりも1万円

ほど多く支払われてきました。やはり班長としての責任であるとか、業務の多さから見れば、班員とはそのぐらいの差があっているのではないかと考えておりますし、実質それ以上に気苦労であるとか、実際その予算面であるとか、経費的にはかかっている部分があったのではないかと考えられます。

様々な組織の中でまとめ役がいなくなるといった事態の中で、班長のなり手がなくなるのではないかとこういった部分でやはり少し多くしてまとめ役といったものの育成といったものに取り組むべきではないかと思えますけれども、そういった点の考えをお伺いしたいのと、また自動車ポンプの積載車、小型動力ポンプと以前は活動範囲と申しますか防災エリアの違いがあったかと思えます。現在どのようになっているのかお伺いしたいのと、報酬面では平準化が図られたということですが、今後、そういった活動面でも平準化が図られるのかどうかですね、その出動エリアの違い等もなくしていくのか。実際やってきたものから見ますと、やはり装備の違いといったものもありますし、日頃の点検業務等もそれぞれ大きく違うものかと思えますけれども、報酬を同額にしてどのように維持していくのか、お伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 今回の改正、報酬の引き上げにつきましては、一定程度消防庁が示す額に倣ってということでの提案になっております。ご質問にありましたとおり、班長といいますのは、また部長になるとその職務が変わるということもありますが、現状としては団員不足がそのような現状をもたらしているのかもしれませんが、一部には1度班長をやって、また団員に戻るといったところもあるようでございます。

ただ、責任の重さという点では、やはり班長の方がということで先程申し上げたとおり、班長についてはすでに基準はいついていたのですが、それよりも条例上は高い設定ということで、非常に部長と団員の間ということで金額の設定には苦慮したところであります。そうした点をご理解いただきたいと思いますし、ただ、各班とも一方的にその班長の責任の荷重の重さということではなくて、それぞれ班長経験者ということでの団員もいらっしゃるでしょう。そういったところは分担して行っていいただければというように考えるところであります。

ただ、その出動範囲につきましては、ポンプそれから積載ということでは従前と変わりございません。そうした意味ではいわゆる小型といいますか積載するものがないというところでは、その出動の範囲についてはやはり差があるものとは思いますが、ただ他の市町村も同じような形で改正する中で、ではなぜそこに差異が出るのかということも一つはあろうかと思えます。確かに訓練一つにしても、ポンプと積載以下、以下と言いますか、ポンプ以外ではそのホースの延長の本数も変わります。実際に出動した際の実際のホースの後始末というか、そういったところもポンプは通常の小型の倍ぐらいはかかるわけではありますが、そうした課題はあるにせよ、まず今回、その処遇改善ということで、団員確保等に繋がる手立てをここで講じるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

- 1 番（小野寺正樹議員） 若干お聞きしたいんですけれども、機能別団員で、訓練支援団員と載っておりますけれども、これに関しては訓練等の支援に関することといった部分で、任務等では載っているわけですが、ここで言う消防団活動協力員とはまた違ったものだと私も認識しております。

しかしながら、やはり地域の状況を聞いてみますと、消防団活動協力員に関しては、なかなかそういった条例に載っていないといった部分で、どこまでの活動が責任あるのかといったような話も聞いております。例えば、日中、空白時間帯といいたしましうか、勤め人がほとんどの消防団員で日中誰もいなかったときに、実際火事が起きてしまったといったとき、消防団活動協力員が消防車を運転することもできない。初期消火活動には協力すると言いながらも、実際に機材が変わってポンプの動かし方も分からないといったような話をよく聞くことがあります。

そういった部分に関しましては、私はこの消防団活動協力員に関しても、訓練等支援団員としてある程度の位置付けをしてもいいのではないかなとは思っておりますけれども、その辺の考え方について1点お聞きしたいのと、あと災害警戒等に関しまして4時間以上に関しましては3,000円から8,000円、1回の出動回数に関して、報酬の方が大幅に増額になっておりますけれども、その4時間以上とは、どこまで4時間以上といった部分の解釈になるのか。特に災害時などでは、やはり数日、ときには数ヵ月にかかっているといった災害に対しての活動もあるかとは思われますけれども、その4時間以上といった区切りのその辺の考え方について、もし分かればお聞きしたいと思います。

- 議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

- 説明員（高橋誠一総務課長） 今回の条例改正におきまして、機能別団員については、まずは消防団活動、団活動に対する協力的な立場ということで位置付けられておる団員でありますし、全部改正の中ではありますが、報酬等については消防庁等においてこういった団の規定がございませんので、その報酬額については改定を行っておりません。

そうした中で協力員との別といいますか関係性等についてですが、まず協力員については一義的にはまず初期消火、地域で実際に火災等が起きた場合にご協力いただくということで考えております。消防団員OBであったとしても質問にありましたとおり、機器の性能等また操作要領等も若干違いがあるということで操作したがゆえに怪我をしたり、そうした状況では困るわけありますので、あくまでも協力的な立場で消防団員が到着するまでお手伝いをいただくということでの役割になろうかと思います。

必ずしも実際にポンプを操作とかという場面であっても、それだけではなく協力としては交通整理でありますとか、そういった形でのお手伝いも想定しているところです。なお、協力員の実際の活動について、なかなかどこまでの範囲での協力という認識が共通化されていないのではないかとご指摘も受けておりますので、今年度改めて協力員の方、また、来年度から新たに協力員になられる方に対しましては、そういった協力員としての活動の一定の基準というものを示して、併せまして、消防団の方にも協力員の役割というものを再度確認していただく中で、間違いのない相互の連携行動ということで消火活動を行っていけれ

ばということで考えているところであります。

それから、災害警戒等の出動手当についてでありますけれども、これまでですとあまりにも小さくくりだったということで、その実態に合わせるような形で2時間未満それから4時間未満、4時間以上という設定をしたところであります。この区分については、鶴岡市と同じその内容となっているところであります。4時間以上といいますのは上限を定めておりませんけれども、まず想定しておりますのは通常の1日ということで、8時間からの勤務ということになろうかなと思います。ただ、長期にわたる場合、一旦休憩なり、お仕事に復帰されるという場合もあるかと思いますが、そうした場合は関係する法令等または町の条例等に従う中で、その支出といいますか報酬等を支給してまいりたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。協力員の立場といいましょうか、そういった活動に関しての内容は十分把握させていただきました。しかしながら、やはり現場といいましょうか、そういった現場で隣の家が火事になっていて、子どもとか人命救助が至急、本当に待ったなしといった場合に、消防団員も来なく、来るまで交通整理をするといったような余地はなかなか私は想定できないと思っております。そのための協力団員に関しては、保険等も入って町の方で負担してもらっているというような話も聞いておりましたけれども、そういった部分の整理も今後していくといった話でしたので、ぜひそういった部分の改良に関してもよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今までの質疑の中で私も何点か疑問に思った点から質問させていただきますが、まず消防団活動協力員に関しましてはそういった規程等が整備されていたかと思ひました。それを先程の答弁では、これから整備するという答弁ありましたので、その点1点確認させていただきたいと思ひます。そういった消防団活動協力員に対する規程等なく、お願ひして、どこまでがその協力の範囲なのかという明確にされてない中で、今そういった協力員の活動をされていたかどうか、まず1点確認したいと思ひます。

もう1点目、質疑の中に部長、班長の差異がなくなりつつある。更にですね、班長と一般団員の差もなくなってきた中で、その不公平感といいますか、職務の重さの違い、それに対する団員または班長クラスの対応、やはり噴出しかねないと思ひますけれども、その対応をどのように考えているのか、お伺ひしたいと思ひます。まず1点お願ひします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず協力員について、整理と言ひますか、整備と申し上げたのかもしれないが、ルールはございますが、それを依頼する際にきちんと示すことが少し足りていなかったというのがあります。協力員の制度ができてしばらく経つものですから、消防団員の中にも協力員というのはどこまでしてくれるのかというところがきちんと捉えられていない部分もあったかと思ひます。そうしたところでは協力員になられる方も改めて自分たちはこういうところまで活動できるんだ、そして消防団員の方もここまで活動に協力し

てもらえるんだと、併せて町内会の方からも消防団活動協力員はここまで消火活動等に尽力いただけるということを共通理解するということでの整理といいますか、改めてそういった取り組みをしたいということでの説明をしたところであります。

それから班長、それから団員の職責に応じた報酬であるべきではないかというご質問かと思います。先程申し上げたとおり団員の報酬については消防庁の通達等に倣う形で他市町村と同じ額の報酬ということで引き上げをさせていただきました。改めて班長についても消防庁との差では500円の差ということでの基準が示されたところではありますが、ただ本町においては先程来議員のおっしゃるように班長の職責ということから、一般団員との差を設けるということで一定程度の、基準額以上の額に設定をさせていただいたところであります。

個人的な感想からしますと、私も班員から班長になりましたが、班長の手当が高い低いというのは個人的にはあまり意識はなく、ただ班長の職責ということで全うするという認識といいますか、意識が高まったということで、先程申し上げましたが、その班の団員の状況によっては改めて団員に戻るといいますか、一緒になって活動するということからしますと、あまり班長に負荷をかけるようなところではなく、できるだけ班長という職責は全うしていただきながらもその班の中での負担軽減を図っていただく中で、そうした不平等が出ないように対応していただければありがたいということだと思います。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 協力員に関しましては、やはり双方の認識を再度きっちり確認していただきたいと思います。班長または一般団員に関する報酬の件でありますけれども、総務課長が答弁された、総務課長がされていたときは、班もしくは団にその報酬というものがプールといいますか、一括で入っている段階でありまして、個人であり報酬というものを意識していないときだったと思われまして、個人であり報酬というものを意識していないときだったと思われまして、ですので、そういった感覚はあろうかと思いますが、今は個人支給になっているということで、その金額が詳らかに分かるわけでありまして、そうした中で、やはり差がないということは摩擦が生じるのではないかなと思いますので、その辺、今後の例えば班長以上を更に報酬を改定するなどの対策も含めて検討するべきではないかなと思います。その辺に関して1点お伺いしたいと思います。

まず今回の提案理由であります、消防庁の通達に従うというようなことであろうかと思いますが、その提案理由は理解いたしますけれども、その目的、通達に従い、処遇改善をした目的、どのような目的を持っているのか。この報酬を上げることによって団員がどのぐらい増えるというような目的を持っているのか、お伺いしたいと思います。

私もですが、消防団員としてはこれだけ報酬をもらっているから、これだけ頑張らなければならないという思いはありません。やはり奉仕の心といいますか、そういったもので、消防団員の活動を支えられているというように思いますけれども、そこも併せて考えていかなければ、消防団員の減少というものは報酬だけでは追いつかなくなるだろうというように思います。その点に関して、今回の条例改正、条例の制定に伴う目的をどのような形で持っていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 団員の報酬、班長の報酬ということでは、先程私が説明した感覚はいささか古いものかもしれませんが、ただ、最後に議員がおっしゃられたように、報酬は確かにそれぞれ個人ということで、金額そのものが可視化といいますか明確になるわけですが、すけれども、まさにその班長、団員に関わらず奉仕というところが大きいということであれば、その役職に関わらず消防団のそれぞれの職責に応じた活動というものは達成といいますか遂げてくれるのではないかとということで信じたいと思います。

なお、今回の改正におきましては、確かに消防庁の通達に沿った形ということではあります。が、提案理由にもありましたとおり、消防団員の確保、それから処遇改善というのがまず一番の目的かと思えます。ただ、団員の確保、どれぐらい報酬が上がったから何人増えるという話ではないのではないかとということにも思います。団員の確保にあたっては報酬の見直しではなくて、これまでも継続的に、実際の活動の負担というのが大きな団員確保にあたっての課題ということであり、その課題解決に向けて、例えば操法大会の見直し、それぞれの出場年数等の隔年とか負担軽減等、また技量審査会ということで操法大会そのもののあり方ということで、これまで非常に操法大会等に向けて団員が大きな負担といいますか、そういったものを見直す中で、先程来出ております奉仕ということで地域のために役立つ活動ということで結びついていき、結果としてその目的である団員の確保ということに繋がっていけば、今回の狙いということでの見直しは非常に意義のあるものではないのかというように思うところであります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） その奉仕の心の醸成のためにも機能別団員の活用、積極的な活用というものは今後重要になってくるかと思われま。その機能別団員の活用に関しても、今回の条例改正においては年額報酬は変わらないわけでありま。ので、町の立ち位置としても十分団員確保という意味での機能別団員のあり方というものがあると思いま。ので、検討していただきたいというように思いま。

その団員確保に関しましてですが、近隣の酒田市においては、通勤・通学者においても消防団として登録できるというような報道をなされております。となりますと、本町から通勤されている方が日中の消防団員として登録するという可能性が出てくるということで、この二重登録ということに関しては何かしら整備されているのかどうか。本町で団員確保しようとしても他市町村ですでもう団員になっていますよという状況になれば、更に団員確保というものは難しくなってくるかと思われま。その対策をやはり早めに手を打って、本町に通勤通学、通学は難しいですが無理ですが、通勤されている方の団員としての登録も視野に入れていかなければならないと思いま。が、その辺、機能別団員の活用、二重登録に対する対応に関しての所見をお伺いしたいと思いま。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 機能別団員については、本町でも独自に置いている団員でもありますので、その活用については今後更に検討を重ねてその役割を十分果たしていただきたいと思うところであります。

それから、町外での消防団員としての活動ということですが、申し訳ありません、私もそのような制度があるということは不勉強でありました。ただ、それぞれ団員として報酬を受け取るということになりますので、団員ですとそれぞれの団長が任命することになりますが、当然地元の消防団との兼ね合いというのは出てこようかと思います。それは任命する際に十分チェックがなされて団員になろうかと思いますし、通勤ですと、その地域で活動されているというよりは、おそらく事業所内の消防団とか消防活動というのではないかと思いますので想定されるわけですが、なお、その点について他市町村の住所地以外での団員登録活動については、状況等について確認をしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第28号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第28号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第15、議第29号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議長（志田徳久議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（志田徳久議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第29号「三川町教育委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、教育委員会委員であります佐藤隆弘氏が、令和6年3月31日を以って任期満了となることから、再度、佐藤氏を教育委員会委員に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて佐藤氏の経歴を申し上げますと、県立鶴岡南高等学校を卒業後、株式会社荘内銀行に入行し、米沢支店を初任地として県内の各支店に配属され、平成15年からは鶴岡東支店支店長に就任し、その後、石巻市、福島市にも支店長として赴任されております。そして、これまでの経歴と手腕が評価され、平成24年から人事部シニアマネージャー、平成30年から業務監査室シニアマネージャーの要職に就かれ、その後、公益社団法人鶴岡法人会の事

務局長を歴任されるなど、地域経済の振興・発展に大きく貢献されております。

更に、令和2年4月に教育委員就任後は、学校教育や社会教育活動に対し、的確な指導・助言をいただくとともに、総合教育会議や教育委員会の会議の場においても建設的な提言等をいただくなど職務に精励されております。

このように、佐藤氏は長く金融機関に携わってこられたご経験から、正確な判断とマネジメント能力に長けており、教育委員の職務においても、多角的な観点から本町の教育行政をとらえ、的確な助言がいただけるものと確信いたしていることから、再度、教育委員会委員として任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。何卒ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（志田徳久議員）　これから議第29号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決します。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（志田徳久議員）　ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に7番　鈴木重行議員、8番　成田光雄議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（志田徳久議員）　念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配布漏れなしの声あり）

○議長（志田徳久議員）　配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（志田徳久議員）　異常ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員）　異常なしと認めます。

○議長（志田徳久議員）　ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議長（志田徳久議員）　投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 投票漏れなしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 投票を終了します。

○議 長（志田徳久議員） 開票を行います。

7 番 鈴木重行議員、8 番 成田光雄議員、開票の立ち会いをお願いします。

（ 開 票 ）

○議 長（志田徳久議員） 開票の結果を報告します。

投票総数 9 票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票 9 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議第 29 号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議 長（志田徳久議員） 日程第 16、議第 30 号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（ 書 記 配 付 ）

○議 長（志田徳久議員） 職員に議案を朗読させます。

（ 書 記 朗 読 ）

○議 長（志田徳久議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第 30 号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、人権擁護委員でありました阿部 優氏が、一身上の都合により令和 5 年 12 月 19 日を以て辞任されたことから、その後任として、折原 忍氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

折原氏の主な経歴を申し上げますと、同氏は、昭和 57 年 3 月、日本大学生産工学部を卒業後、山形日本電気株式会社、ルネサス山形セミコンダクタ株式会社を経て、平成 24 年 12 月からは医療法人愛陽会にて勤務する傍ら、東北福祉大学通信教育学部において精神保健福祉士の資格を取得されました。現在は、医療法人酒田東病院において医療相談業務にあたられており、障害をお持ちの方の生活相談や社会復帰支援の他、認知症高齢者の虐待案件に関して、行政と協働して課題解決に奔走するなど、人間の多様性を尊重しながら、個々の能力や可能性に焦点を当てた活動にご尽力されております。

このように、折原氏は人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、推薦いたしたくご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第 132 条の規定によって、禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

これから、議第 30 号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第 30 号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、適任という意見を付し、同意することに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第 17、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。

○議 長（志田徳久議員） 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議 長（志田徳久議員） 本件は、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 128 条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は、別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和 6 年第 2 回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午後 0 時 08 分)

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、
ここに署名する。

令和6年3月12日

三 川 町 議 会 議 長

三川町議会議員 7 番

三川町議会議員 1 番